

松原市都市計画マスタープラン

《都市計画に関する基本的な方針》

— みんなでつくる 未来へつなげるまち まつばら —

令和2(2020)年3月

松原市

はじめに

本市は、「挑戦し続ける 元気あふれるまち まつばら」の実現のため、平成23年度に松原市都市計画マスタープランを策定し、市民の皆様との協働によるまちづくりを進めてまいりました。

幹線道路や高速道路が充実しているという本市の強みを活かし、土地区画整理事業に対する支援など、協働の取り組みを行ってきた結果、天美地区や新堂地区では大規模商業施設等が進出し、これからも更なる地域のにぎわいや雇用の創出が見込まれています。

そして、令和元年度から「みんなでつくる 未来へつなげるまち まつばら」を将来都市像とした松原市第5次総合計画がスタートし、社会経済情勢や市民ニーズの変化に対応するため、このたび「松原市都市計画マスタープラン」を新たに策定しました。

今後は、都市計画に関する基本的な方針となる本マスタープランに基づき、幹線道路等を活かした新たなまちづくりの推進、社会問題化している空き家対策とその利活用、さらに全国各地で発生している自然災害への対応など、市民の皆様との協働による安心・安全のまちづくりをさらに進めてまいりますので、皆様のより一層のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご審議いただきました松原市都市計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様からお礼申し上げます。



松原市長 **澤井 宏文**

目 次

序章 計画の策定にあたって.....	1
1.改定の目的.....	2
2.改定の視点.....	2
3.計画期間及び対象区域.....	3
4.位置づけ.....	3
5.計画の構成.....	4
第1章 都市の現状と課題.....	5
1.都市の現状.....	6
（1）市の概況.....	6
（2）人口・世帯.....	7
（3）産業.....	11
（4）土地利用.....	13
（5）市街地・住宅.....	15
（6）都市施設.....	18
（7）歴史資源.....	20
（8）景観.....	20
（9）環境.....	20
（10）自然災害.....	20
2.都市づくりの課題.....	21
第2章 全体構想.....	25
1.将来都市像.....	26
（1）目指すべき将来都市像.....	26
（2）都市づくりの目標.....	28
（3）将来人口の見通し.....	29
（4）将来都市構造.....	30
2.都市づくりの方針.....	32
（1）土地利用の方針.....	32
（2）市街地・住宅地・空家の方針.....	34
（3）防災・防犯の方針.....	36
（4）道路・交通の方針.....	39
（5）公園・緑地の方針.....	41
（6）上下水道の方針.....	43
（7）その他公共施設の方針.....	45
（8）環境保全の方針.....	46
（9）地域環境・景観の方針.....	48

第3章 地域別構想.....53

1.地域区分の考え方.....	54
(1) 基本的考え方.....	54
(2) 地域区分の設定.....	54
2.地域別まちづくり方針.....	55
(1) 中央地域のまちづくり.....	55
(2) 北西地域のまちづくり.....	61
(3) 北東地域のまちづくり.....	66

第4章 都市計画マスタープランの実現に向けて.....71

1.協働によるまちづくりの推進.....	72
(1) まちづくりの連携.....	72
(2) 協働のまちづくりの誘導方策.....	73
(3) 関係法令の運用.....	74
2.都市計画マスタープランの適切な進行管理と見直し.....	74

参考資料.....75

松原市都市計画マスタープランの策定経緯.....	76
松原市都市計画審議会都市計画マスタープラン策定専門部会委員名簿.....	77
松原市都市計画マスタープラン策定庁内検討会議設置要綱.....	77
松原市都市計画マスタープラン 市民アンケート調査の概要.....	79
用語解説.....	91

序章

計画の策定にあたって

序章 計画の策定にあたって

1.改定の目的

我が国の人口は、平成 20（2008）年をピークに減少局面に入り、令和 35（2053）年には 1 億人を下回ると推計されています。また、出生数が減少し続ける一方、令和 7（2025）年には団塊の世代が後期高齢者（75 歳以上）に達するなど、少子高齢化による人口構造の変化が見込まれます。

本市では、平成 31（2019）年 3 月に「松原市第 5 次総合計画」が策定され、令和 8（2026）年を目標とした新たな将来像が示されたこと、大阪府が定める「南部大阪都市計画区域マスタープラン」が一部改定されたこと、また、社会経済情勢の変化や市民ニーズに的確に対応していく必要があることから、新たな都市計画マスタープランを策定するものです。

なお、これまでの策定経過として、平成 14（2002）年 3 月に策定し、その後、平成 21（2009）年 4 月の時点修正を経て、平成 24（2012）年 3 月に計画期間満了に伴い改定を行いました。

2.改定の視点

都市計画マスタープランの策定にあたっては、以下の視点に基づき計画づくりを進めます。

（1）各種計画との整合が図られた計画的かつ総合的な都市づくり

今後の都市づくりを計画的かつ総合的に推進していくため、本市の最上位計画である「松原市第 5 次総合計画」と、本計画の上位計画である「南部大阪都市計画区域マスタープラン」に即するとともに、その他関連計画との整合を図る必要があります。

（2）人口減少・少子高齢化に対応した都市づくり

今後、人口減少・少子高齢化の一層の進行が予測されるなか、市民生活の安全性や利便性を確保するとともに、市の活力を維持・向上させる持続発展可能な都市づくりを推進する必要があります。

（3）住みよい地域づくりの実現に向けた協働のまちづくり

住みたい、住み続けたい地域づくりを進めるため、市民の意向を踏まえつつ、地域のあるべき将来像を明らかにするとともに、その実現に向け、市民と行政等が協力しながら、地域特性に応じた計画的な土地利用を進めるなど、協働のまちづくりを引き続き推進する必要があります。特に、にぎわいの創出や雇用の確保に向けて、市民協働により幹線道路沿道等の市街化調整区域やため池などの地域資源を有効に活用する必要があります。

3.計画期間及び対象区域

計画期間は、令和2（2020）年度を基準年度とし、概ね20年後を展望しつつ、令和9（2027）年度までの8年間とします。対象区域は、本市全域とします。

4.位置づけ

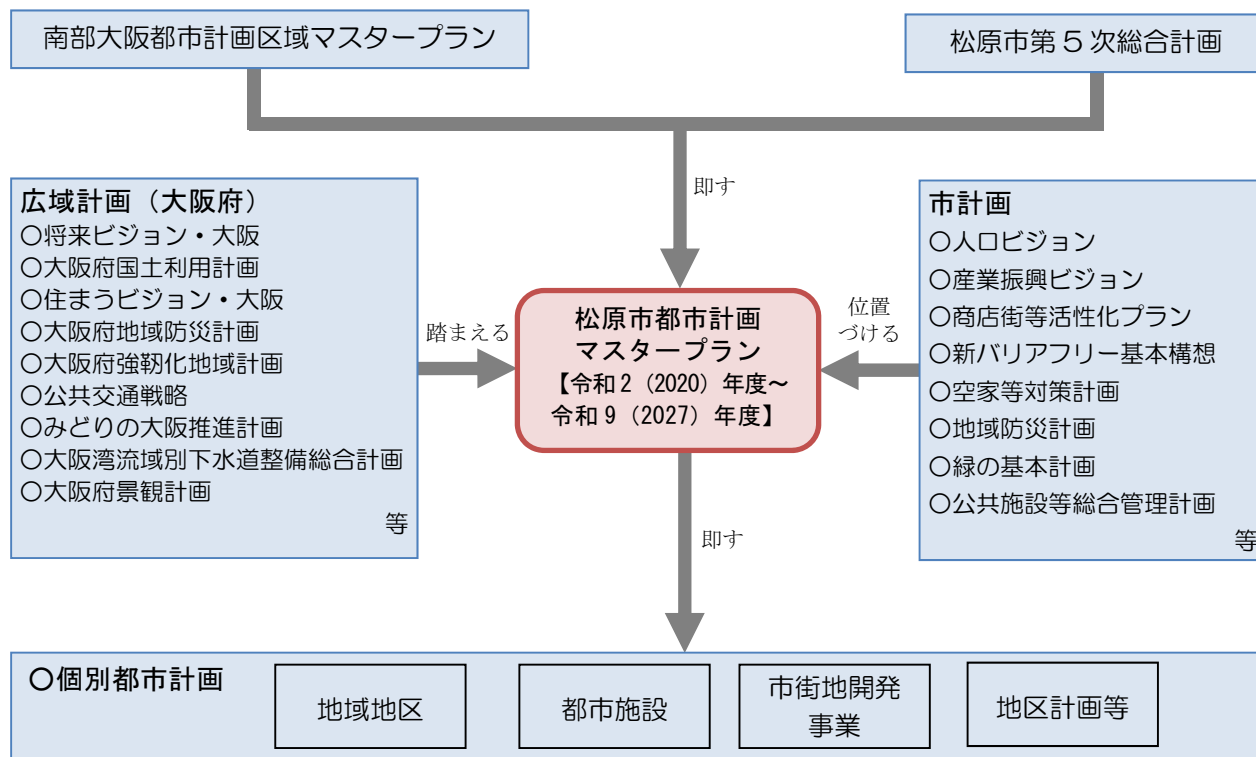
都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2（市町村の都市計画に関する基本的な方針）で、以下のように定められています。

本市においては、松原市第5次総合計画並びに、南部大阪都市計画区域マスタープランに即するとともに、府や市の関連計画との整合を図り策定します。

また、本市の都市計画は、都市計画マスタープランに即して定めることとなります。

都市計画法第18条の2（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

- 1 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

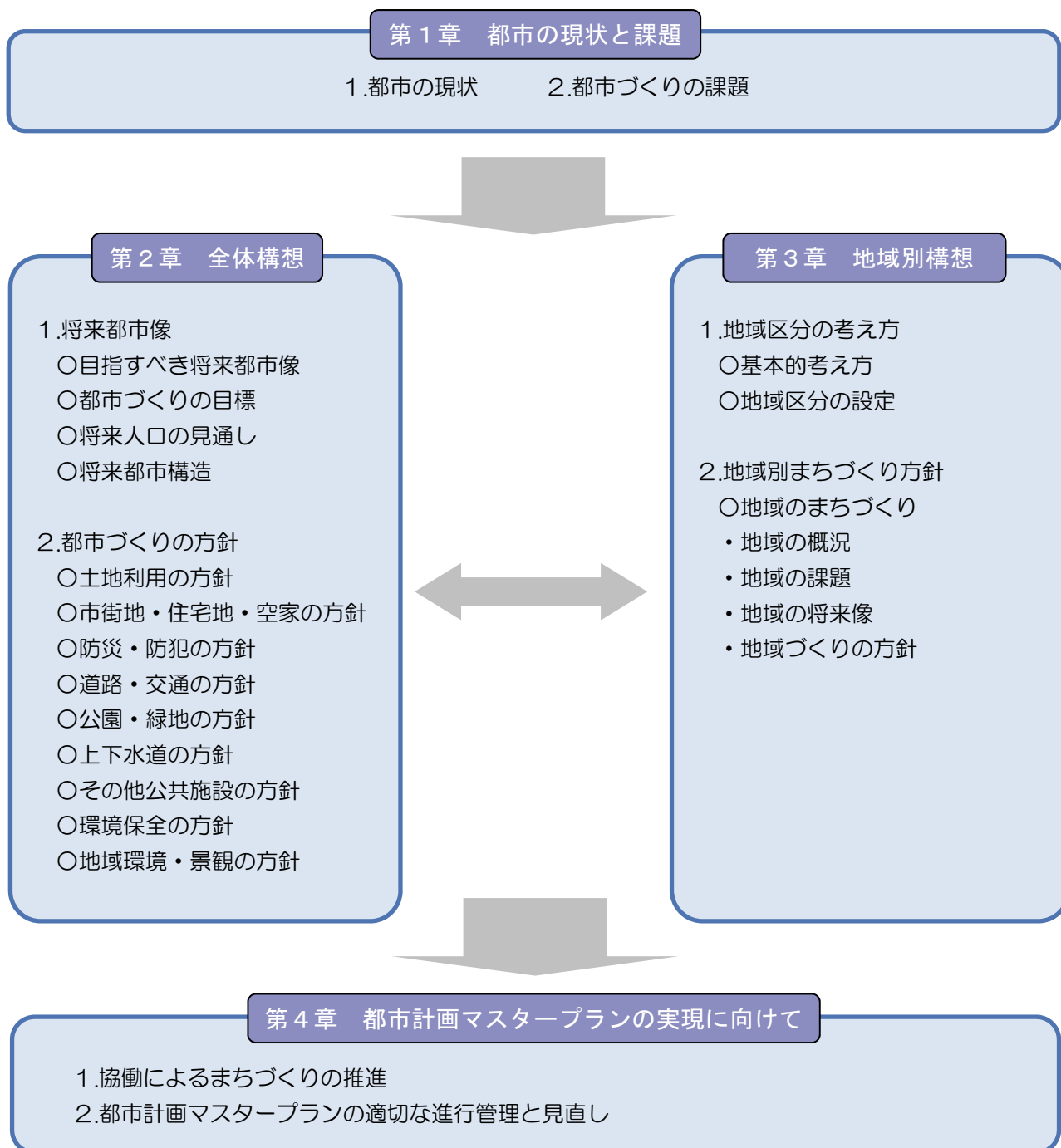


5.計画の構成

都市計画マスタープランは、「都市の現状と課題」から始まり、市域全体のビジョンと土地利用や都市施設等の方針を示す「全体構想」と地域づくりの方針を示す「地域別構想」で構成されます。

また、「都市計画マスタープランの実現に向けて」において、本計画の推進方策等を示しています。

都市計画マスタープランの構成



第1章

都市の現状と課題

第1章 都市の現状と課題

1.都市の現状

(1) 市の概況

松原市は、大阪府のほぼ中央に位置し 大阪市や堺市、羽曳野市、藤井寺市、八尾市に接しています。市域は東西約 5.8 キロメートル、南北約 5.1 キロメートル、面積約 16.66 平方キロメートルで、ほとんどが平坦地です。

昭和 30（1955）年 2 月 1 日、人口約 3 万 6000 人の田園都市として発足しました。都市部への交通利便性が高いことから、昭和 40 年代に急激に人口が増加し、令和元（2019）年 9 月末時点で約 12 万人の住宅都市となっています。

また、市内には阪神高速松原線・大和川線、西名阪自動車道、近畿自動車道、阪和自動車道や国道 309 号、大阪中央環状線などが貫通し、南大阪における道路交通の要衝地ともなり、その玄関口として発展を続けています。



市の位置

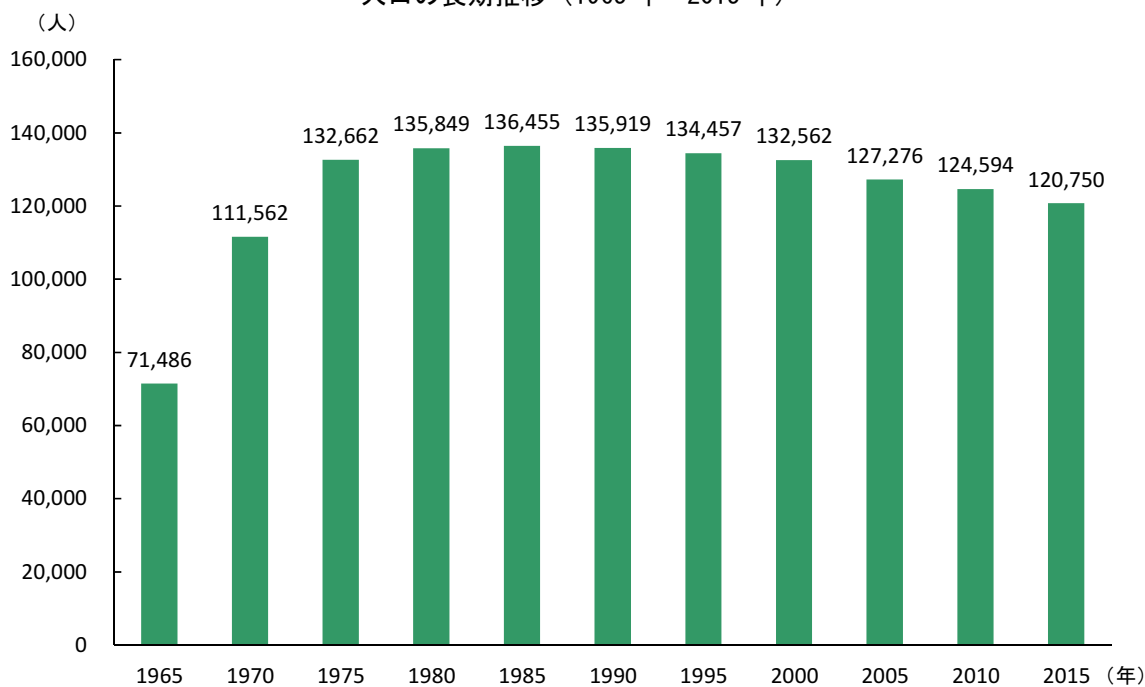
(2) 人口・世帯

1) 人口・世帯

平成 27 (2015) 年国勢調査における人口は 120,750 人で、昭和 60 (1985) 年をピークに減少傾向にあり、今後も減少傾向は続くものと予測されています。

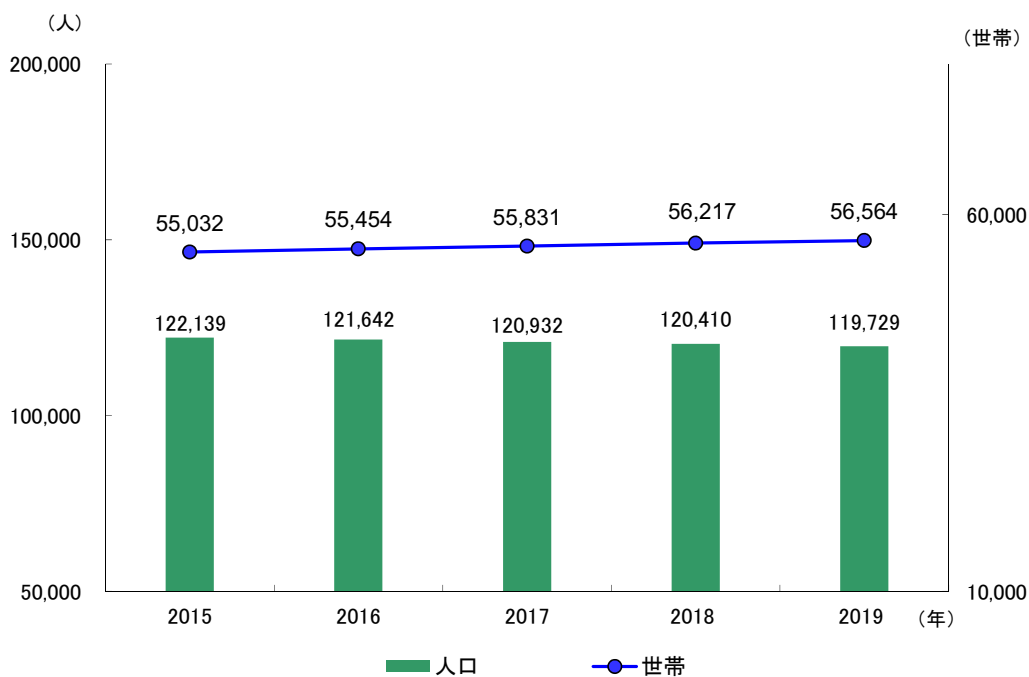
世帯数は増加傾向にあり、令和元 (2019) 年 9 月末時点の世帯人員は 2.12 人/世帯となっています。

人口の長期推移 (1965 年～2015 年)



資料：総務省「国勢調査」

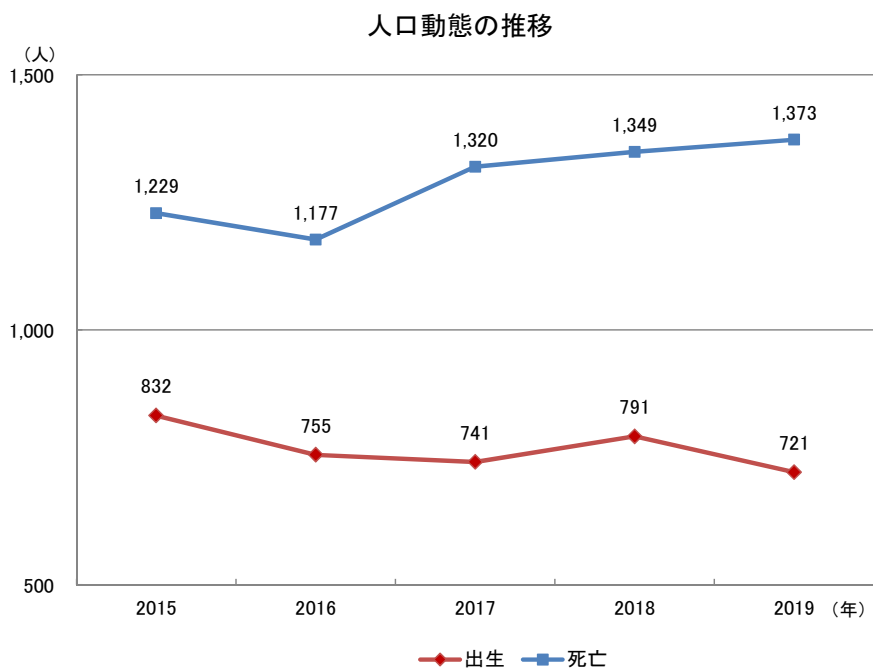
人口・世帯数の近年推移 (2015 年～2019 年)



資料：市民生活部窓口課「住民基本台帳 (各年 9 月末時点)」

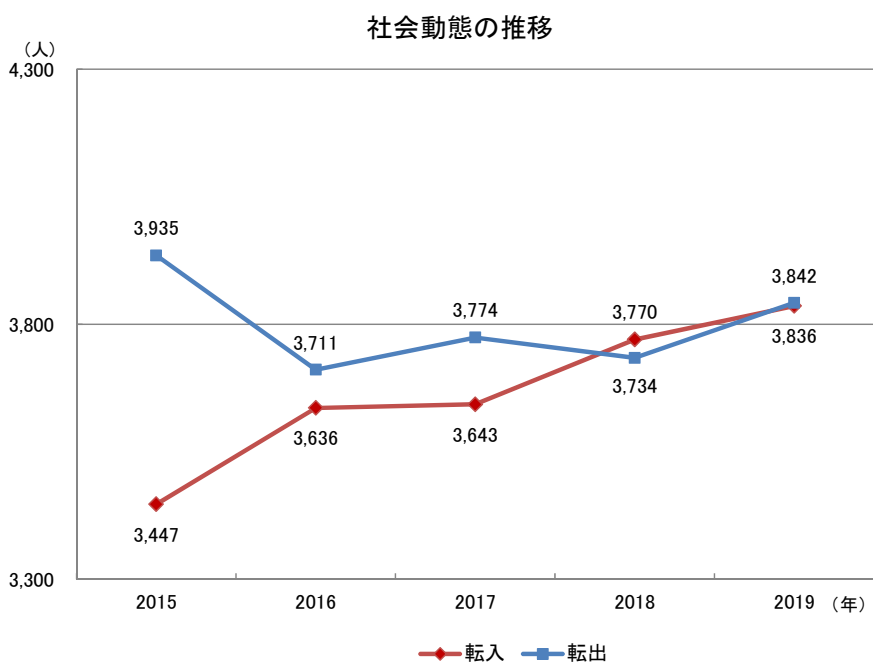
2) 自然動態（出生・死亡）

平成 27（2015）年～令和元（2019）年の自然動態は、死亡が増加傾向にあります。出生は平成 30（2018）年に増加したものの、令和元（2019）年には減少しています。



3) 社会動態（転入・転出）

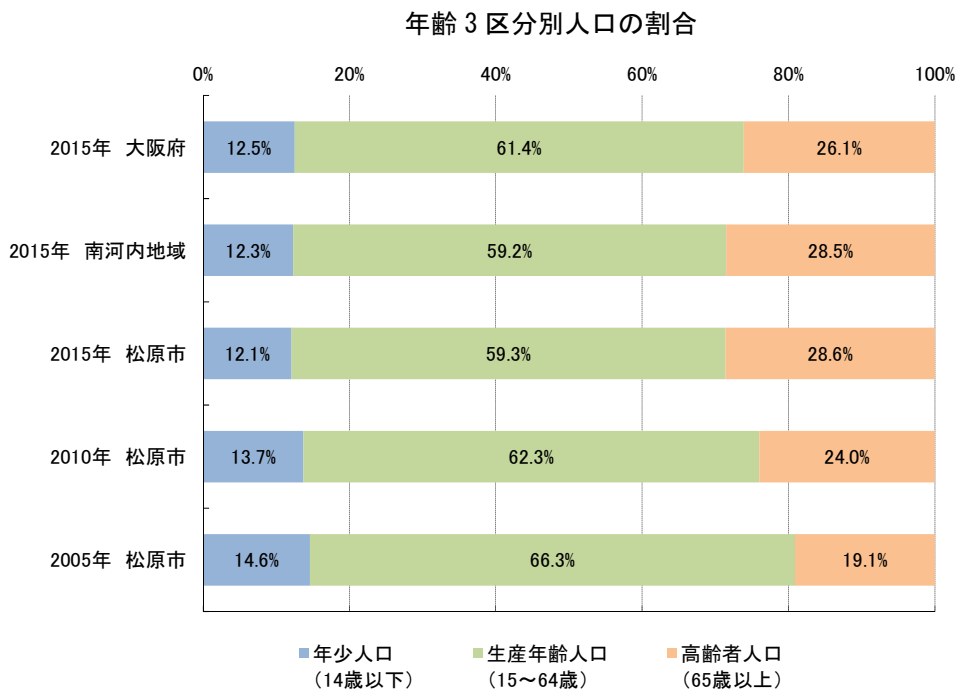
平成 27（2015）年～令和元（2019）年の社会動態は、転出超過が続いていましたが、平成 30（2018）年に転入超過に転じ、令和元（2019）年には再びわずかな転出超過となっています。



4) 年齢3区分別人口

年齢3区分別人口割合は、年少人口（14歳以下）、生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少傾向、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあります。

平成27（2015）年の年齢3区分別人口割合は、南河内地域とほぼ同様の割合となっています。



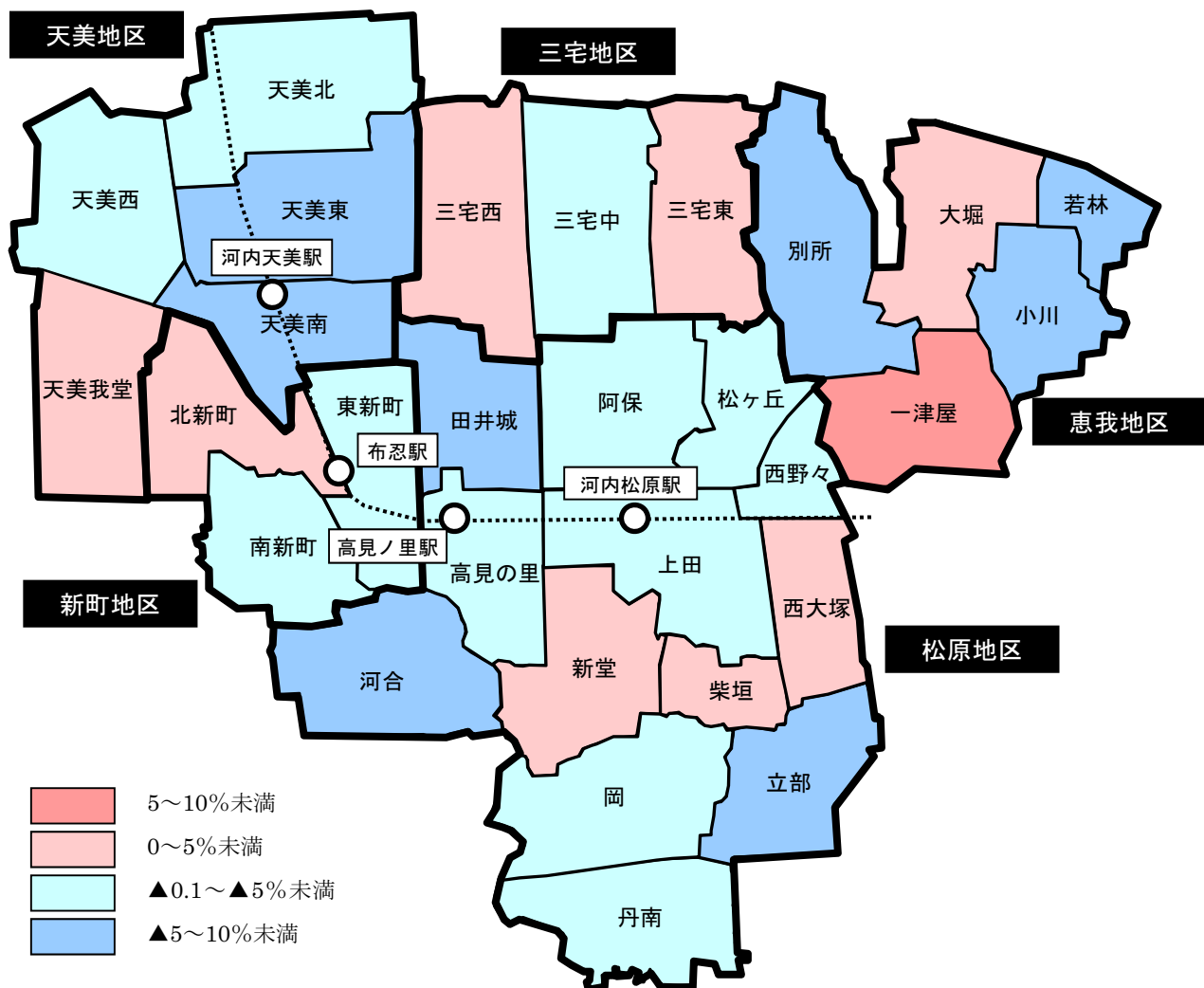
注1：年齢不詳含まず

注2：南河内地域は松原市、富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村

資料：総務省「国勢調査」

5) 町別人口の推移

平成 26 (2014) 年から令和元 (2019) 年における町別人口の推移をみると、人口減少地区が多いなかで、河内天美駅周辺地区で特にその傾向が著しくなっています。また、一部の地区で人口増加地区が見られます。



資料：市民生活部窓口課「住民基本台帳（各年9月末時点）」

町別人口増減率図（平成 26 (2014) 年～令和元 (2019) 年）

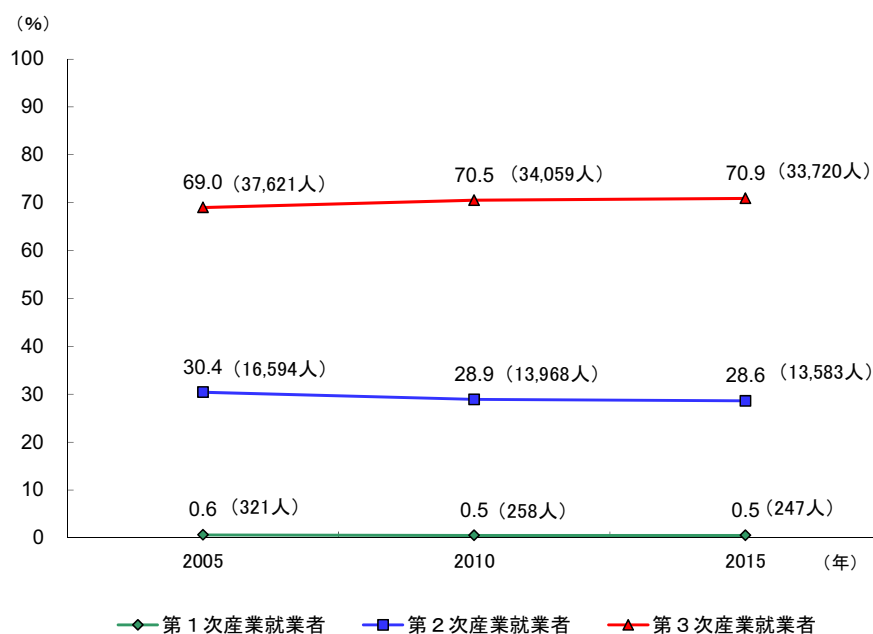
(3) 産業

1) 産業別就業者割合

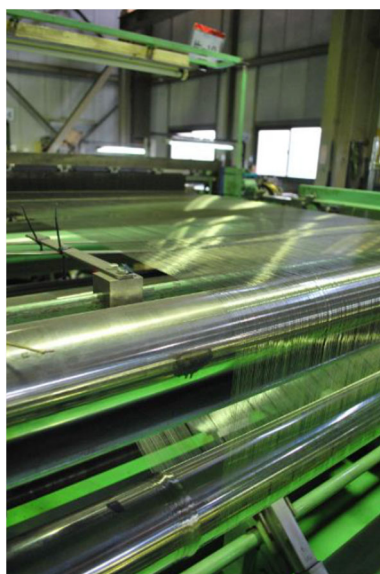
平成 27 (2015) 年の産業別就業者割合は、第 1 次産業が 0.5%、第 2 次産業が 28.6%、第 3 次産業が 70.9%となっています。

平成 17 (2005) 年からの就業者割合の推移をみると、第 1 次産業は横ばい、第 2 次産業は減少傾向、第 3 次産業は増加傾向にあります。

産業別就業者割合（就業者）の推移



注：分類不能を除く
資料：総務省「国勢調査」

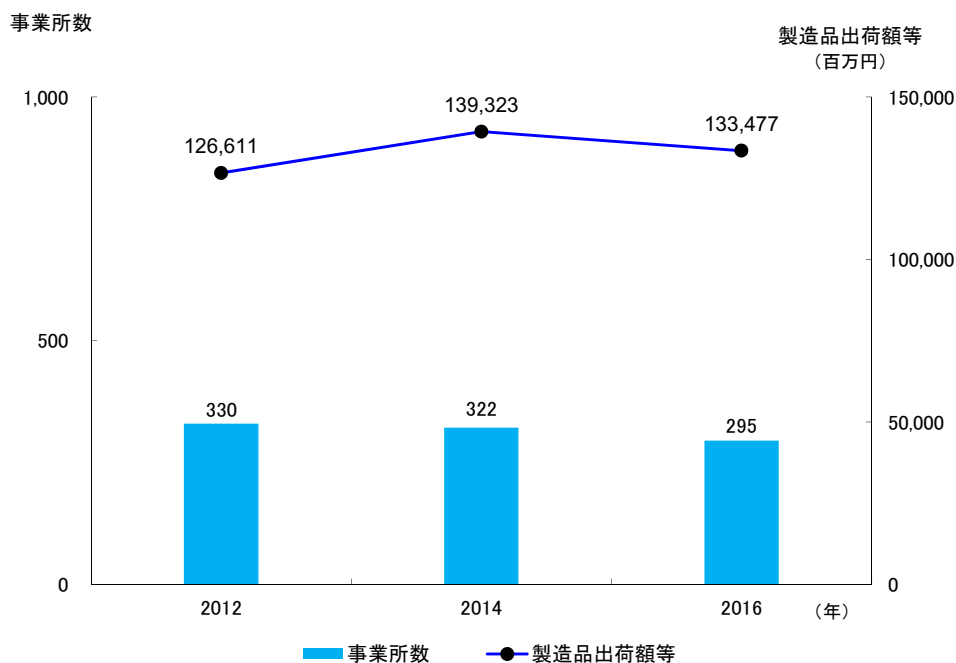


金網工業

2) 工業

平成 28 (2016) 年の製造品出荷額等は約 1,335 億円となっています。平成 24 (2012) 年からの推移をみると、事業所は減少傾向、製造品出荷額等は横ばいの傾向にあります。

年間製造品出荷額等及び事業所の推移



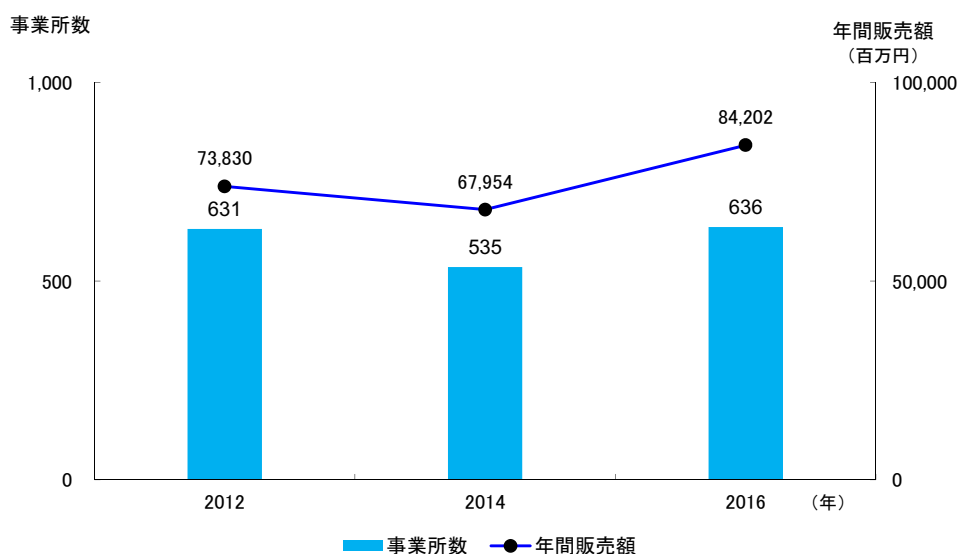
注 : 4 人以上の事業所
資料 : 大阪府総務部統計課「工業統計書」

3) 商業

小売業事業所数は平成 26 (2014) 年から大きく増加しています。

また、平成 28 (2016) 年の年間商品販売額は約 842 億円となっており、平成 26 (2014) 年から大きく増加しています。

年間商品販売額及び事業所の推移



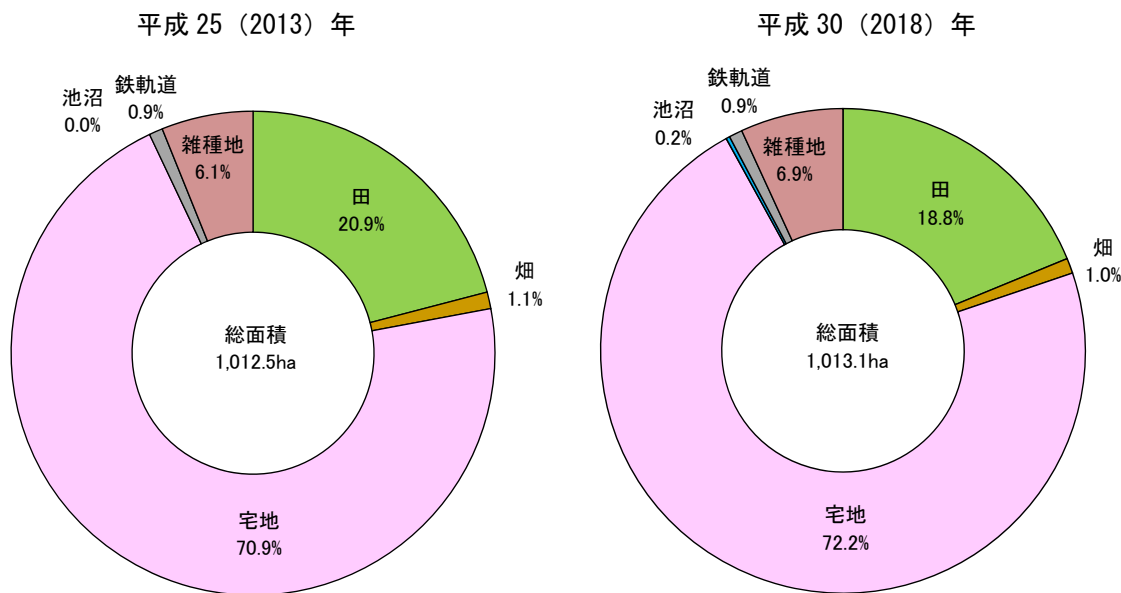
資料 : 経済産業省「経済センサス調査」

(4) 土地利用

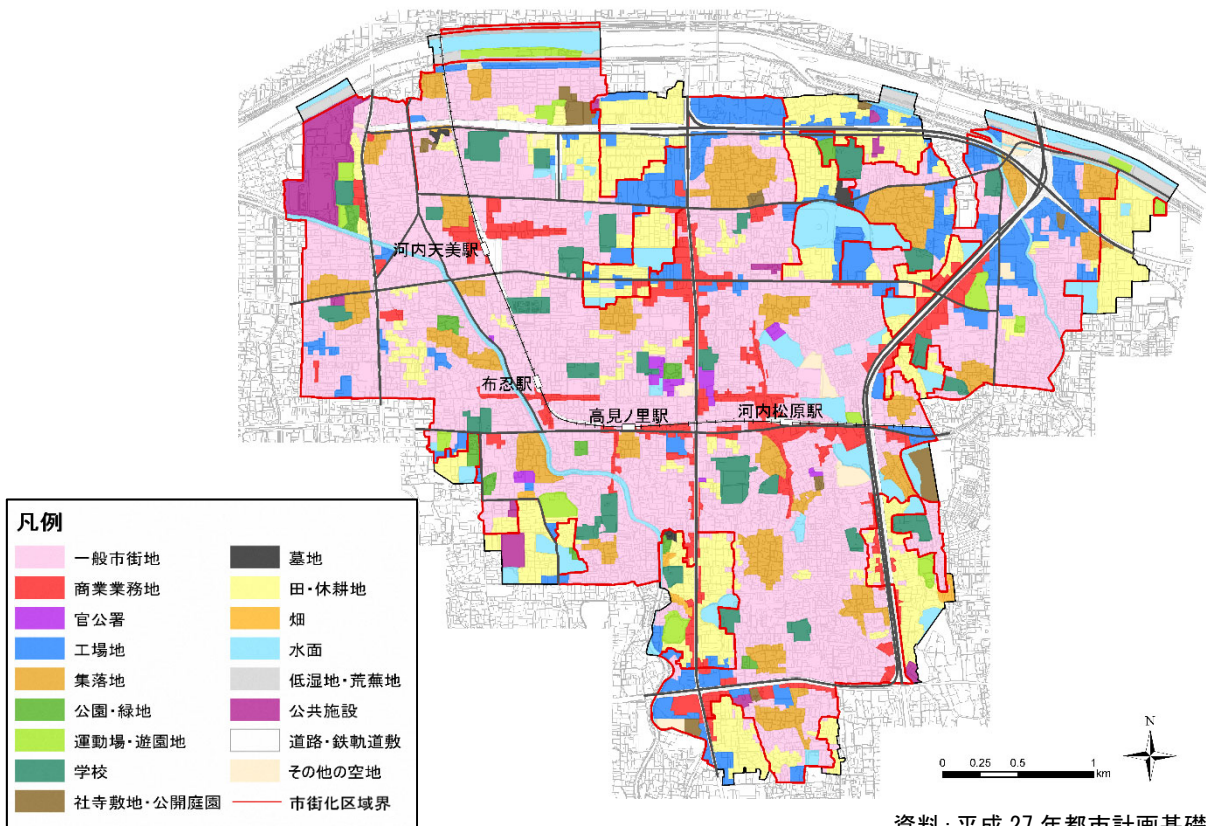
1) 土地利用の推移

平成 25 (2013) 年から平成 30 (2018) 年における土地利用 (地目別民有地) の推移をみると、宅地が 1.3 ポイントの増加、農地 (田畑) が 2.2 ポイントの減少となっています。

土地利用面積の推移



注 : 各年 1 月 1 日時点の課税地
資料 : 大阪府総務部市町村課「土地に関する概要調査報告書」



資料 : 平成 27 年都市計画基礎調査

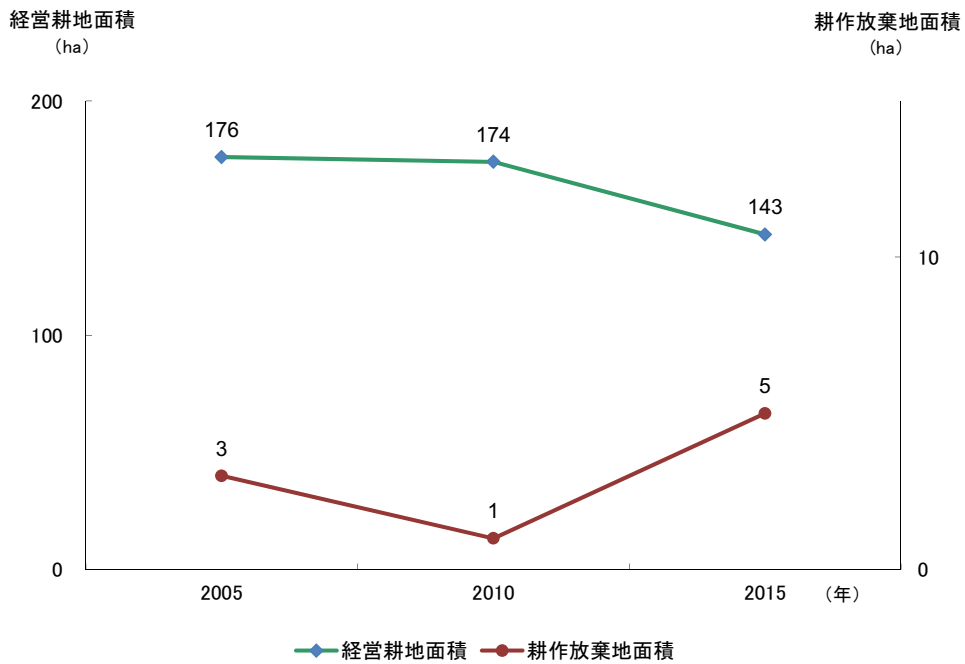
土地利用現況図

2) 農地

経営耕地面積は、平成 22（2010）年から約 30ha 減少しています。

また、平成 27（2015）年の耕作放棄地面積は、平成 22（2010）年から 4ha 増加し、5ha となっています。

経営耕地面積と耕作放棄地面積の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」



市内の農地

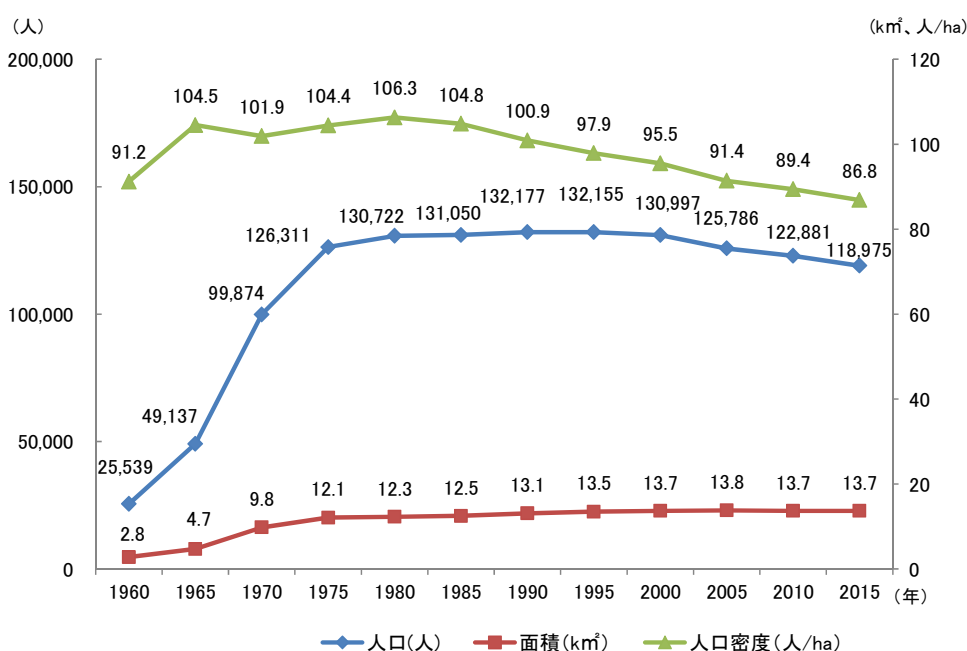
(5) 市街地・住宅

1) 人口集中地区

人口集中地区（DID）面積は、昭和35（1960）年から昭和50（1975）年にかけて急激に拡大し、その後は微増を続けていましたが、平成7（1995）年以後は横ばいの傾向にあります。

DID人口密度は、昭和55（1980）年以降減少傾向にあります。平成27（2015）年で86.8人/haとなり、比較的高密度な市街地が形成されています。

人口集中地区の推移



資料：総務省「国勢調査」

人口集中地区（DID）：国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下、基本単位区等）を基礎単位として、原則として人口密度が1km²当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域。

2) 地区計画

地区計画は 8 地区において決定しており、土地利用の方針に基づく建築物等の適正な規制・誘導により、良好な地区環境の形成に努めています。

地区計画の決定状況

名称	面積(ha)
小治ヶ池地区 地区計画	約 1.8
国道 309 号沿道地区 地区計画	約 26.3
天美 A 地区 地区計画	約 3.2
天美 B 地区 地区計画	約 10.5
天美 CD 地区 地区計画	約 14.7
新堂 3・4 丁目地区 地区計画	約 10.3
大阪中央環状線沿道地区 地区計画	約 2.2
寺池地区 地区計画	約 2.3

資料：都市整備部まちづくり推進課
(平成 31 (2019) 年 3 月 29 日時点)

3) 市街化区域及び市街化調整区域、用途地域

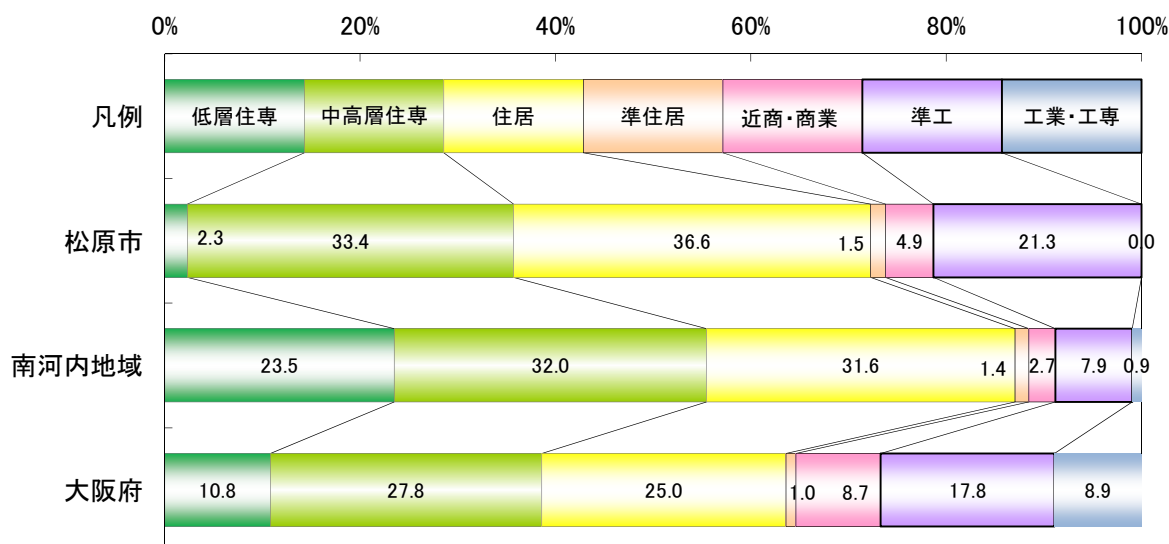
本市では、行政区域（都市計画区域）の約 8 割にあたる市街化区域に市域人口のほとんどが居住しています。

平成 30 (2018) 年 3 月 28 日時点の市街化区域は 1,324ha、市街化調整区域は 342ha となっています。

市街化区域では、建築できる建物の用途等を定めた用途地域を指定しており、その 72.3%を住居系用途地域が占め、住宅都市の性格が強くなっています。

大阪府、南河内地域と比較すると、低層住居専用地域の割合が低く、準工業地域の割合が高くなっています。

用途地域面積割合



注 1：松原市の用途地域面積は平成 31 (2019) 年 3 月 29 日時点
(都市整備部まちづくり推進課)

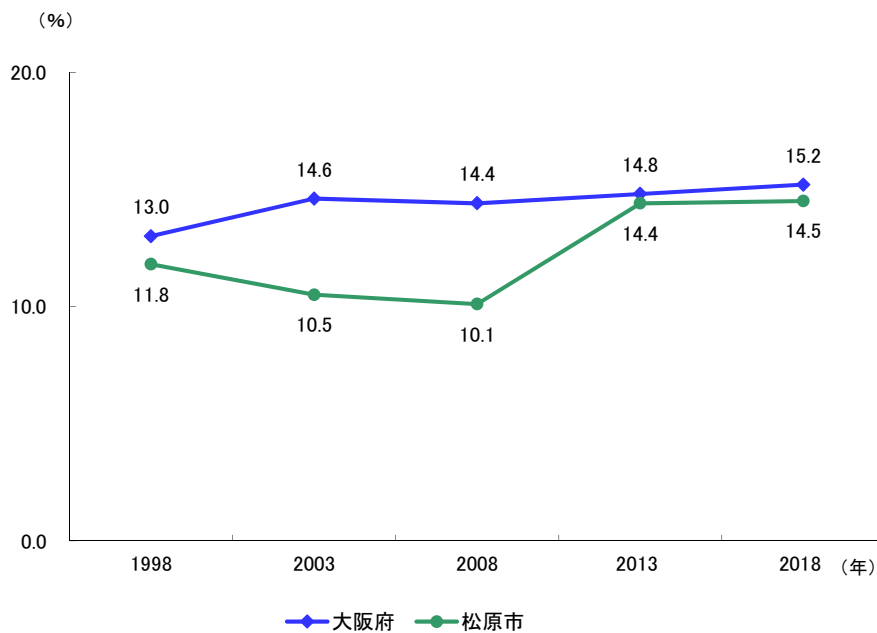
注 2：大阪府、南河内地域の用途地域面積は、平成 29 (2017) 年 3 月末時点
(国土交通省「都市計画現況調査」)

注 3：低層住専（第 1 種・第 2 種低層住居専用地域）、中高層住専（第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域）、住居（第 1 種・第 2 種住居地域）

4) 住宅

空家率は、平成20(2008)年から増加傾向にあります。平成25(2013)年以降は横ばいの傾向にあり、大阪府平均とほぼ同様の割合となっています。

空家率の推移



資料：総務省「住宅・土地統計調査」



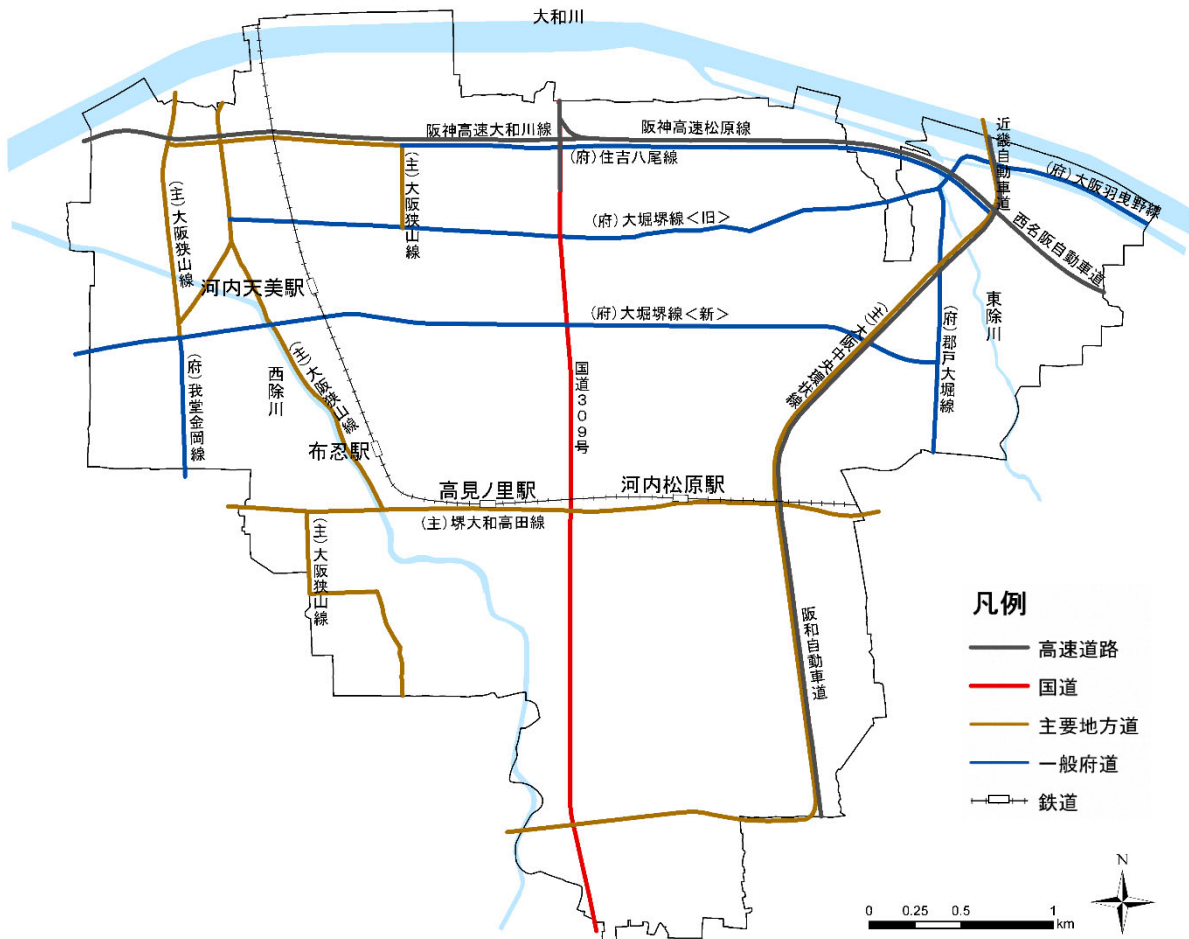
市街地

(6) 都市施設

1) 道路交通網

本市では、阪神高速松原線（三宅 IC、大堀 IC）、近畿自動車道、西名阪自動車道、阪和自動車道（松原 IC）の高速道路が松原 JCT でつながっています。阪神高速大和川線（三宅西 IC 以西）は、令和 2（2020）年 3 月に整備が完了しました。

主要な幹線道路としては、国道 309 号が市中央部を南北に通り、主要地方道、府道が縦横に整備されています。

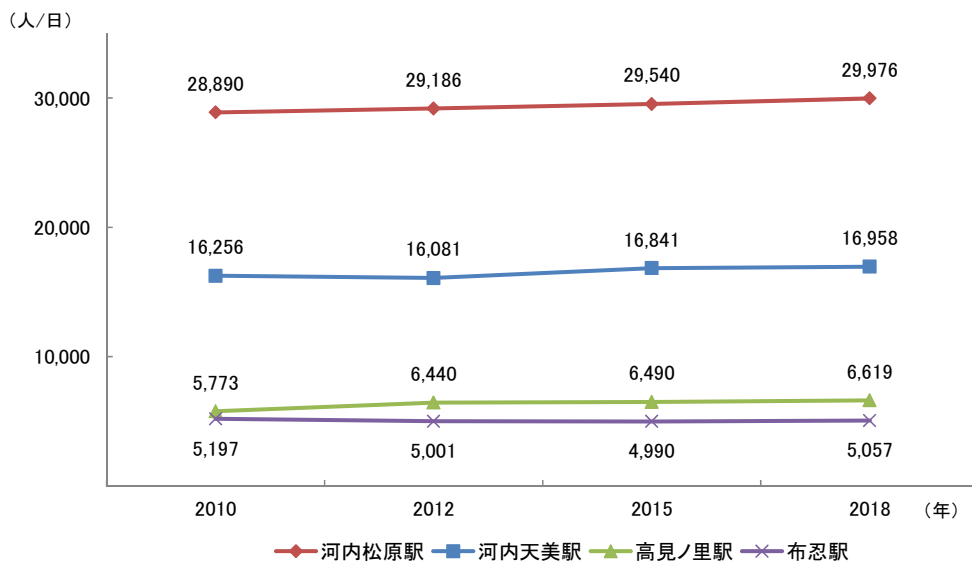


交通網図

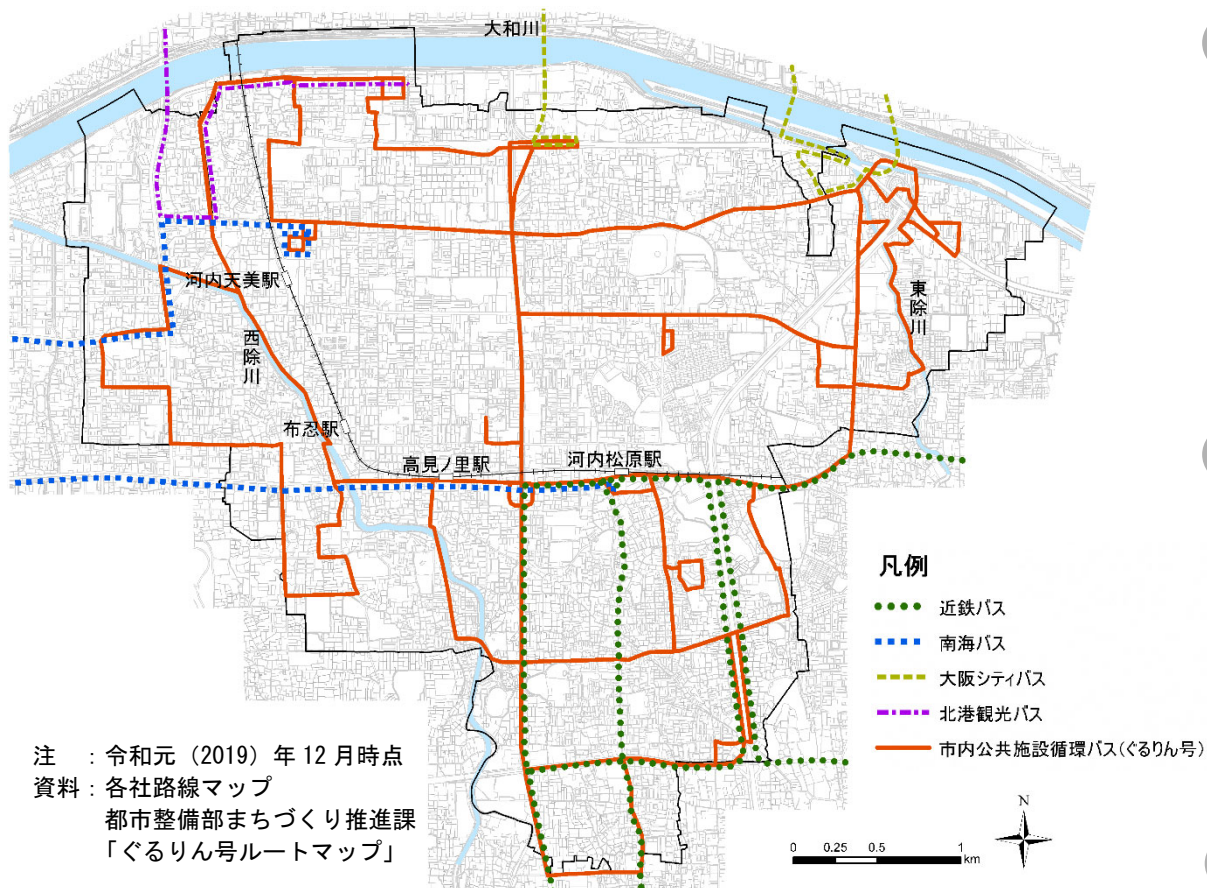
2) 鉄道・バス

1 日当たりの乗降人員は河内松原駅が最も多く、次いで河内天美駅、高見ノ里駅、布忍駅となっています。路線バスは、近鉄バス、南海バス、大阪シティバス、北港観光バスが運行しており、市内公共施設循環バス（ぐるりん号）は、市内 4 ルート（西ルート、東ルート、南北ルート、北・中央ルート）で運行しています。

鉄道駅別乗降人員の推移



注：乗降人員には定期を含む
資料：近鉄日本鉄道株式会社



バス路線及びぐるりん号ルート概要図

3) 都市計画道路

平成29（2017）年3月末時点における幹線街路（自動車専用道路を除く）の改良率は、65.3%（国土交通省都市計画現況調査）と大阪府平均をわずかに下回っています。

4) 都市公園

平成 30(2018)年 3 月末時点における都市公園市民 1 人当たり整備面積は 1.24 m²/人(大阪府都市公園一覧表)と大阪府平均を下回っていますが、開発行為により設置された児童遊園が多数点在しています。

5) 下水道

平成 31(2019)年 3 月末時点における下水道普及率は、97.9%(大阪府市町村別普及率)と大阪府平均を上回っています。

6) 公共施設の状況

本市の公共施設は、昭和 40 年代から 50 年代に集中的に整備されていることから、施設の老朽化が進行しています。

年度別の施設の延床面積割合について、昭和 56(1981)年以前の旧耐震基準で整備された割合は 64%となりますが、公共施設の耐震化はほぼ完了しています。

(7) 歴史資源

指定文化財等は 12 件で、国登録有形文化財が 4 件、大阪府指定文化財が 2 件、市指定文化財が 6 件となっています。

竹内街道、長尾街道、中高野街道、下高野街道などは旧街道の名残りをとどめており、特に竹内街道は、大阪府・奈良県の 12 自治体を通る“日本最古の国道「竹内街道・横大路(大道)」”として平成 29(2017)年に日本遺産に認定されています。

その他、我堂八幡宮、布忍神社、大林寺、屯倉神社、阿保神社、柴籬神社、来迎寺等の神社寺院や大塚山古墳等を有しています。

(8) 景観

本市では、大阪府景観計画において、大阪中央環状線等沿道区域(道路軸)、大和川沿岸区域(河川軸)、歴史的街道区域(歴史軸)が景観計画区域に指定されています。良好な景観を形成するため、大規模な建築物及び工作物について景観形成基準が定められています。

(9) 環境

本市では、松原市きれいなまちづくり条例に基づき、美化活動をはじめ、ポイ捨てや犬のふんの放置抑止の取組を進めています。

また、騒音規制法及び振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例等により、騒音や振動の規制等とともに、循環型社会を構築するため、ごみのさらなる減量化・資源化に取り組んでいます。

(10) 自然災害

大和川、西除川、東除川及び落堀川の洪水浸水想定区域(想定最大規模)では、河川周辺等で浸水する区域が想定されています。

南海トラフ巨大地震による地震動予測では、震度 6 弱が想定され、また、上町断層帯地震では、震度 6 弱～6 強が想定されています。

2.都市づくりの課題

都市づくりの課題については、都市の現状や令和元年 7 月に実施した都市計画マスタープランに関する市民アンケート調査（以後「市民アンケート調査」という。）等を踏まえて、以下のように設定します。

（1）幹線道路沿道等を活用した産業の育成と土地の有効利用

本市においては、阪神高速松原線・大和川線、西名阪自動車道、近畿自動車道、阪和自動車道の高速道路や、国道 309 号、大阪中央環状線などの幹線道路が整備されています。

主要な幹線道路沿道の一部は市街化調整区域であるとともに、ため池も多く分布しています。

また、工業は、市北部や南部、大阪中央環状線沿道の軽工業地を中心に展開されていますが、事業所数は減少し、工業出荷額等は横ばいの傾向にあります。

市民アンケート調査では、産業について、「生活に便利な住商共存のまち」、「企業の誘致など雇用機会の創出」、「幹線道路沿道の未利用地では商工業・物流などの施設を計画的に誘導する」などが求められています。

地域経済の安定した発展を図るためには、商工業や物流等の施設の計画的誘導など、幹線道路沿道等を活用した産業の育成を図るとともに、市街化調整区域やため池などの未利用地の活用を図るなど、土地の有効利用を進めていく必要があります。

（2）鉄道駅周辺における都市機能等の誘導と計画的な市街地の形成

市内の商業地は、河内松原駅や河内天美駅などの鉄道駅周辺市街地に形成され、身近な買い物などの生活利便性の良さが松原市の大きな魅力の一つとなっています。

一方、鉄道駅周辺では、人口減少が進んでおり、商業などのサービス水準の低下が懸念されています。

市民アンケート調査における買い物実態では、日用品の買い物場所について、河内松原駅周辺が約 3 割、その他市内鉄道駅周辺が約 3 割と全体では約 6 割となっていますが、非日用品の買い物場所は市外が約 5 割に対し、鉄道駅周辺全体では 2 割を下回っています。

また、鉄道駅周辺の都市機能について、「駅前周辺における商業、金融、福祉施設などの立地」、「鉄道駅周辺における商業、福祉などの生活サービス機能の充実」、「駅周辺における道路のバリアフリー化」などが求められています。

さらに、市街地全般について、「鉄道駅周辺における土地の有効利用、高度利用」、「市街地内の未利用地などでは住宅立地を計画的に誘導する」、「市街地内では保全する農地と宅地化などにする農地の見直しを図る」などが求められています。

このため、鉄道駅周辺は、市や地域の生活拠点として、地域住民と連携した商店街の活性化の取組や土地の高度利用、道路のバリアフリー化など、都市機能の確保や移動しやすい環境の整備とともに、計画的な市街地の形成を進めていく必要があります。

(3) 生活道路や公共交通の確保

本市は、高速道路や国道・府道などの幹線道路が充実しており、鉄道4駅も含め、利便性の高い交通条件は本市の大きな魅力の一つとなっています。また、路線バスのほか、市内公共施設循環バス（ぐるりん号）が運行しています。

一方、市内には、概ね幅員4m未満の狭あい道路がある地区も見られます。

市民アンケート調査では、道路については、「自転車通行空間の確保」、「身近な生活道路の整備」、「歩行空間の確保」などが求められています。

また、公共交通については、「駅周辺での駐車場・駐輪場の確保」、「路線やバス停などバスサービスの維持・確保」、「運行本数など鉄道サービスの維持・確保」などが求められています。

このため、狭あい道路の改善や歩行空間の確保、公共交通サービスの維持・確保など、安全で快適な生活道路や公共交通を確保する必要があります。

(4) 空家対策等による住環境の維持・向上

本市は、住居系用途地域が約7割を占めるなど住宅都市を形成し、道路、下水道などの計画的整備が進んでいます。公園については、都市公園市民1人当たり面積が大阪府平均を下回っています。また、市民が利用する公共施設については、施設の耐震化を計画的に進めていますが、老朽化対策が課題となっています。

一方、市内には防災・防犯や景観などに影響を及ぼすおそれのある空家が広く分布し、近年増加傾向にあります。

市民アンケート調査では、住宅について、「空家住宅などの対策」、「良好な住宅地環境を保全・育成する」、「住宅の防火・防犯対策の促進」などが求められています。

また、公園や緑地について、「子どもが安心して遊べる公園・広場の確保」、「高齢者が余暇活動を楽しめる公園・広場の確保」や幅広い緑化の取組が求められています。

さらに、公共施設について、「公共施設の耐震化など安全性の向上」、「学習や交流など複合的に利用できる施設づくり」などが求められています。

このため、空家対策の推進、暮らしやすい住環境の保全・育成、公園等の充実、公共施設の安全性の確保など、住環境の維持・向上を図る必要があります。

(5) 市民の安心・安全の確保

全国的に大規模な地震や大型台風等による水害などが多発しており、甚大な被害が発生しています。本市では、市内の河川周辺等が洪水浸水想定区域に指定されており、また、道路が狭あいな住宅密集地が見られます。

市民アンケート調査では、防災について、「災害の危険性の高い市街地の改善」、「地震災害などによる被害の軽減や救助体制の充実」、「ゲリラ豪雨などに対応する水害対策の充実」が求められています。

また、防犯については、「防犯灯の充実」、「住宅の防火・防犯対策の促進」などが求められています。

このため、市民と行政がそれぞれの役割のもと一体となった災害に強い都市づくりの推進や、更なる防災・防犯意識の啓発などにより、市民の安心・安全な暮らしを確保する必要があります。

(6) 都市環境の保全

本市では、地球温暖化対策の他、一般廃棄物の適正処理や循環型社会の構築に向けた取組を進めています。

市民アンケート調査では、環境について、「生活排水対策などによる河川などの水質浄化」、「省エネの取組や再生可能エネルギーの普及促進」、「ごみの減量化・再資源化の促進」などが求められています。

このため、温室効果ガスの抑制やヒートアイランド現象の緩和、公害の防止など、都市環境の保全を推進する必要があります。

(7) 歴史・文化、自然、景観の保全や活用

本市は、我堂八幡宮、布忍神社、大林寺、屯倉神社、阿保神社、柴籬神社、来迎寺等の神社寺院や大塚山古墳等の歴史・文化や大和川等の自然を有しており、市内の五社及び近接する一社を参詣する「開運松原六社参り」には多くの人々が訪れています。

また、竹内街道、長尾街道、中高野街道、下高野街道などは旧街道の名残りをとどめており、特に竹内街道は、大阪府・奈良県の12自治体を通る“日本最古の国道「竹内街道・横大路（大道）」として日本遺産に認定されています。

さらに、大阪府景観計画において、大和川沿岸区域及び歴史的街道区域（竹内街道）等は景観計画区域に指定されています。

市民アンケート調査では、まちの魅力について、「竹内街道や柴籬神社などの特色ある歴史や文化性」が挙げられ、自然や景観について、「まちなみ景観を整える」、「社寺や街道沿いの歴史景観を守る」、「河川やため池などの水辺景観を守る」などが求められています。

このため、こうした松原市らしい地域環境の形成や景観の保全など、歴史・文化、自然、景観の保全や活用を進める必要があります。

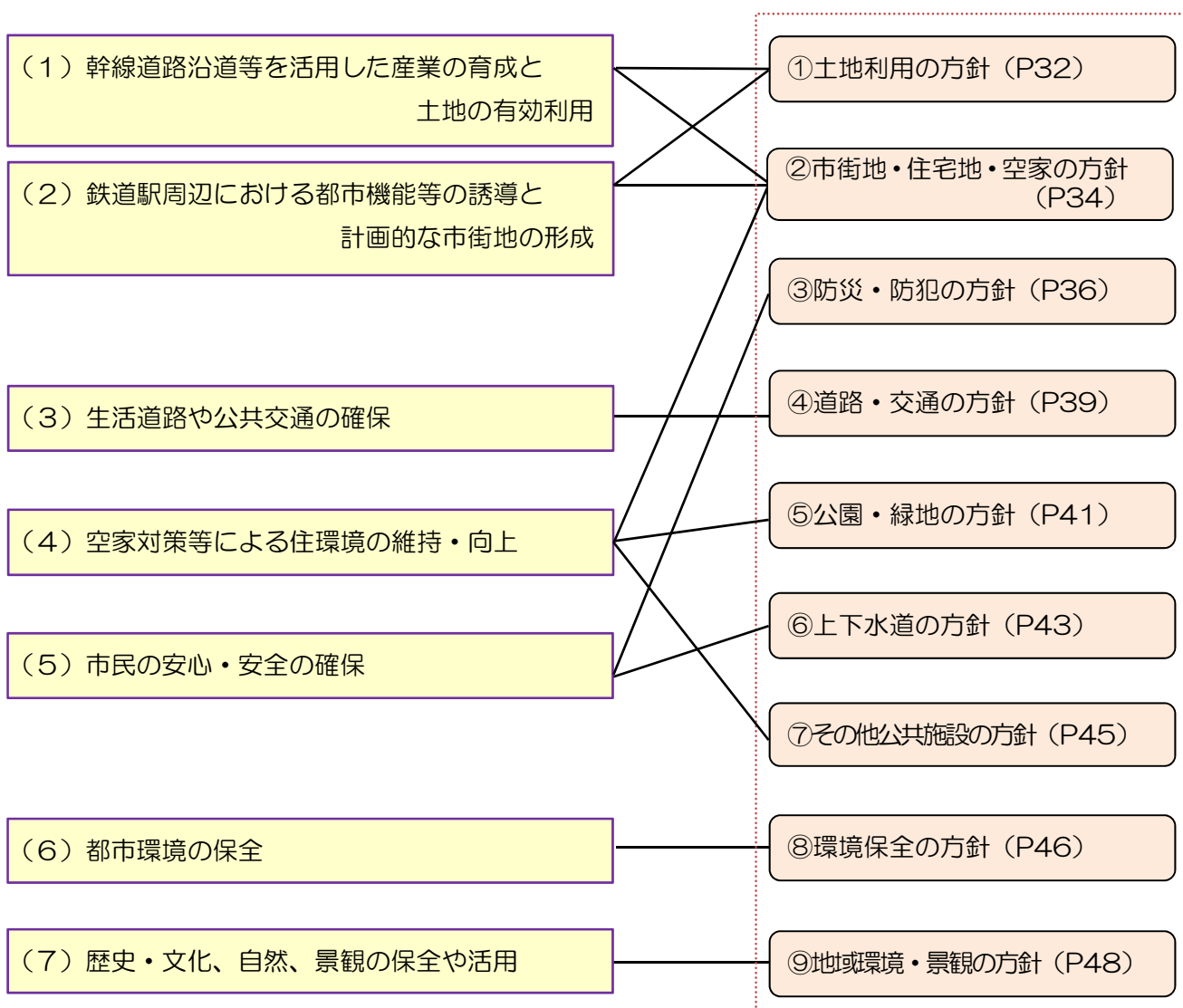


柴籬神社

■都市づくりの課題と方針の関係

都市づくりの課題

都市づくりの方針



※関係性が特に強いものを線で結んでいます。

第2章

全体構想

第2章 全体構想

1. 将来都市像

都市計画マスタープランの上位計画である第5次総合計画の将来都市像は、以下のよう
に設定されています。

(1) 目指すべき将来都市像

みんなでつくる 未来へつなげるまち まつばら

本市では、これまで交通利便性の高いまち、安心・安全の推進等、地域特性を活かし
たまちづくりに取り組んできました。しかし、人口減少、少子・高齢化が進む中で、人も
まちもさらに魅力を向上させ、それを効果的に発信していく必要があります。

そのため、地域資源の有効活用を図り、安心・安全で移動や生活の利便性が高い良好
な住環境や、充実した子育て支援等、これまで築いてきた本市の魅力をさらに高め、未
来に引き継いでいくまちづくりについて市民との協働を推進し、みんなで行って行く
ことを目指し、「みんなでつくる 未来へつなげるまち まつばら」を将来都市像とします。

1. 安心・安全で活力を生み出すまちづくり

- 地域資源の有効活用による雇用やにぎわい創出
- 災害に強いまちづくり
- 快適に暮らせる住環境の向上

○ 松原市の特徴を活かして、まちを活性化していくための整備に関する柱で、市街化調整
区域やため池などを地域資源として有効活用し、企業誘致による雇用やにぎわいの創出
から移住・定住の促進につなげるなど、活力を生み出すまちづくりを推進します。

○ 市民生活の安全を確保するため道路等の基盤整備をはじめ、住宅の耐震化、消防体制の
充実等、地震や水害等の災害に強いまちとしての整備を図ります。

○ 污水整備の未普及地区の解消、空家対策や環境保全の取組等を含めて、快適に暮らせる
住環境の向上を図ります。

これらの取組を重点的に進めながら、産業振興や生活利便性の向上、市民生活の安全
確保を図ることで安心・安全で活力を生み出すまちづくりを行います。

2. 人を育て、人が輝くまちづくり

- 子育てしやすい環境づくり
- 自ら学び、自ら考える、生きる力の育成
- 市民の主体的な健康づくりの支援
- たがいに支え合える地域づくり

○松原市のこれからを担う人づくりに関する柱で、幼児教育の充実や生きる力を育むため、小中一貫教育をはじめとする様々な取組の検討、国際感覚を育む海外交流等、魅力ある教育を展開します。加えて学校施設の長寿命化等、適切な維持管理やインターナショナルセーフスクール等の取組により、児童・生徒が安心して学ぶことができる魅力ある学校園づくりを、保護者・地域と連携して進めます。

○生涯にわたって健やかに暮らすことができるよう、主体的な健康づくりの支援や生活習慣病予防等、身体の健康づくり、高齢者の居場所づくり等による心の健康づくりを進め、健康寿命の延伸につなげるとともに、引き続き、救急医療を含めた医療体制の確保に努めます。

○高齢者福祉施策、障害者福祉施策などの充実とともに、地域における見守りや支え合いを推進していくため、担い手の育成や認知症施策の取組、障害者の就労支援等、性別や年齢、障害の有無等に関わらずたがいに支え合うことができるまちづくりを目指します。

これらの取組を重点的に進めながら、子育てしやすい環境づくりや一人ひとりが大切にされる共生社会の形成等により、未来を担う人を育て、人が輝くまちづくりを行います。

3. 魅力を発信し、市民と共に進めるまちづくり

- まちの魅力づくりと効果的な発信
- セーフコミュニティ活動の推進
- 地域コミュニティの活性化

○まちの魅力を広く市内外に発信し、活用していくしくみづくりに関する柱で、「行ってみたい」「住んでみたい」「暮らし続けたい」と感じるまちとなるよう、地方創生による移住・定住促進や観光・文化・芸術・スポーツ等の魅力の磨き上げや掘り起こし、効果的に発信していく取組を推進します。

○台湾台北市文山区やオーストラリア等、海外との交流を深め、国際交流の機会を増やすことで、国際社会に対応する青少年の育成を進めるまちとしての魅力の向上・発信を進めていきます。

○セーフコミュニティ活動の推進や地域防災力を向上することで安心・安全なまちのしくみづくりを進めるとともに、地域の組織力の強化や、活動の拠点づくり等、地域コミュニティの活性化を図ることで、地域のつながりをより強いものとしていきます。

これらの取組を重点的に進めながら、日本一活気あふれるまちを目指して、松原市の魅力を発信し、市民と共に進めるまちづくりを行います。

(2) 都市づくりの目標

1) 都市づくりの基本的な考え方

本市では、昭和 60（1985）年をピークに人口は減少し、また、平成 27（2015）年で年少人口は 12.1%、高齢者人口は 28.6%と人口減少・高齢化が進行しています。

こうしたなか、都市の活力を維持していくためには、都市機能等の維持・確保をはじめ、地域経済の安定した発展、安全で快適な生活環境の確保、松原市固有の歴史・文化、自然の保全などが必要です。

このため、第5次総合計画における将来都市像を踏まえ、以下に示す都市づくりの目標の実現を目指し、市民と行政が協働で、安心・安全で持続可能な都市づくりに取り組んでいくものとします。

みんなでつくる 未来へつなげるまち まつばら

魅力と活力にあふれる生活に便利な都市づくり

計画的な基盤整備による快適で安心・安全な都市づくり

多様な魅力が活きる環境にやさしい持続可能な都市づくり

2) 都市づくりの目標

① 魅力と活力にあふれる生活に便利な都市づくり

○幹線道路沿道やため池などの地域資源を活用した産業施設の立地誘導など、都市の魅力や活力を高める土地利用を図ることで、雇用やにぎわいの創出につなげる都市づくりを目指します。

○鉄道駅周辺における商業、業務、福祉等の都市機能の確保や居住の誘導など、暮らしに便利な都市づくりを目指します。

② 計画的な基盤整備による快適で安心・安全な都市づくり

○生活道路やバス交通の確保など、安全で快適な移動環境が整った都市づくりを目指します。

○空家対策の推進等による住環境の維持・向上など、誰もが住みたい、住み続けたいと思える都市づくりを目指します。

○市民の生命・財産をみんなで守る防災・防犯対策の推進など、市民の安心・安全を確保する災害に強い都市づくりを目指します。

③ 多様な魅力が活きる環境にやさしい持続可能な都市づくり

○温室効果ガスの抑制や市民の地球温暖化防止の意識向上など、環境への負荷の少ない都市づくりを目指します。

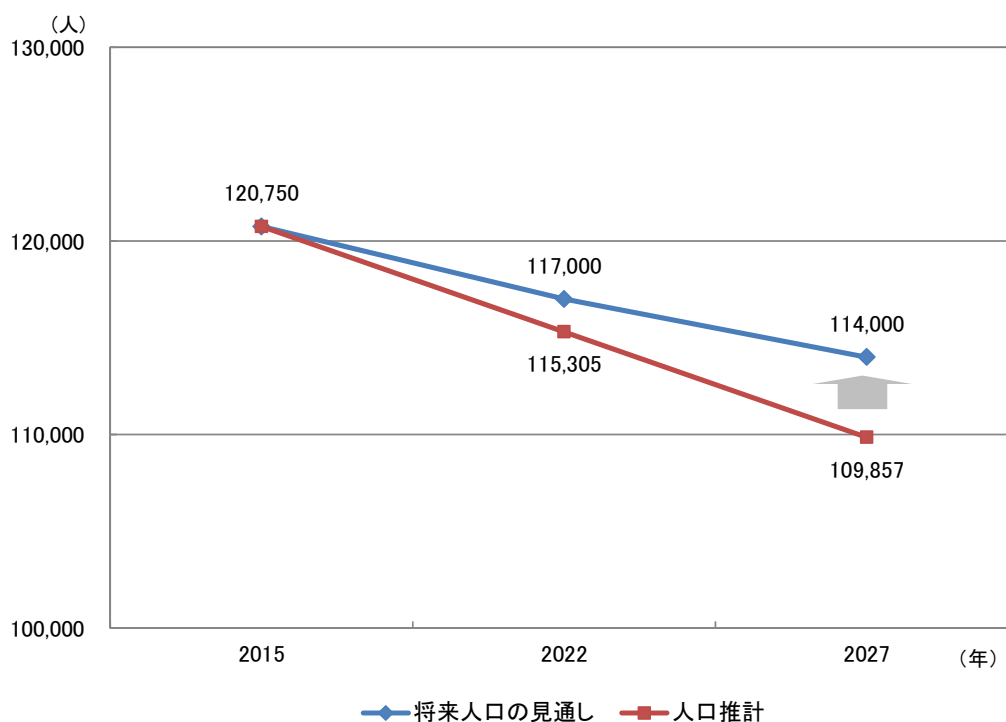
○竹内街道等の歴史資源の保全・活用や大和川等の自然環境の保全など、個性と魅力のある都市づくりを目指します。

(3) 将来人口の見通し

将来人口の見通しについては、市の最上位計画である「第5次総合計画」に基づくものとします。

- 第5次総合計画の将来人口の見通しについて、「人口減少傾向が将来も続くと仮定した人口推計」(人口推計)の結果では、令和8(2026)年で111,023人、「合計特殊出生率の向上と転入・転出による社会減の抑制を仮定した将来人口シミュレーション」(将来人口の見通し)の結果では、令和8(2026)年で114,000人の人口規模となる見通しです。
- 都市計画マスタープランにおける目標年度である令和9(2027)年度の“人口推計”は、109,857人と予測され、“将来人口の見通し”は、114,000人の人口規模となる見通しです。
- 長期的には人口減少が見込まれているものの、これまで築いてきた本市の魅力をさらに高めるとともに、定住・移住を促進するなど、市民と協働で未来へつなげる都市づくりに取り組むことにより、若年層をはじめとするあらゆる世代の社会動態の改善を図ります。

将来人口の見通し



(4) 将来都市構造

1) 基本的考え方

「将来都市構造」は、「都市づくりの目標」を達成するために、目指すべき都市構造について示したものです。

都市計画マスタープランでは、「拠点」、「軸」を設定し、拠点における都市機能の確保と軸を活かした持続発展可能な都市づくりを目指します。

2) 将来都市構造の形成方針

①中心拠点

- 河内松原駅周辺は、「中心拠点」として、高次な商業、業務、文化、福祉施設などの都市機能の確保を図ります。

②地域生活拠点

- 河内天美駅、布忍駅、高見ノ里駅周辺は、「地域生活拠点」として、生活サービス施設などの都市機能の確保を図ります。

③広域交流拠点

- 広幅員道路の結節点周辺は、「広域交流拠点」として、広域から多くの人々が交流する拠点として高次な商業機能等の誘導を図ります。

④広域連携軸

- 阪神高速松原線・大和川線、西名阪自動車道、近畿自動車道及び阪和自動車道は、「広域連携軸」として、京阪神間をはじめとした交流連携機能や物流効率の向上を図ります。

⑤地域連携軸

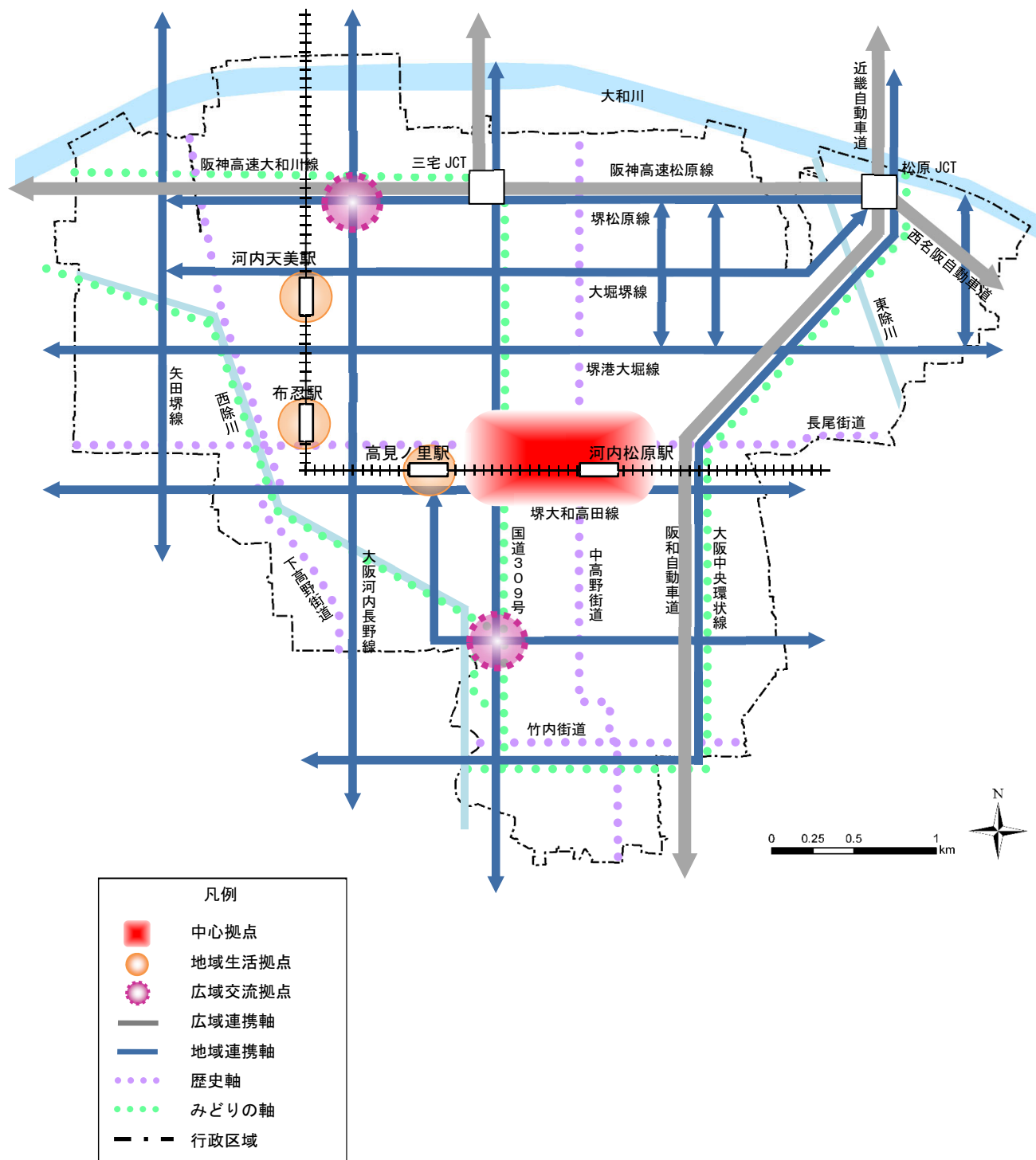
- 国道 309 号、大阪中央環状線、大阪河内長野線、矢田堺線、堺松原線、大堀堺線、堺港大堀線及び堺大和高田線等は、「地域連携軸」として、地域間並びに都市内の円滑な交通を確保します。

⑥歴史軸

- 竹内街道等の歴史街道は、「歴史軸」として、歴史を感じられる景観形成を図ります。

⑦みどりの軸

- 阪神高速大和川線、国道 309 号及び大阪中央環状線やそれら沿線、西除川沿いは、「みどりの軸」として、みどりの維持・創出を図ります。



将来都市構造図

2.都市づくりの方針

(1)土地利用の方針

1) 基本的考え方

①市街化区域

- ・ 鉄道駅周辺における商業、業務、福祉等の都市機能の確保や居住の誘導を促進するとともに、幹線道路沿道等の活用を推進します。
- ・ 用途地域については、見直しを含め適切な運用を図るとともに、地域特性に応じた秩序ある土地利用を誘導するため、その他の地域地区や地区計画等の活用を図ります。

②市街化調整区域

- ・ 幹線道路沿道等の未利用地の活用により、商業業務施設、工場、物流施設等の産業系施設等を計画的に誘導し、あわせて市街化区域への編入を推進します。特に広幅員道路の結節点周辺では、利便性の高い交通条件を活用し、計画的に大規模集客施設等の立地を誘導します。

2) 方針

①産業系施設等の誘導

- ・ 国道309号、大阪中央環状線、堺松原線、大堀堺線及び堺港大堀線沿道等の市街化調整区域は「産業施設誘導地区」とし、地区計画等の活用とあわせて、商業業務施設、工場、物流施設等を計画的に誘導します。
- ・ 広幅員道路の結節点周辺は「大規模集客施設誘導地区」とし、市民生活の利便性向上やにぎわいの創出のため、大規模集客施設等の立地を図り、新たな生活拠点の形成を誘導します。
- ・ 幹線道路沿道等の市街化調整区域は、市街化の検討を図る「土地利用調整地区」とし、地区計画等の活用とあわせて、産業系施設や大規模集客施設等を計画的に誘導します。
- ・ 堺松原線沿道の三宅地区では、広域交通網への高いアクセス性を活かした大型物流施設や工場等を計画的に誘導します。
- ・ 国道309号及び新堂南線の結節点に位置する新堂地区では、地域のにぎわいを創出する交流・コミュニティ拠点として大型商業施設等を誘導します。
- ・ 都市計画施設である河合地区の市場、と畜場については、廃止に向けた見直しを行い、土地所有者である大阪府とともに跡地利用の検討を進めます。

②住宅系土地利用の誘導

- ・ 低層住宅を中心とする住宅地は、「低層住宅専用地区」として、ゆとりある良好な住環境の維持・向上を図ります。
- ・ 鉄道駅周辺等で共同住宅等が立地する住宅地や教育施設を中心とする地区は、「中高層住宅専用地区」として、良好な住環境の維持・向上や中高層住宅を主体とした住宅の立地を促進します。

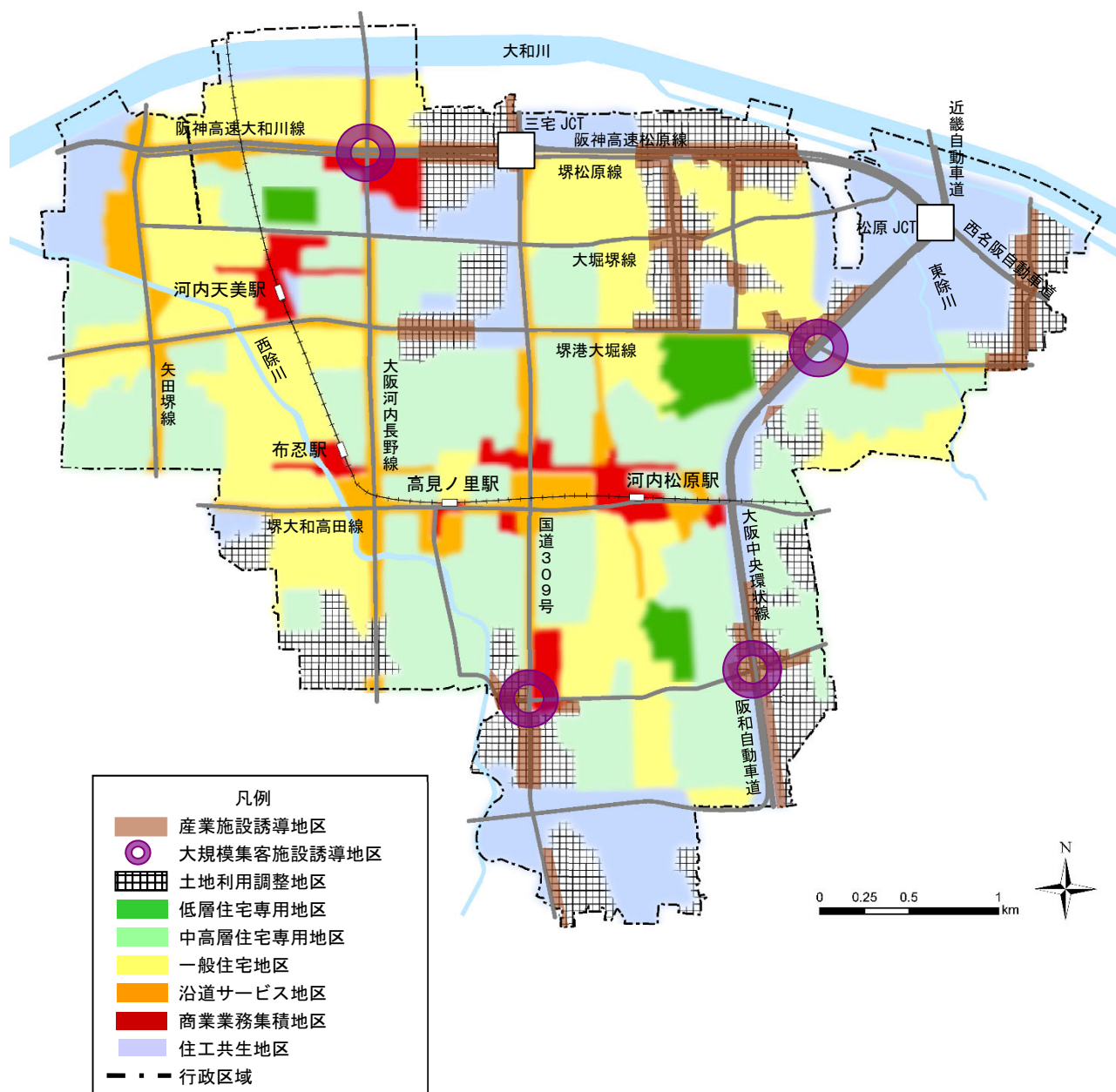
- ・店舗や事務所等も立地する住宅地は、「一般住宅地区」として、生活道路を改善するなど住環境の向上に努めます。

③商業系土地利用の誘導

- ・国道309号、大阪河内長野線、矢田堺線、堺松原線、堺港大堀線、堺大和高田線の幹線道路沿道等は、「沿道サービス地区」として、周辺の住環境に配慮しつつ沿道サービス施設等の立地を誘導します。
- ・鉄道駅周辺の店舗、事務所等が集積する地区は、「商業業務集積地区」とし、市や地域の玄関口にふさわしい商業、業務、福祉などの都市機能の確保や土地の高度利用を促進するとともに、中・高密度な土地利用を図ります。また、市役所周辺の公共公益施設の集積する区域は、行政サービス施設等の利便性の向上に努めます。

④工業系土地利用の誘導

- ・市北部や南部及び大阪中央環状線沿道等の軽工業地については、「住工共生地区」とし、住環境と操業環境の調和に配慮しつつ、職住が近接する土地利用を図ります。



土地利用の方針図

(2) 市街地・住宅地・空家の方針

1) 基本的考え方

- ・ 鉄道駅周辺では、商業、業務、福祉等の都市機能の確保や居住の誘導を促進し、便利に暮らせる持続可能な都市づくりを目指します。
- ・ 道路等の整備や住宅密集地の更新、良質な開発の計画的な誘導により、安全で活力のある市街地の形成を図ります。
- ・ 市街化調整区域等における未利用地の有効活用により、企業誘致を推進し、まちの魅力や活力の更なる向上に取り組めます。
- ・ 空家対策については、適切な管理の普及啓発、利活用の促進、特定空家等に対する措置等に取り組めます。

2) 市街地の方針

①駅前商業地等の活性化

- ・ 中心拠点である河内松原駅周辺では、「ゆめニティまつばら」をはじめとした商業、業務、文化、福祉施設などの都市機能の確保や居住の誘導を促進します。
- ・ 河内天美駅、高見ノ里駅、布忍駅周辺は地域生活拠点として、生活サービス施設などの都市機能の確保や居住の誘導を促進します。
- ・ 鉄道駅周辺では、「松原市商店街等活性化プラン」に基づき、商店街等と地域住民が連携し、空き店舗などの地域課題の解決に向け、活性化に取り組めます。また、河内天美駅西側では、商店街の取組とともに、防災性向上につながる道路拡幅等の基盤整備に取り組めます。

②移動しやすい環境の確保

- ・ 「松原市新バリアフリー基本構想」に基づき、鉄道駅周辺において誰もが安心して移動できるよう、公共施設等のバリアフリー化に取り組めます。
- ・ 多くの人々が利用する民間建築物や公共公益施設を安全かつ容易に使用できるよう、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、施設のバリアフリー化を促進します。

③活力のある市街地の形成

- ・ 居住・産業等の機能が整った活力ある市街地を形成するため、身近な自然、農地に配慮しながら、良質な開発を誘導します。

④市街化調整区域等における未利用地の有効活用

- ・ 市街化調整区域等の幹線道路沿道やため池等における未利用地の有効活用のため、地域との協働による計画的な土地利用を図り、市街化調整区域については市街化区域への編入を推進します。
- ・ 高速道路高架下等を有効に活用し、地域のにぎわいの創出等に努めます。

⑤企業誘致の推進

- ・ 市内企業の流出防止や産業の活性化及び新たな雇用創出を図るため、松原市企業立地促進制度の周知等により、企業や大規模集客施設の誘致を推進します。

3) 住宅地の方針

①安全で快適な住環境の形成

- ・ 災害に強い安全な住環境を確保するため、道路等の基盤整備を行うとともに、住宅密集地の更新に努めます。
- ・ 住まいの安全を図るため、建物の不燃化を促進し、住宅の耐震診断、耐震改修及び除却を支援します。
- ・ 誰もが暮らしやすい住環境を形成するため、ユニバーサルデザインの考え方を基本とした円滑な移動の確保に取り組むとともに、既存住宅地の更新に努めます。

②住宅地の誘導

- ・ 都心への交通利便性を活かした住宅地の誘導に努めます。

③市営住宅の適切な維持管理

- ・ 市営住宅の長寿命化を図るため、計画的な整備や効率的な維持管理・修繕等に取り組めます。
- ・ 子育て世帯をはじめとした入居促進に取り組めます。
- ・ 市営住宅の更新においては、バリアフリー化を推進します。

4) 空家の方針

①空家対策の推進

- ・ 「松原市空家等対策計画」に基づき、分野横断的に対応できる実施体制のもと、空家等対策の総合的かつ計画的な実施に取り組めます。
- ・ 管理不十分な空家等が増加しないよう、空家等の所有者等に対し、適切な管理の普及啓発に取り組めます。
- ・ 空家の利活用を促進するため、流通促進や除却等の支援策の充実を図ります。
- ・ 周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼしている特定空家等については、助言又は指導、勧告、命令等の法に基づく措置を講じます。
- ・ 長屋や共同住宅の一部に居住が見られる空家については、現在の法に基づく措置の対象外となるため、大阪府等と情報共有を図りながら、対策に取り組めます。



住宅地

(3) 防災・防犯の方針

1) 基本的考え方

- ・ 災害に強い道路ネットワークの形成及び狭あい道路の改善等の防災基盤の充実や自然災害対策の取組により、災害に強い都市づくりを推進します。
- ・ 救助・救援対策の取組等により、様々な災害における的確かつ迅速な対応を図ります。
- ・ 地域防災ネットワークプロジェクト訓練等を通じ、市民の防災意識の高揚を図るとともに、地域における自主防災組織の拡充や活動支援など、自助・共助・公助の連携による防災・減災対策を推進します。
- ・ 犯罪などを防止するため、地域のコミュニティ活動や防犯設備の充実などにより、地域の安全性確保に取り組めます。

2) 防災の方針

①地域防災計画の継続的な見直し

- ・ 国の防災基本計画や大阪府地域防災計画に基づき、今後も地域住民の意見を踏まえ地域防災計画の見直しを行います。

②防災基盤の充実

- ・ 災害に強い都市づくりを推進するため、道路等の基盤整備をはじめ、住宅等の耐震化、不燃化を促進するとともに、住宅密集地の更新に努めます。
- ・ 避難所等に安心して避難できる道路整備を推進するとともに、ブロック塀の撤去・新設を支援します。
- ・ 指定避難所、福祉避難所における施設の充実に努めます。

③地震・火災対策

- ・ 昭和56年5月31日以前に建築された要件を満たす建築物については、耐震診断、耐震改修及び除却を支援します。
- ・ 建築物の火災延焼を防止・遅延するため、防火・準防火地域の指定により、耐火・準耐火建築物等への建替を促進します。
- ・ 地域防災ネットワークプロジェクト訓練、火災予防運動イベント、自主防災組織の防災訓練、出前講座等を通じて、市民の防火・防災意識の高揚を図ります。
- ・ 消防力の強化を図るため、消防職員及び消防団員の消火・救助技術の向上、消防水利、車両、機械、施設の計画的な整備はもとより、大阪市と指令業務の共同運用に向けた準備を進めます。
- ・ 防火対象物への立入検査と是正指導を強化するとともに、消防関係機関と連携し、火災予防の普及啓発に取り組めます。
- ・ 住宅火災の防止を図るため、住宅用火災警報器の維持管理の啓発に取り組めます。

④洪水対策

- ・ 浸水不安の解消を図るため、雨水管や雨水取込施設の整備、既存水路の有効活用を進めるとともに、ため池の適切な維持管理を促進します。
- ・ 浸水が想定される区域については、ハザードマップ等を作成し、その周知徹底を

図ります。

- ・大規模な開発に際し、雨水流出抑制の実施を促進します。

⑤災害応急対策

- ・災害発生時の情報伝達手段を確保するため、防災行政無線機器等の適切な維持管理に努めるとともに、伝達手段の多様化に取り組めます。
- ・円滑な災害応急対応を図るため、適切な避難情報を発令できる体制の整備を推進します。

⑥災害救助・救援対策

- ・松原市地域防災計画に基づき、応急対策及び復旧対策が迅速かつ円滑に行われるよう、自治体間で結ばれている災害相互応援協定のほか、事業所等との協定締結を推進します。
- ・救命率の向上を図るため、AED（自動体外式除細動器）設置の促進とともに、設置場所の周知に取り組めます。
- ・消防署と連携し、救命講習や救急講習を継続して実施します。
- ・地域防災ネットワークプロジェクト訓練における小学生を対象とした救急講習や、中学生を対象とした救命講習を実施し、救急車が到着するまでの間に適切な応急手当ができる人材を育成します。
- ・救急車の適切な利用を促すため、救急安心センターおおさかや救急支援アプリの利用について、周知に取り組めます。

⑦地域防災活動の充実

- ・初動期の災害対応に効果の高い地域防災活動を充実するため、「自分たちの命は自分たちで守る」という意識の徹底とともに、自主防災組織の拡充及び防災士資格取得の支援に取り組めます。

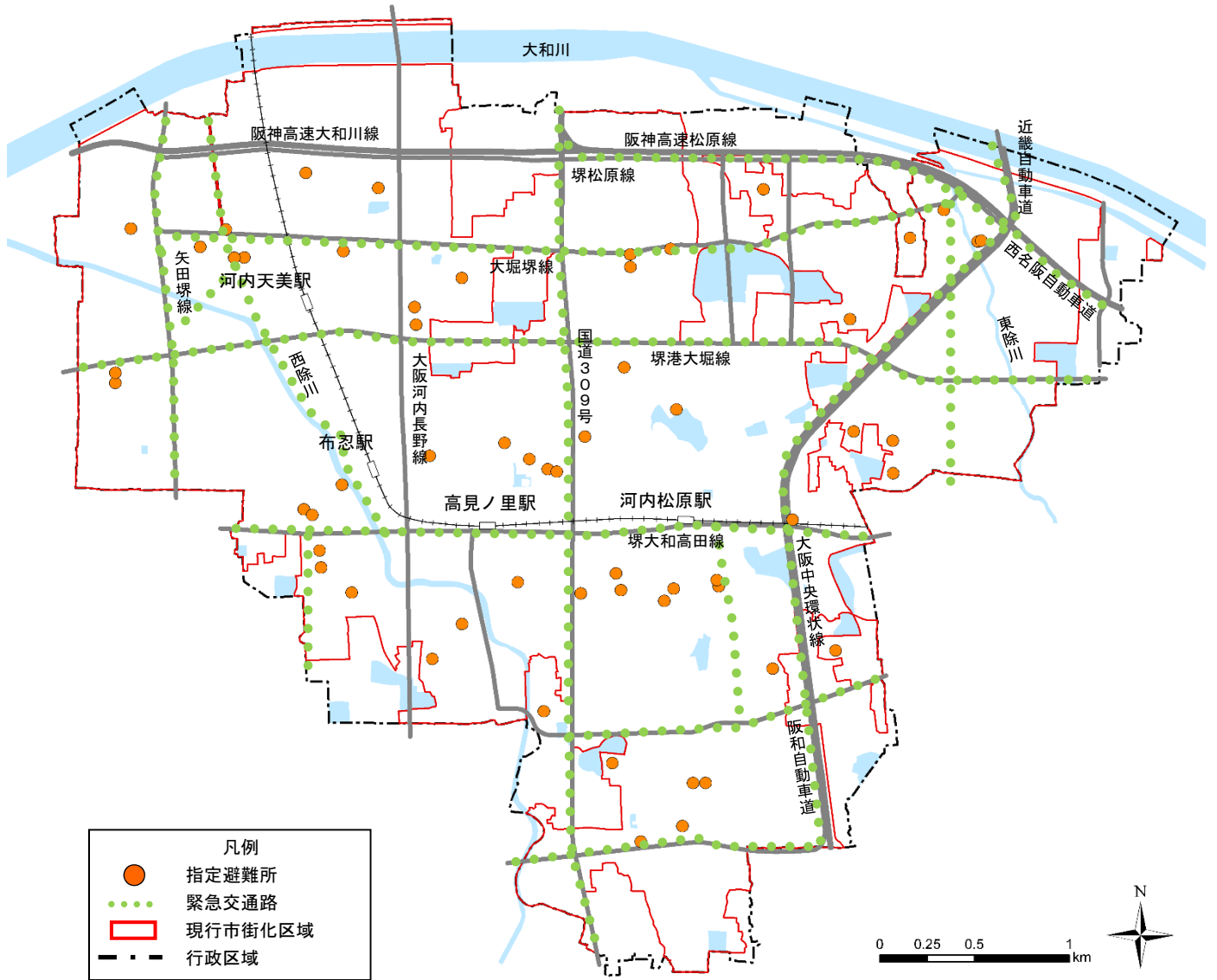
3) 防犯の方針

①地域の安全性確保

- ・防犯を推進するため、町会連合会や防犯協議会をはじめ、各種関係団体等との協働のもと、セーフコミュニティ活動として、地域の安全性確保に取り組めます。

②防犯設備の充実

- ・犯罪を防止するため、町会等の防犯カメラの設置・維持管理の支援を行うとともに、防犯灯のLED化を促進します。
- ・高齢者を対象とした自動通話録音装置の無償貸与により、悪質な電話勧誘による犯罪行為の抑止に取り組めます。



防災の方針図

(4) 道路・交通の方針

1) 基本的考え方

- ・ 市内幹線道路の整備により、拠点等へのアクセス強化や災害に強い道路ネットワークの形成を推進します。
- ・ 都市計画道路等の整備や狭あい道路の改善等により、道路交通の円滑な処理を図り、安全で快適な生活道路の整備を進めます。
- ・ 市民の移動手段の確保とともに、市内公共施設循環バス（ぐるりん号）の利便性の向上等、公共交通の維持改善に向けた取組みを進めます。

2) 方針

①都市計画道路等の整備

- ・ 市内外の円滑な交通を確保するため、大阪河内長野線、堺港大堀線等の整備を促進するとともに、若林小川線、別所西線、松原駅松ヶ丘線等の整備を推進します。
- ・ 地域の円滑な交通確保や防災性の向上のため、三宅東地区や若林地区等における新設道路の他、道路拡幅等に取り組めます。
- ・ 我堂一津屋線や河内松原駅南側の上田丹南線等については、道路幅員が狭い区間の拡幅等の検討を進めます。
- ・ 新設道路における歩道整備を進めるとともに、通学路の安全確保を継続的に推進します。

②都市計画道路の見直し

- ・ 事業未着手の都市計画道路については、必要に応じて見直しを検討します。

③鉄道駅周辺等における道路のバリアフリー化

- ・ 「松原市新バリアフリー基本構想」や道路状況を踏まえ、鉄道駅周辺等における道路のバリアフリー化を推進します。

④道路・橋梁の適切な維持管理

- ・ 道路・橋梁の適切な維持管理に取り組むことにより、施設の長寿命化を図ります。
- ・ 愛着の持てる道路づくりを進めるため、アドプト制度の周知を行い、その活用を推進します。

⑤生活道路の整備

- ・ 安心・安全な生活道路を確保するため、水路の暗渠化等により、狭あい道路の改善等に取り組めます。
- ・ 西大塚7号線については、踏切拡幅や踏切前後の歩道設置等に取り組めます。

⑥歩行空間の確保

- ・ 安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道整備や駐輪場の利用促進、放置自転車対策等を進めます。

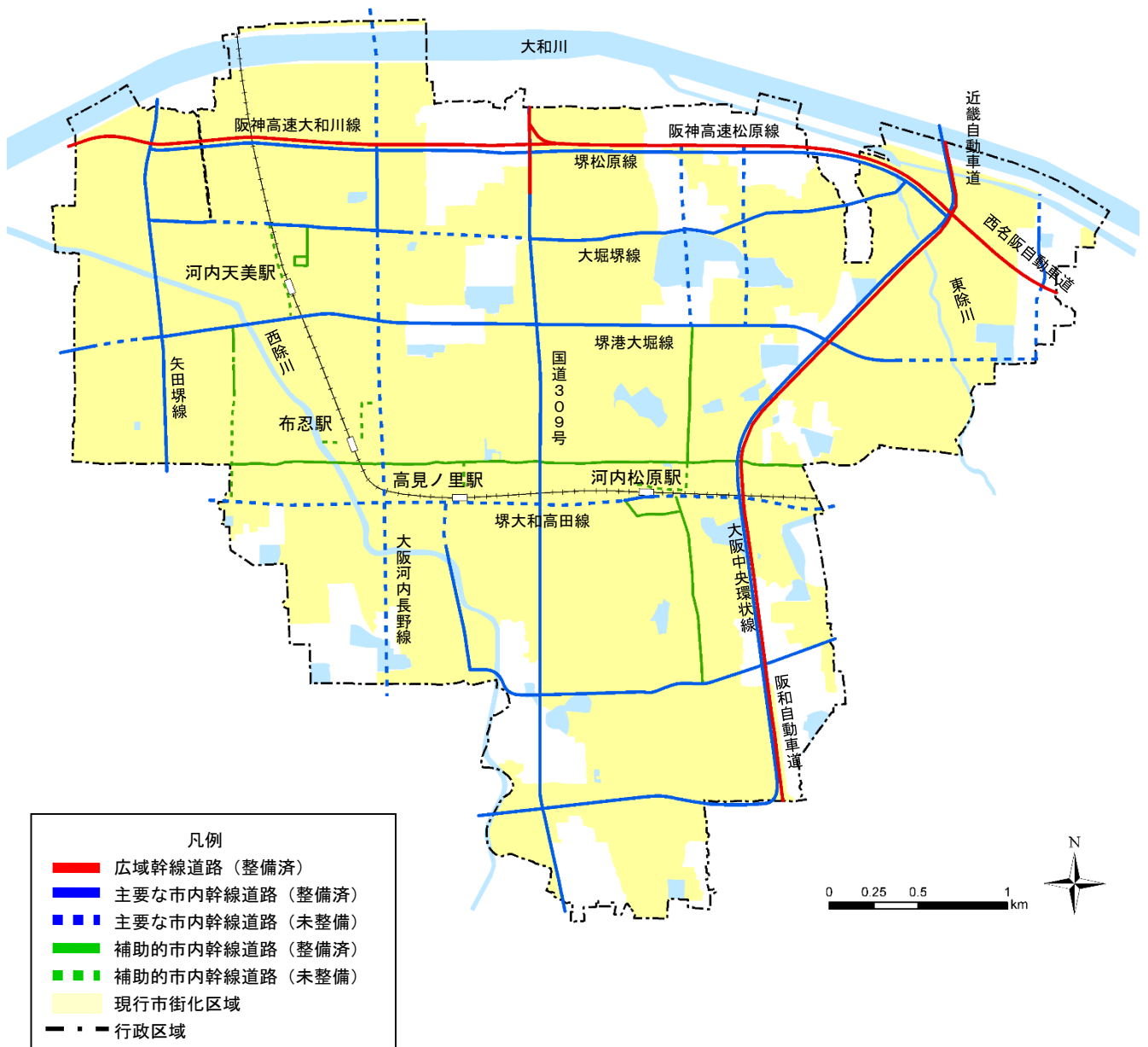
⑦安全で快適な自転車通行の確保

- ・ 大和川沿いの南河内サイクルラインの整備を促進します。

- ・「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（自転車条例）」に基づき、歩行者と自転車の安全確保を図るため、自転車交通量が多い道路区間などにおいて、車道における自転車通行部分の明示・誘導を促進します。
- ・自転車通行の安全性を確保するため、警察と連携した交通安全教室などを通じてマナーの向上啓発に取り組めます。

⑧公共交通の確保

- ・公共交通を維持・確保するためには、安定した利用者数の確保が必要となることから、高見ノ里駅のバリアフリー化をはじめ、利用環境の改善を促進します。
- ・市内公共施設循環バス（ぐるりん号）については、利用者の利便性向上が図れるよう、適切な運行に取り組めます。



道路の方針図

(5) 公園・緑地の方針

1) 基本的考え方

- ・都市公園やスポーツ・レクリエーション施設の充実とともに、市民協働により適切に維持管理された緑の空間の確保に取り組むなど、健康で心安らぐ都市づくりを推進します。
- ・公共施設や民有地など市街地全体で緑地の確保や緑化の推進に努めます。

2) 方針

①緑の基本計画の見直し

- ・緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める緑の基本計画の見直しを行います。

②都市公園の充実

- ・天美北第一公園の整備を推進するとともに、大泉緑地の整備を促進します。
- ・トイレの洋式化に取り組みます。

③都市公園等の適切な維持管理

- ・公園利用者の安全確保やライフサイクルコストの縮減を図るため、都市公園の長寿命化に向けた維持管理を推進するとともに、更新とあわせて、バリアフリー化に取り組みます。
- ・児童遊園については、利用状況に応じた計画的な維持管理に取り組みます。
- ・町会や学校等の協力のもと、協働による公園等の維持管理を推進します。

④スポーツ・レクリエーション施設の充実

- ・市民の健康を増進するため、若林地区における新たな施設整備に取り組むとともに、大塚運動広場及び野外活動広場の再整備の検討を進めます。
- ・トイレの洋式化に取り組みます。

⑤緑化の推進

- ・緑豊かなまちなみを形成するため、市民、事業所等の協力のもと、接道緑化及び敷地周辺の緑化を推進します。
- ・松原市緑花協会やグリーンサポーター（ボランティア）などと連携し、まちの緑化や緑の維持管理に取り組みます。
- ・ヒートアイランド現象の緩和や教育環境の保全などの取り組みを進めるため、学校運動場の芝生やゴーヤ等による「緑のカーテン」の維持管理に取り組みます。
- ・大阪府の「建築物の敷地における緑化を促進する制度」に基づき、一定規模の建築物敷地における緑地の確保を促進します。
- ・市民緑地認定制度を活用し、地域住民が利用できる緑地確保に取り組みます。
- ・「みどりの風促進区域」に指定されている国道309号、阪神高速大和川線、大阪中央環状線及びそれら沿道においては、緑の創出やヒートアイランド現象の緩和などを図るため、道路などの公共空間と沿道民有地の一体的な緑化を促進します。
- ・「みどりの風促進区域」のうち、国道309号沿道については、緑化等を条件に、建ぺい率又は容積率を緩和する地区計画により、緑化を促進します。



公園・緑地の方針図

(6) 上下水道の方針

1) 基本的考え方

- 計画的・効率的な上下水道施設の整備や維持管理を行い、市民の快適で健康な暮らしを確保するとともに、浸水被害の軽減等を図り、災害に対する安全性の向上に努めます。

2) 方針

①上水道の整備と適切な維持管理

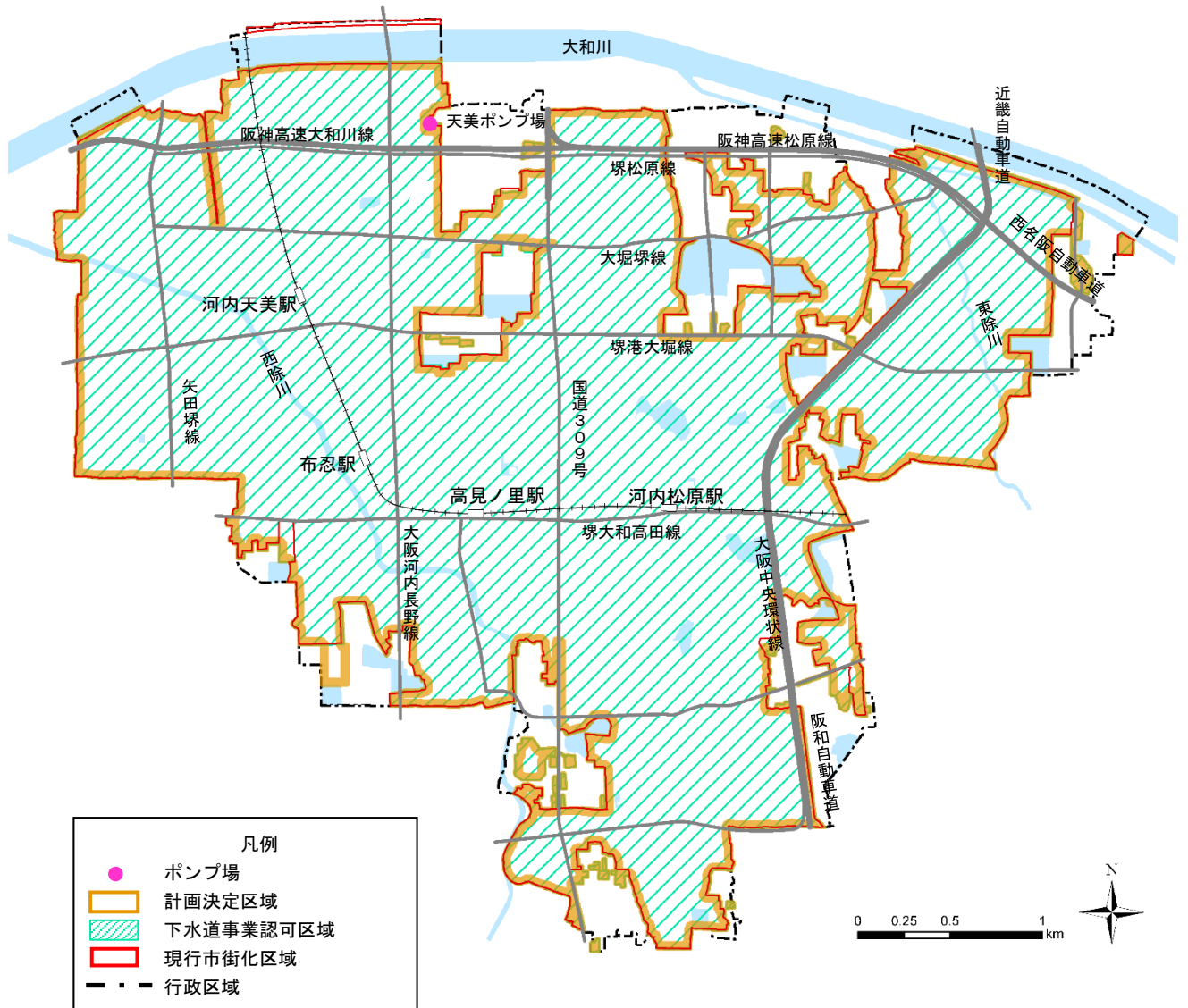
- 市民生活にとって重要なライフラインであることを踏まえ、持続的に安全で良質な水の安定供給を図るため、老朽施設の継続的な更新とあわせて耐震化に取り組むなど、上水道施設の適切な維持管理に努めます。

②下水道の整備と適切な維持管理

- 公共用水域の水質のより一層の改善や浸水被害の軽減を図るため、「大阪湾流域別下水道整備総合計画」に基づき、下水道の普及を推進するとともに、ストックマネジメント計画を策定し、計画的に下水道施設の修繕・改築を行います。
- 下水道施設の定期的な点検や清掃等により、適切な維持管理に努めます。
- 浸水不安の解消を図るため、雨水管や雨水取込施設の整備、既存水路の有効活用を推進します。
- 若林および阿保地区における浸水不安の解消を図ります。
- 公共下水道への接続、水洗化を促進します。

③河川の美化

- 河川環境の向上を図るため、地域住民と協力し、大和川・石川クリーン作戦やアドプト制度等を通じた美化活動に取り組めます。



下水道の方針図

(7) その他公共施設の方針

1) 基本的考え方

- ・ 施設の予防保全による長寿命化やバリアフリー化、既存施設の有効活用などにより、公共施設の再整備と利用促進を目指します。
- ・ 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画により、計画的な施設管理に取組めます。

2) 方針

①教育施設の整備

- ・ 避難所としての機能も有する学校については、トイレの洋式化に取り組むとともに、バリアフリー化等の検討を行います。
- ・ 学校の安全性を確保するため、施設の計画的な改修や適切な維持管理とともに、ブロック塀の撤去に取り組めます。
- ・ 老朽化している就学前教育保育施設については、幼保連携型認定こども園に整備統合していきます。

②その他公共施設の充実

- ・ 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等により、施設の利用状況や更新費用等を踏まえ、計画的な施設管理に取り組めます。
- ・ 既存の地域子育て支援拠点施設の充実に取り組めます。
- ・ 健康・学び・交流づくりの場であるまつばらテラス（輝）において、市民のニーズや各世代に応じた生涯学習講座の開催などにより、利用を促進します。
- ・ 高齢者や障害者をはじめ、全ての市民の交流活動を推進するため、ふれあい交流の拠点である総合福祉会館の利用を促進します。



まつばらテラス（輝）

(8) 環境保全の方針

1) 基本的考え方

- ・ 温室効果ガスの抑制やヒートアイランド現象の緩和、公害防止の取組などにより、環境負荷の少ない都市づくりを推進します。
- ・ 市民や事業所等の連携による美化活動を推進し、地域とともに生活環境の保全に努めます。

2) 方針

①低炭素社会の実現

- ・ 温室効果ガスを抑制するため、「地球温暖化対策の推進に関する松原市実行計画」に基づき、市の事務・事業における省エネルギー・省資源、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入等の取組を継続的に推進します。
- ・ 市民の地球温暖化防止の意識向上を図るため、再生可能エネルギーの普及拡大やエコドライブの周知啓発に取組むとともに、公共交通機関や自転車利用等を促進します。

②ヒートアイランド対策

- ・ ヒートアイランド現象を緩和するため、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」を踏まえ、「みどりの風促進区域」によるクールスポットの形成や民有地、公共施設の緑化とともに、校庭の芝生の維持管理に取組みます。

③ごみの分別化・減量化、資源の有効利用

- ・ 家庭や事業所から出るごみの分別化・減量化とともに、リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の取組を継続的に促進します。
- ・ リサイクルを促進するため、不用品情報板の設置箇所の拡大や申請手続きの簡素化、広報紙等による啓発に努めます。
- ・ プラスチックごみの削減のため、マイバックやマイボトルの利用等について、周知啓発活動を実施します。
- ・ 集団回収制度については、参加団体の加入を促進します。

④ごみ処理等の対策

- ・ 大阪広域環境施設組合において、可燃ごみの継続的・安定的な共同処理を行うとともに、各市との連携により、ごみの減量化施策の立案に取組みます。
- ・ 衛生的な市民生活を確保するため、市内でくみ取られたし尿及び浄化槽汚泥の処理を適切に行います。
- ・ 大規模災害時における廃棄物処理体制の構築に取組みます。

⑤公害防止の推進

- ・ 大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等を防止するため、立入検査や行政測定により、工場・事業場に対する監視・指導を継続的に実施します。
- ・ 良好な大気環境の確保のため、大気監視局における常時監視及びダイオキシン類など有害大気の定期測定により、大気環境の把握に努めます。
- ・ 大和川・石川クリーン作戦等のイベントを通じて、生活排水対策の周知啓発を行う

とともに、定期的に河川水質の測定を行います。

- 浄化槽における法定検査の受検率向上のため、法に基づく維持管理の指導に取り組めます。

⑥美化活動の推進

- ごみのポイ捨てを抑制するため、苦情が多い場所を中心に、パトロールの実施や看板の設置を行うとともに、ポイ捨て禁止の啓発を推進します。
- 市民による自発的美化活動の機会づくりとして、町会等や市民団体、事業所との協働により、市内全域の清掃を実施します。
- 市民の協力も得ながら、不法投棄の監視体制を強化します。



市民による清掃活動

(9) 地域環境・景観の方針

1) 基本的考え方

- ・ 大和川などの自然環境の保全や竹内街道などの歴史資源を活用した観光地域づくりの推進により、個性と魅力ある地域環境の形成を図ります。
- ・ 良好な景観の形成を図るため、河川景観や歴史景観、道路景観づくりを促進するとともに、地域特性に応じた個性豊かなまちなみ景観の形成に努めます。

2) 地域環境の方針

①自然環境の保全

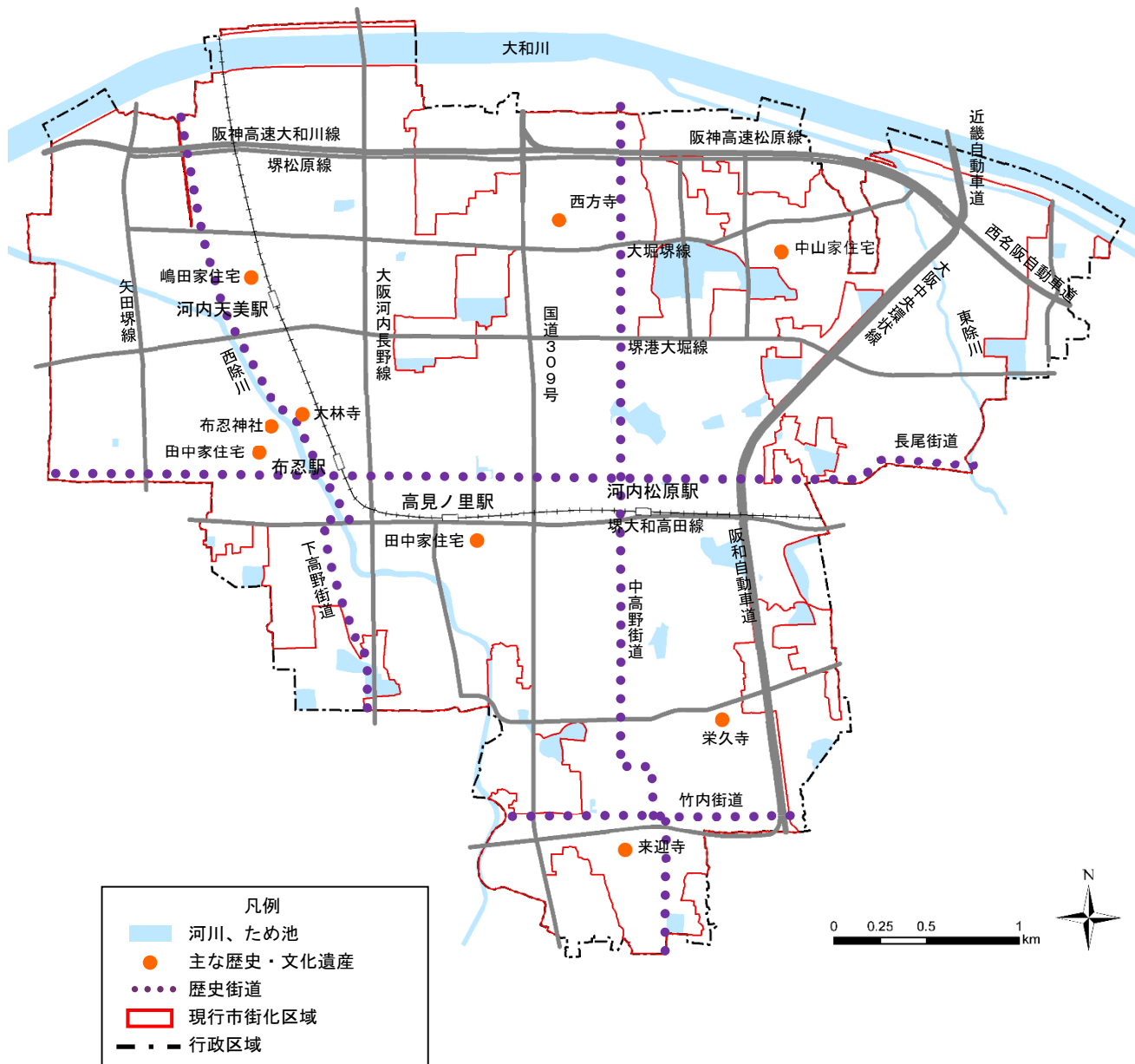
- ・ 「遊べる大和川」「生きものにやさしい大和川」を目標に、大和川・石川クリーン作戦等のイベントを通じた啓発活動により、自然環境保全の意識向上と生物の生育・生息空間の確保に取り組めます。
- ・ 保全すべきため池については、適切な維持管理を促進します。
- ・ 農地は生産機能の他、洪水時の保水機能や多様な生物の生息の場など、都市の貴重な緑として様々な機能を有していることから、都市的土地利用との調和を図りつつ、優良農地の保全や遊休農地の再生・活用を促進します。
- ・ 生産緑地は、市街地内における緑地機能や防災空間機能等、多様な機能を有し、良好な都市環境の形成に資することから、都市農地として、保全・活用を図ります。

②文化財等の保護と活用

- ・ 地域の歴史、伝統や文化に対する理解を深め、市民文化の向上と発展を図るため、文化財調査を継続的に実施し、重要なものについては市指定文化財への指定を進めます。
- ・ 中山家住宅などの国登録文化財、指定文化財及び神社寺院等の歴史・文化遺産や竹内街道等の歴史街道に残る道標等から市民が松原の歴史・文化を再認識するとともに、松原らしさを次世代に継承していくため、まちの文化を知り、触れる「歴史・文化のまちあるき」を支援します。

③観光地域づくりの推進

- ・ 観光地域づくりを推進するため、松原市観光協会や関係機関等と協働により、神社寺院、史跡や日本遺産竹内街道をはじめとする歴史街道等の観光魅力を掘り起こします。
- ・ 地域資源の活用を図るため、「大阪ミュージアム」に登録されている「開運松原六社参り」とともに、史跡、歴史街道に関する情報発信を強化します。
- ・ 国内外からの幅広い誘客を図るため、世界文化遺産「百舌鳥・古市古墳群」や日本遺産「竹内街道・横大路(大道)」を有する周辺自治体と連携し、観光ルートづくり、観光客の誘致活動の展開や多言語に対応した取組等を推進します。



地域環境の方針図

3) 景観の方針

①まちなみ景観の形成

- ・ 市域のまちなみにおいては、地区計画などの活用により、地域特性に応じた景観づくりを促進します。

②歴史景観の形成

- ・ 大阪府景観計画の「歴史的街道区域」においては、道標などの歴史的資源を活かし、街道としてのつながりを意識した景観づくりを推進します。

③河川景観の形成

- ・ 大阪府景観計画の「大和川沿岸区域」においては、生駒、金剛山系や大和川の眺望に配慮し、水と緑が一体となった景観づくりを促進します。

④道路景観の形成

- ・ 大阪府景観計画の「大阪中央環状線等沿道区域」においては、緑の連続性が感じられる沿道景観づくりを促進します。

⑤違法な屋外広告物の規制

- ・ 都市の美化促進を図るため、電柱所有企業に対する貼紙防止シート等の設置要請を行うとともに、松原市内不法屋外広告物除却等対策協議会において、不法屋外広告物の除却等に取り組めます。



竹内街道



景観の方針図

第3章

地域別構想

第3章 地域別構想

1. 地域区分の考え方

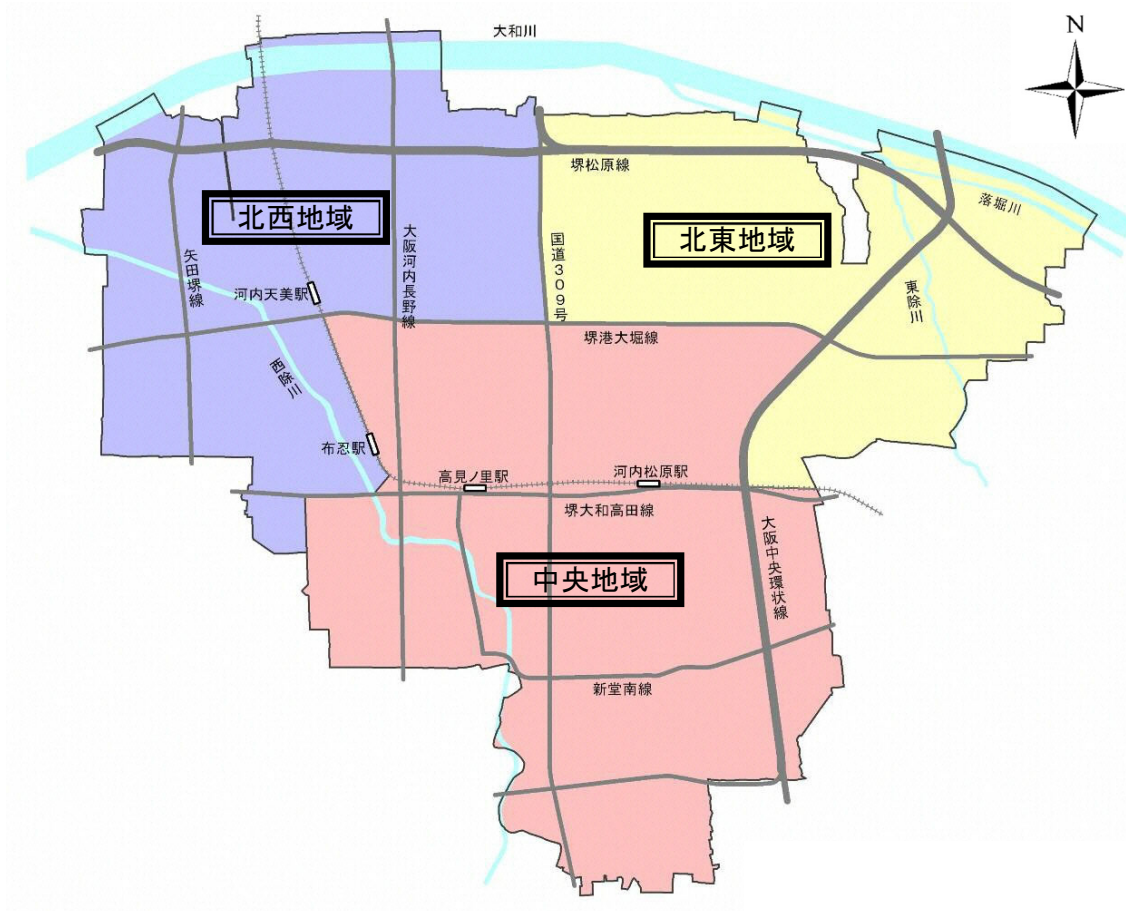
(1) 基本的考え方

地域別構想は、全体構想に示された都市づくりの方針を受け、地域の特性と課題に応じた地域づくりの方針を明らかにするものです。

また、地域別構想に示された方針は、全体構想と相互的に関連性をもつものです。

(2) 地域区分の設定

地域区分の設定にあたっては、地形条件や買い物生活圏の他、公共交通及び市街地に関する取組意向等を勘案し、適切なまとまりをもつ3つの地域に区分するものとします。



地域区分図

2.地域別まちづくり方針

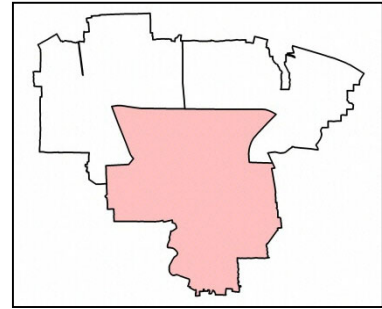
地域別まちづくり方針では、全体構想との整合性に配慮しつつ、各地域の課題に対応したまちづくり方針を明らかにしています。

なお、市全体の方向性を示す方針については、原則、全体構想の都市づくりに記載しています。

(1) 中央地域のまちづくり

1) 地域の概況

- 国道 309 号、大阪中央環状線、堺港大堀線、堺大和高田線等が通り、鉄道は近鉄南大阪線河内松原駅、高見ノ里駅、布忍駅が位置しています。
- 本市で最も乗降客数が多い近鉄南大阪線河内松原駅を中心とした地域であり、河内松原駅から約 10 分で大阪阿部野橋駅につながるなど公共交通の利便性が高い地域です。
- 河内松原駅前には、市街地再開発事業により拠点性の高い商業・住宅施設が整備されており、駅北側、駅南側は、ともに共同住宅や戸建て住宅が立ち並んでいます。また、市役所周辺には、公共公益施設などが集積し、拠点性の高い行政業務の中心地域となっています。
- 国道 309 号、堺大和高田線等の幹線道路沿道では、大型ショッピングセンターや沿道サービス施設などが立地しています。
- 国道 309 号、大阪中央環状線沿道等の一部は市街化調整区域に指定され、また、西除川が地域西側に流れ、ため池が点在しています。
- 地域南側は住宅地中心の土地利用となっていますが、工業系土地利用が進んでいる地区も見られます。
- 河内松原駅南側には、「松原」という地名の由来である柴籬神社があり、長尾街道が、駅北側を東西に通るなど古くからの歴史を有しています。
- 生野高校、大塚高校及び阪南大学高校があり、学生の往来の多い地域です。
- 令和元（2019）年（9 月末時点）における地域の人口は、総人口の約 52.7%と最も多く、平成 26（2014）年からの人口減少率は約 3.0%と最も高くなっています。65 歳以上の高齢化率は約 29.5%と最も低くなっています。



2) 地域の課題

1. 中心拠点等における都市機能等の確保と幹線道路沿道等の活用

本市の中心市街地である河内松原駅・市役所周辺には商業業務施設が集積していますが、市民アンケート調査における非日常品の買い物場所について、河内松原駅周辺の商店街や店舗は市域全体の 1 割程度となっています。

また、定住促進に必要な施策では、「駅前周辺における商業、金融、福祉施設などの立地」の意向が多く、土地利用に関する取組では、「幹線道路沿道の未利用地では商工業、物流などの施設を計画的に誘導する」の意向が多くなっています。

このため、河内松原駅や布忍駅、高見ノ里駅周辺においては、商業業務、福祉施設

等の都市機能を確保するとともに、国道 309 号や大阪中央環状線沿道等の未利用地などを活用し、産業施設などの計画的な立地誘導により、雇用やにぎわいの創出に努める必要があります。

2. 災害に対する安全の確保

定住促進に必要な施策では、「防災対策の充実」の意向が多く、防災に必要な施策では、「地震災害などによる被害の軽減や救助体制の充実」の意向が多くなっています。

このため、地震や火災などによる被害の軽減や減災対策の推進をはじめ、市民協働による防災活動等の促進により、災害に対する住民の安全確保に取り組む必要があります。

3. 安全で快適な生活環境の維持・向上による人口減少の抑制

定住促進に必要な施策では、「日常生活に必要な鉄道・バス交通の維持・確保」や「生活道路や公園などの生活基盤施設の充実」の意向が多く、住宅に必要な施策では、「空家対策」の意向が多くなっています。

このため、公共交通や日常の生活道路などの移動環境の確保をはじめ、公園等の充実、空家の適正管理や利活用に取り組むなど、安全で快適な生活環境の維持・向上等により、人口減少をできる限り抑制していく必要があります。

3) 地域の将来像

多様な都市機能を活かした便利でにぎわいのある地域づくり

4) 地域づくりの方針

地域の課題に対応する地域のまちづくり方針は次のとおりです。

4-1 中心拠点等における都市機能等の確保と幹線道路沿道等の活用

区分	地域づくりの方針
①中心拠点における都市機能の誘導と居住の促進	<ul style="list-style-type: none"> 中心拠点である河内松原駅周辺では、「ゆめニティまつばら」をはじめとした商業、業務、文化、福祉施設などの都市機能の確保や居住の誘導を促進します。 市役所周辺の公共公益施設の集積する区域は、行政サービス施設等の利便性の向上に努めます。 誰もが安心して移動できるよう、道路や公共施設等のバリアフリー化に取り組みます。 河内松原駅周辺では、「松原市商店街等活性化プラン」に基づき、商店街等と地域住民が連携し、その活性化に取り組みます。
②地域生活拠点の確保	<ul style="list-style-type: none"> 高見ノ里駅、布忍駅周辺は地域生活拠点として、生活サービス施設等の確保や居住の誘導を促進します。 高見ノ里駅のバリアフリー化を促進します。 誰もが安心して移動できるよう、道路や公共施設等のバリアフ

区分	地域づくりの方針
	<p>リー化に取り組めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 布忍駅周辺では、「松原市商店街等活性化プラン」に基づき、商店街等と地域住民が連携し、その活性化に取り組めます。
③幹線道路沿道等の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> 国道309号、大阪中央環状線、堺港大堀線沿道等の市街化調整区域は、地区計画等の活用とあわせて、商業業務施設、工場、物流施設等を計画的に誘導します。 ため池等における未利用地の有効活用のため、地域との協働による計画的な土地利用を図ります。 都市計画施設である河合地区の市場、と畜場については、廃止に向けた見直しを行い、土地所有者である大阪府とともに跡地利用の検討を進めます。
④新たな生活拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> 大阪中央環状線及び新堂南線、大阪中央環状線及び堺港大堀線の結節点周辺は、市民生活の利便性向上やにぎわいの創出のため、大規模集客施設等を計画的に誘導します。 国道309号及び新堂南線の結節点に位置する新堂地区では、地域のにぎわいを創出する交流・コミュニティ拠点として大型商業施設等を誘導します。

4-2 災害に対する安全の確保

区分	地域づくりの方針
①防災基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> 災害に強い安全な住環境を確保するため、道路等の基盤整備を行うとともに、住宅密集地の更新に努めます。 避難所等に安心して避難できる道路整備を推進するとともに、ブロック塀の撤去・新設を支援します。 指定避難所、福祉避難所における施設の充実に取り組めます。
②地震・火災・洪水対策	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に建築された要件を満たす建築物については、耐震診断、耐震改修及び除却を支援します。 建築物の火災延焼を防止・遅延するため、防火・準防火地域の指定により、耐火・準耐火建築物等への建替を促進します。 浸水不安の解消を図るため、雨水管や雨水取込施設の整備、既存水路の有効活用を推進します。 阿保地区における浸水不安の解消を図ります。 浸水が想定される区域については、ハザードマップ等を作成し、その周知徹底を図ります。
③地域の防災活動の促進と意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> 初動期の災害対応に効果の高い地域防災活動を充実するため、「自分たちの命は自分たちで守る」という意識の徹底とともに、自主防災組織の拡充及び防災士資格取得の支援に取り組めます。

4-3 安全で快適な生活環境の維持・向上による人口減少の抑制

区分		地域づくりの方針
① 道路・交通の充実	ア.幹線道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な交通を確保するため、松原駅松ヶ丘線の整備を推進します。
	イ.生活道路の整備等	<ul style="list-style-type: none"> 安心・安全な生活道路を確保するため、水路の暗渠化等により、狭あい道路の改善等に取り組めます。 通学路の安全確保を継続的に推進します。 安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道整備や駐輪場の利用促進、放置自転車対策等を進めます。 我堂一津屋線の歩道整備や道路拡幅に取組みます。 西大塚7号線については、踏切拡幅や踏切前後の歩道設置等に取り組めます。 河内松原駅南側の上田丹南線については、道路幅員が狭い区間の拡幅等の検討を進めます。 愛着の持てる道路づくりを進めるため、アドプト制度の周知を行い、その活用を推進します。
	ウ.バスサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 市内公共施設循環バス（ぐるりん号）については、利用者の利便性向上が図れるよう、適切な運行に取り組めます。
②空家対策の推進		<ul style="list-style-type: none"> 管理不十分な空家等が増加しないよう、空家等の所有者等に対し、適切な管理の普及啓発に取り組めます。 空家の利活用を促進するため、流通促進や除却等の支援策の充実を図ります。 周辺的生活環境に深刻な影響を及ぼしている特定空家等については、助言又は指導、勧告、命令等の法に基づく措置を講じます。
③ 住環境の維持・向上	ア.都市公園の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市民の健康を増進するため、大塚運動広場及び野外活動広場の再整備の検討を進めます。 地域との協働による公園の維持管理を推進します。
	イ.緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「みどりの風促進区域」のうち、国道309号沿道については、緑化等を条件に、建ぺい率又は容積率を緩和する地区計画により、緑化を促進します。 松原市緑花協会やグリーンサポーター（ボランティア）などと連携し、まちの緑化や緑の維持管理に取り組めます。
	ウ.公共下水道の整備等	<ul style="list-style-type: none"> 下水道の普及を推進するとともに、計画的に下水道施設の修繕・改築を行います。 公共下水道への接続、水洗化を促進します。 河川環境の向上を図るため、地域住民と協力し、アドプト制度等を通じた美化活動に取り組めます。
	エ.教育施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化している就学前教育保育施設については、幼保連携型認定こども園に整備統合していきます。
オ.景観の形成		<ul style="list-style-type: none"> 大阪府景観計画の「大阪中央環状線等沿道区域」においては、緑の連続性が感じられる沿道景観づくりを促進します。

区分	地域づくりの方針
④文化財等の活用	<ul style="list-style-type: none"> 国登録文化財、指定文化財及び神社寺院等の歴史・文化遺産や歴史街道に残る道標等から市民が松原の歴史・文化を再認識するとともに、松原らしさを次世代に継承していくため、まちの文化を知り、触れる「歴史・文化のまちあるき」を支援します。 竹内街道においては、道標などの歴史的資源を活かし、街道としてのつながりを意識した景観づくりを推進します。



ゆめニティ松原



竹内街道（緑の一里塚）

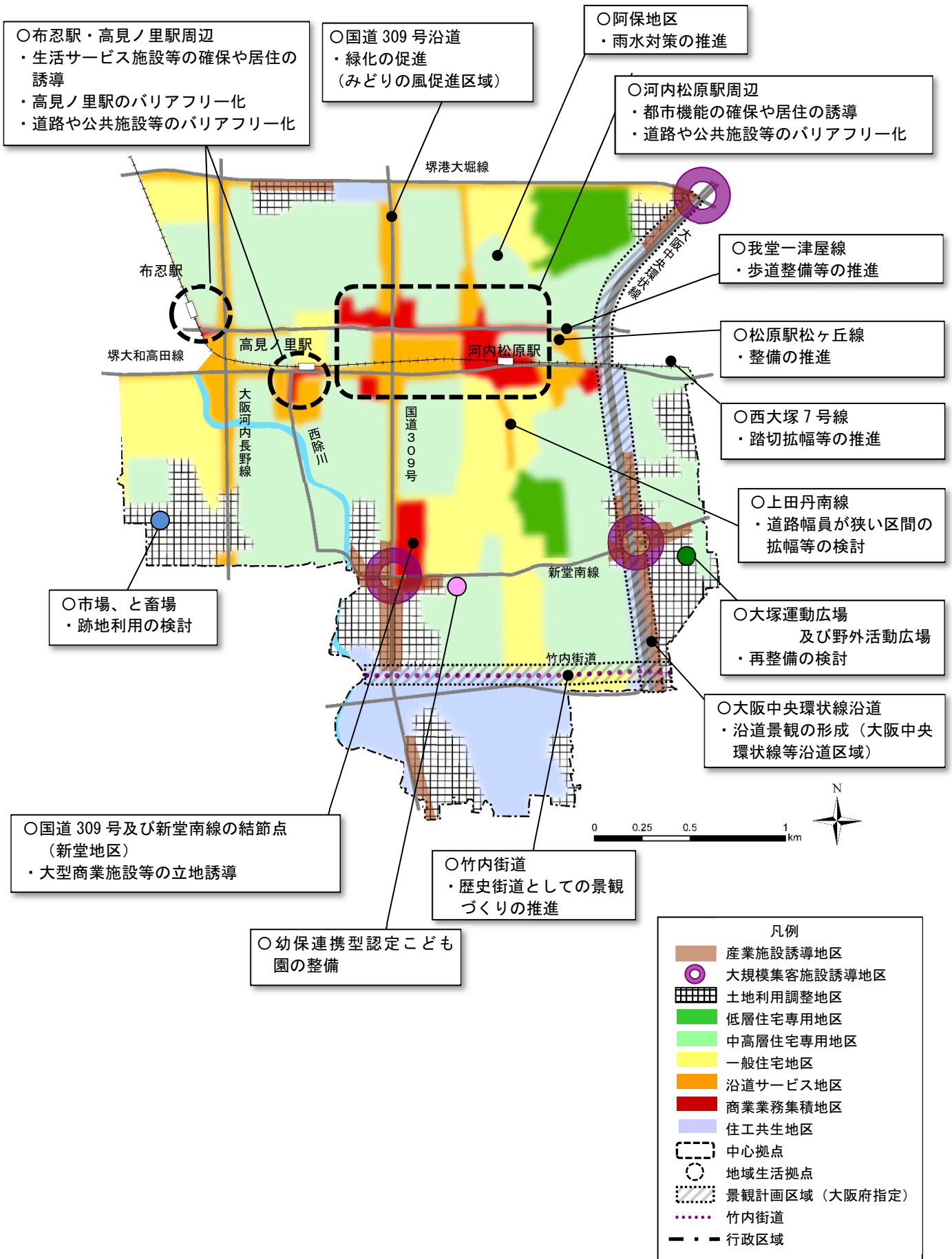


松原中央公園



松原市役所

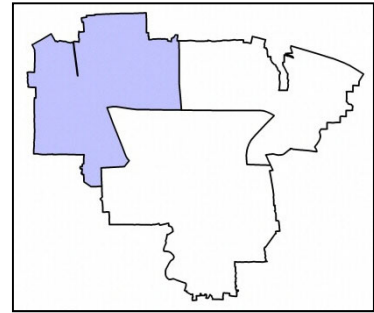
中央地域まちづくり方針図



(2) 北西地域のまちづくり

1) 地域の概況

- 地域西側が堺市に隣接し、北側に大和川が流れ、東側は市街化調整区域が多くなっています。
- 国道309号、堺港大堀線等が通り、近鉄南大阪線河内天美駅、布忍駅が位置しています。
- 堺松原線及び大阪河内長野線の結節点周辺では、大型商業施設の立地に伴い、今後新たな土地利用が進むことが予想されます。
- 地域西側は、地下鉄御堂筋線北花田駅（堺市）を最寄駅とする生活圏となっています。
- 河内天美駅周辺は、商店街などの商業地や病院、大学があります。
- 地域西側を南北に流れる西除川沿いに遊歩道が整備されています。
- 令和元（2019）年（9月末時点）における地域の人口は、総人口の約31.1%と中央地域に次いで高く、平成26（2014）年からの人口減少率は約2.8%となっています。65歳以上の高齢化率は約30.0%となっています。



2) 地域の課題

1. 地域生活拠点における都市機能等の確保と幹線道路沿道等の活用

河内天美駅及び布忍駅周辺の市街地では、人口減少・高齢化が進行しています。

市民アンケート調査における定住促進に必要な施策では、「駅前周辺における商業、金融、福祉施設などの立地」の意向が多く、土地利用に関する取組では、「幹線道路沿道の未利用地では商工業、物流などの施設を計画的に誘導する」の意向が多くなっています。

このため、河内天美駅及び布忍駅周辺においては、生活サービス施設等の都市機能の確保に努めるとともに、堺松原線や堺港大堀線の沿道等の未利用地などを活用し、産業施設などの計画的な立地誘導により、雇用やにぎわいの創出に努める必要があります。

2. 災害に対する安全の確保

定住促進に必要な施策では、「防災対策の充実」の意向が多く、防災に必要な施策では、「地震災害などによる被害の軽減や救助体制の充実」や「ゲリラ豪雨などに対応する水害対策の充実」の意向が多くなっています。

このため、大和川沿岸に位置し西除川を有する本地域では、地震や水害などによる被害の軽減や減災対策の推進をはじめ、市民協働による防災活動等の促進により、災害に対する住民の安全確保に取り組む必要があります。

3. 安全で便利な生活環境の維持・向上による多様な世代の居住促進

定住促進に必要な施策では、「日常生活に必要な鉄道・バス交通の維持・確保」や「生活道路や公園などの生活基盤施設の充実」の意向が多く、住宅に必要な施策では、「空家対策」の意向が多くなっています。

このため、公共交通や日常の生活道路などの移動環境の確保をはじめ、公園等の充実、空家の適正管理や利活用に取り組むなど、安全で便利な生活環境の維持・向上等により、高齢者や若い子育て世代など多様な世代の居住を促進する必要があります。

3) 地域の将来像

新たな魅力の創出による交流とふれあいのある地域づくり

4) 地域づくりの方針

地域の課題に対応する地域のまちづくり方針は次のとおりです。

4-1 地域生活拠点における都市機能等の確保と幹線道路沿道等の活用

区分	地域づくりの方針
①地域生活拠点の確保	<ul style="list-style-type: none"> 河内天美駅、布忍駅周辺は地域生活拠点として、生活サービス施設等の確保や居住の誘導を促進します。 誰もが安心して移動できるよう、道路や公共施設等のバリアフリー化に取り組みます。 河内天美駅、布忍駅周辺では、「松原市商店街等活性化プラン」に基づき、商店街等と地域住民が連携し、その活性化に取り組みます。 河内天美駅西側では、商店街の取組みとともに、防災性向上につながる道路拡幅等の基盤整備に取り組みます。
②幹線道路沿道等の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> 国道 309 号、堺松原線及び堺港大堀線沿道等の市街化調整区域は、地区計画等の活用とあわせて、商業業務施設、物流施設、工場等を計画的に誘導します。 ため池等における未利用地の有効活用のため、地域との協働による計画的な土地利用を図ります。 堺松原線沿道の三宅地区では、広域交通網への高いアクセス性を活かした大型物流施設や工場等を計画的に誘導します。
③新たな生活拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> 堺松原線及び大阪河内長野線の結節点周辺は、市民生活の利便性向上やにぎわいの創出のため、大型商業施設等の立地を図ります。

4-2 災害に対する安全の確保

区分	地域づくりの方針
①防災基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> 災害に強い安全な住環境を確保するため、道路等の基盤整備を行うとともに、住宅密集地の更新に努めます。 避難所等に安心して避難できる道路整備を推進するとともに、ブロック塀の撤去・新設を支援します。 指定避難所、福祉避難所における施設の充実に取り組みます。
②地震・火災・洪水対策	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に建築された要件を満たす建築物については、耐震診断、耐震改修及び除却を支援します。 建築物の火災延焼を防止・遅延するため、防火・準防火地域の指定により、耐火・準耐火建築物等への建替を促進します。

区分	地域づくりの方針
	<ul style="list-style-type: none"> 浸水不安の解消を図るため、雨水管や雨水取込施設の整備、既存水路の有効活用を推進します。 浸水が想定される区域については、ハザードマップ等を作成し、その周知徹底を図ります。
③地域の防災活動の促進と意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> 初動期の災害対応に効果の高い地域防災活動を充実するため、「自分たちの命は自分たちで守る」という意識の徹底とともに、自主防災組織の拡充及び防災士資格取得の支援に取り組めます。

4-3 安全で便利な生活環境の維持・向上による多様な世代の居住促進

区分	地域づくりの方針	
①道路・交通の充実	ア.幹線道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な交通を確保するため、大阪河内長野線、堺港大堀線の整備を促進します。
	イ.生活道路の整備等	<ul style="list-style-type: none"> 安心・安全な生活道路を確保するため、水路の暗渠化等により、狭あい道路の改善等に取り組めます。 通学路の安全確保を継続的に推進します。 安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道整備や駐輪場の利用促進、放置自転車対策等を進めます。 布忍駅西側の我堂一津屋線については、道路幅員が狭い区間の拡幅等の検討を進めます。 愛着の持てる道路づくりを進めるため、アドプト制度の周知を行い、その活用を推進します。
	ウ.安全で快適な自転車通行の確保	<ul style="list-style-type: none"> 大和川沿いの南河内サイクルラインの整備を促進します。
	エ.バスサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 市内公共施設循環バス（ぐるりん号）については、利用者の利便性向上が図れるよう、適切な運行に取り組めます。
②空家対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 管理不十分な空家等が増加しないよう、空家等の所有者等に対し、適切な管理の普及啓発に取り組めます。 空家の利活用を促進するため、流通促進や除却等の支援策の充実を図ります。 周辺的生活環境に深刻な影響を及ぼしている特定空家等については、助言又は指導、勧告、命令等の法に基づく措置を講じます。 	
③住環境の維持・向上	ア.都市公園の充実	<ul style="list-style-type: none"> 天美北第一公園の整備を推進するとともに、大泉緑地の整備を促進します。 地域との協働による公園の維持管理を推進します。
	イ.緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「みどりの風促進区域」のうち、国道309号沿道については、緑化等を条件に、建ぺい率又は容積率を緩和する地区計画により、緑化を促進します。 松原市緑花協会やグリーンサポーター（ボランティア）などと連携し、まちの緑化や緑の維持管理に取り組めます。

区分		地域づくりの方針
ウ.公共下水道の整備等		<ul style="list-style-type: none"> • 下水道の普及を推進するとともに、計画的に下水道施設の修繕・改築を行います。 • 公共下水道への接続、水洗化を促進します。 • 河川環境の向上を図るため、地域住民と協力し、大和川・石川クリーン作戦やアドプト制度等を通じた美化活動に取り組めます。
エ.景観の形成		<ul style="list-style-type: none"> • 大阪府景観計画の「大和川沿岸区域」においては、生駒、金剛山系や大和川の眺望に配慮し、水と緑が一体となった景観づくりを促進します。
④文化財等の活用		<ul style="list-style-type: none"> • 国登録文化財、指定文化財及び神社寺院等の歴史・文化遺産や歴史街道に残る道標等から市民が松原の歴史・文化を再認識するとともに、松原らしさを次世代に継承していくため、まちの文化を知り、触れる「歴史・文化のまちあるき」を支援します。



スポーツパークまつばら



布忍神社

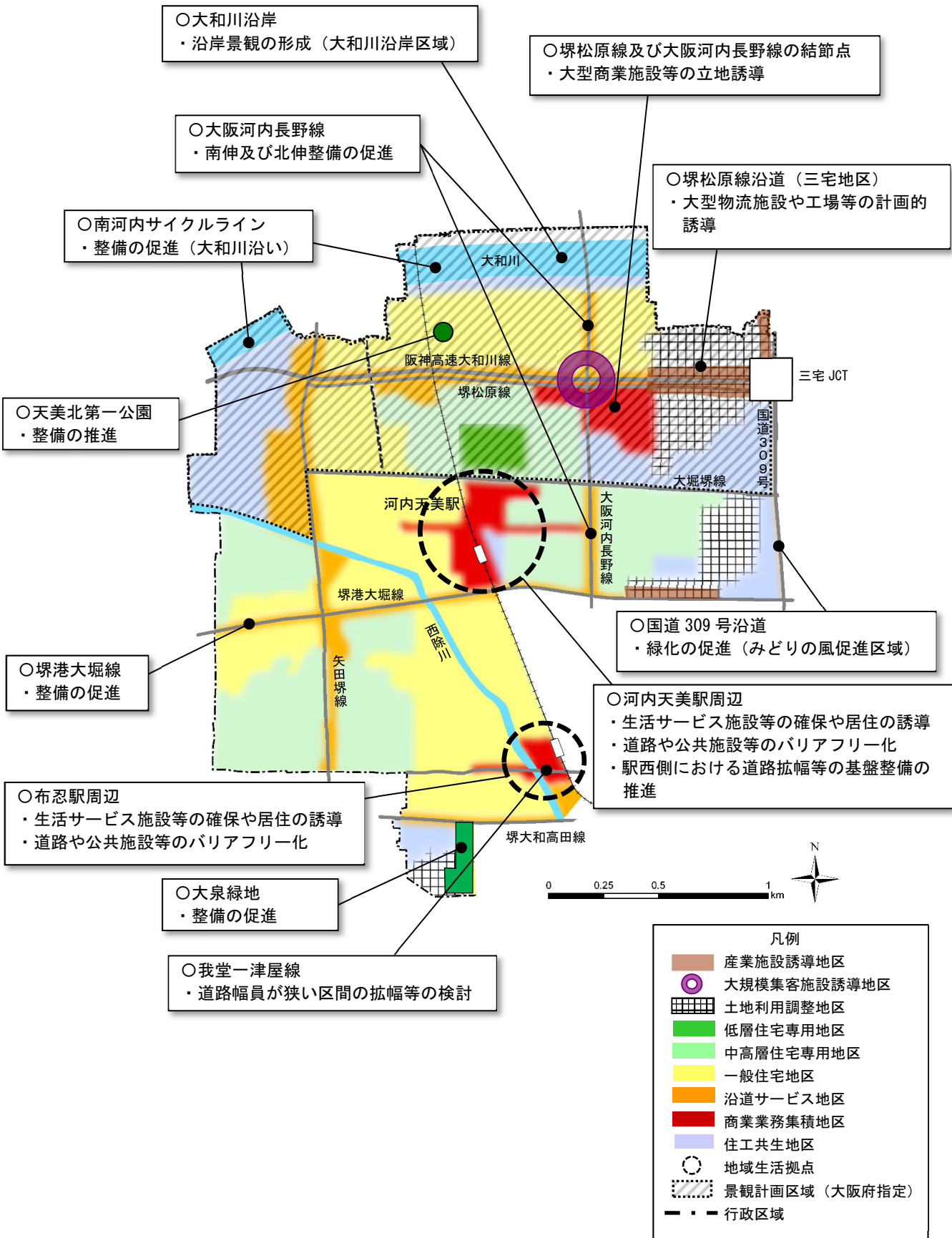


阪神高速大和川線



西除川遊歩道

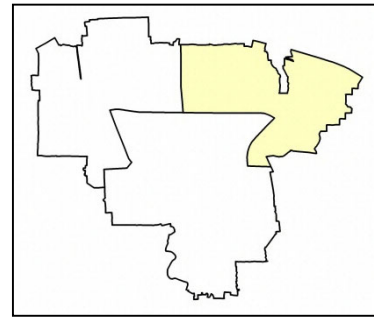
北西地域まちづくり方針図



(3) 北東地域のまちづくり

1) 地域の概況

- ・ 阪神高速松原線、近畿自動車道、西名阪自動車道、阪和自動車道が松原 JCT でつながっているなど、広域交通の要衝に位置しています。
- ・ 大阪中央環状線や堺松原線沿道には、物流施設等が立地し、地域北側は工場と住宅の立地が見られます。
- ・ 近鉄南大阪線河内松原駅及び恵我ノ荘駅（羽曳野市）を最寄駅とする生活圏でもあり、低層住宅地が広がっています。
- ・ 本地域は市街化調整区域が多く、農地やため池が残っています。
- ・ 令和元（2019）年（9月末時点）における地域の人口は、総人口の約 16.2%と最も低く、平成 26（2014）年からの人口減少率は約 1.2%の減少率で最も低くなっています。65 歳以上の高齢化率は約 30.8%と最も高くなっています。



2) 地域の課題

1. 高速道路や幹線道路沿道等の活用

道路交通の利便性が高い本地域において、市民アンケート調査における定住促進に必要な施策では、「身近な地区周辺における日常生活サービス施設の立地」の意向が多く、土地利用に関する取組では、「幹線道路沿道の未利用地では商工業、物流などの施設を計画的に誘導する」の意向が多くなっています。

このため、周辺環境との調和に配慮しつつ、日常生活サービス施設の他、高速道路や幹線道路を活用し、産業施設などの計画的な立地誘導により、雇用やにぎわいの創出に努める必要があります。

2. 災害に対する安全の確保

定住促進に必要な施策では、「防災対策の充実」の意向が多く、防災に必要な施策では、「地震災害などによる被害の軽減や救助体制の充実」や「ゲリラ豪雨などに対応する水害対策の充実」の意向が多くなっています。

このため、大和川沿岸に位置し東除川を有する本地域では、地震や水害などによる被害の軽減や減災対策の推進をはじめ、市民協働による防災活動等の促進により、災害に対する住民の安全確保に取り組む必要があります。

3. 潤いのある便利な生活環境の維持・向上による居住促進

本地域は、人口が増加している地区が見られるものの、高齢化率は高くなっています。定住促進に必要な施策では、「日常生活に必要な鉄道・バス交通の維持・確保」や「生活道路や公園などの生活基盤施設の充実」の意向が多く、住宅に必要な施策では、「空家対策」の意向が多くなっています。また、地域の目指す将来像では、「農地などと共存する田園居住のまち」の意向が多くなっています。

このため、大和川沿岸で農地やため池が分布する地域環境を活かしながら、公共交通や日常の生活道路などの移動環境の確保をはじめ、公園等の充実、空家の適正管理

や利活用に取組むなど、潤いがあり利便性の高い生活環境の維持・向上に努める必要があります。

3) 地域の将来像

幹線道路や地域環境を活かした活力と潤いのある地域づくり

4) 地域づくりの方針

地域の課題に対応する地域のまちづくり方針は次のとおりです。

4-1 高速道路や幹線道路沿道等の活用

区分	地域づくりの方針
①幹線道路沿道等の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> 大阪中央環状線、堺松原線、大堀堺線、堺港大堀線、若林小川線及び別所西線沿道の市街化調整区域等は、地区計画等の活用とあわせて、商業業務施設、工場、物流施設等を計画的に誘導します。 ため池等における未利用地の有効活用のため、地域との協働による計画的な土地利用を図ります。

4-2 災害に対する安全の確保

区分	地域づくりの方針
①防災基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> 災害に強い安全な住環境を確保するため、道路等の基盤整備を行うとともに、住宅密集地の更新に努めます。 避難所等に安心して避難できる道路整備を推進するとともに、ブロック塀の撤去・新設を支援します。 指定避難所、福祉避難所における施設の充実に取組みます。
②地震・火災・洪水対策	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に建築された要件を満たす建築物については、耐震診断、耐震改修及び除却を支援します。 建築物の火災延焼を防止・遅延するため、防火・準防火地域の指定により、耐火・準耐火建築物等への建替を促進します。 浸水不安の解消を図るため、雨水管や雨水取込施設の整備、既存水路の有効活用を推進します。 若林地区における浸水不安の解消を図ります。 浸水が想定される区域については、ハザードマップ等を作成し、その周知徹底を図ります。
③地域の防災活動の促進と意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> 初動期の災害対応に効果の高い地域防災活動を充実するため、「自分たちの命は自分たちで守る」という意識の徹底とともに、自主防災組織の拡充及び防災士資格取得の支援に取組みます。

4-3 潤いのある便利な生活環境の維持・向上による居住促進

区分		地域づくりの方針
① 道路・交通の充実	ア.幹線道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な交通を確保するため、堺港大堀線の整備を促進するとともに、若林小川線、別所西線や三宅東地区及び若林地区における新設道路の整備を推進します。
	イ.生活道路の整備等	<ul style="list-style-type: none"> 安心・安全な生活道路を確保するため、水路の暗渠化等により、狭あい道路の改善等に取り組めます。 通学路の安全確保を継続的に推進します。 安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道整備等を進めます。 西大塚7号線については、踏切拡幅や踏切前後の歩道設置等に取り組めます。 愛着の持てる道路づくりを進めるため、アドプト制度の周知を行い、その活用を推進します。
	ウ.安全で快適な自転車通行の確保	<ul style="list-style-type: none"> 大和川沿いの南河内サイクルラインの整備を促進します。
	エ.バスサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 市内公共施設循環バス（ぐるりん号）については、利用者の利便性向上が図れるよう、適切な運行に取り組めます。
②空家対策の推進		<ul style="list-style-type: none"> 管理不十分な空家等が増加しないよう、空家等の所有者等に対し、適切な管理の普及啓発に取り組めます。 空家の利活用を促進するため、流通促進や除却等の支援策の充実を図ります。 周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼしている特定空家等については、助言又は指導、勧告、命令等の法に基づく措置を講じます。
③ 住環境の維持・向上	ア.都市公園の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市民の健康を増進するため、若林地区における新たな施設整備に取り組めます。 地域との協働による公園の維持管理を推進します。
	イ.緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「みどりの風促進区域」のうち、国道309号沿道については、緑化等を条件に、建ぺい率又は容積率を緩和する地区計画により、緑化を促進します。 松原市緑花協会やグリーンサポーター（ボランティア）などと連携し、まちの緑化や緑の維持管理に取り組めます。
	ウ.公共下水道の整備等	<ul style="list-style-type: none"> 下水道の普及を推進するとともに、計画的に下水道施設の修繕・改築を行います。 公共下水道への接続、水洗化を促進します。 河川環境の向上を図るため、地域住民と協力し、大和川・石川クリーン作戦やアドプト制度等を通じた美化活動に取り組めます。
エ.景観の形成		<ul style="list-style-type: none"> 大阪府景観計画の「大和川沿岸区域」においては、生駒、金剛山系や大和川の眺望に配慮し、水と緑が一体となった景観づくりを促進します。

区分	地域づくりの方針
	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府景観計画の「大阪中央環状線等沿道区域」においては、緑の連続性が感じられる沿道景観づくりを促進します。
④文化財等の活用	<ul style="list-style-type: none"> 国登録文化財、指定文化財及び神社寺院等の歴史・文化遺産や歴史街道に残る道標等から市民が松原の歴史・文化を再認識するとともに、松原らしさを次世代に継承していくため、まちの文化を知り、触れる「歴史・文化のまちあるき」を支援します。



松原 JCT



屯倉神社

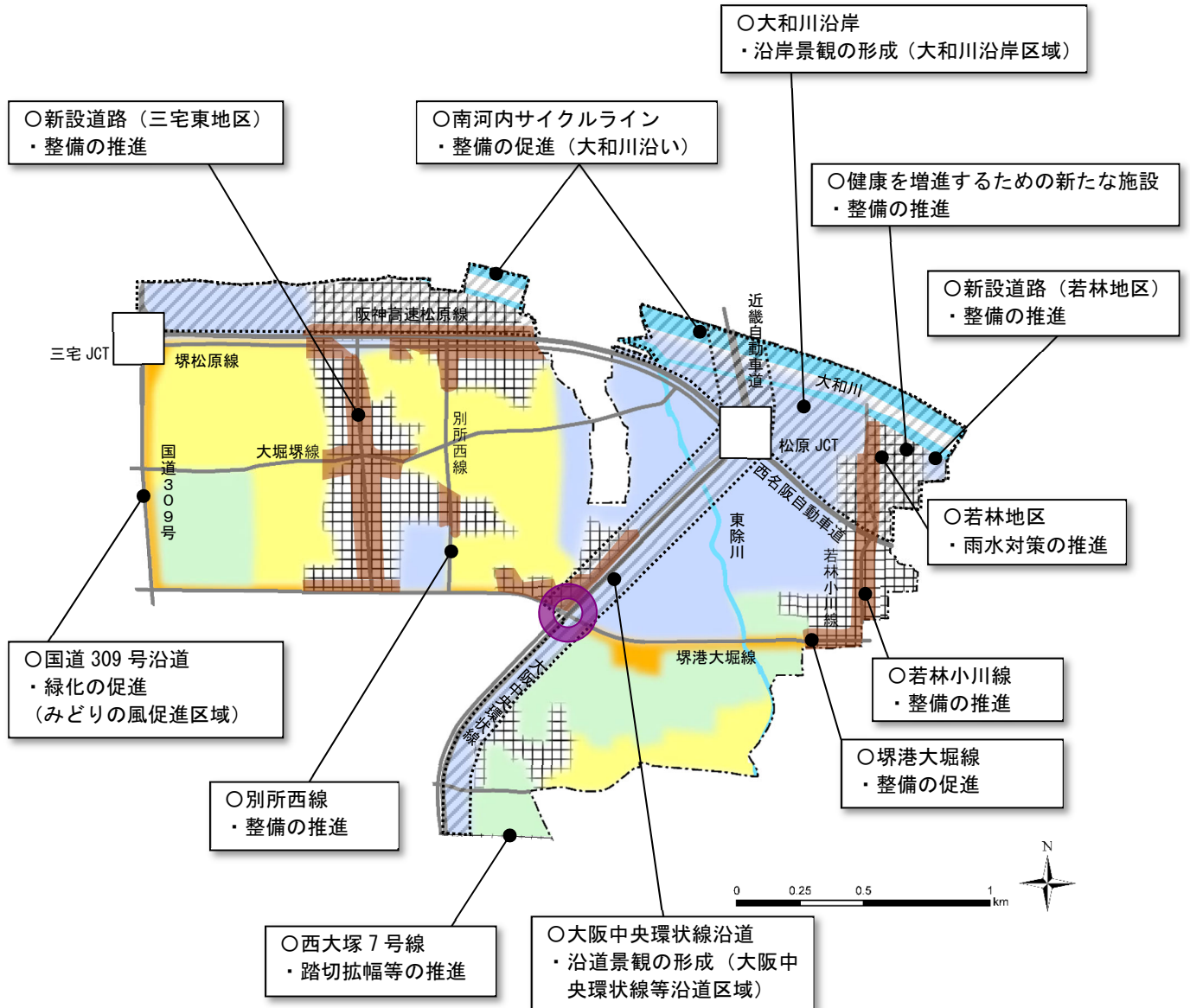


若林小川線



三宅東公園

北東地域まちづくり方針図



第4章

都市計画マスタープランの実現に向けて

第4章 都市計画マスタープランの実現に向けて

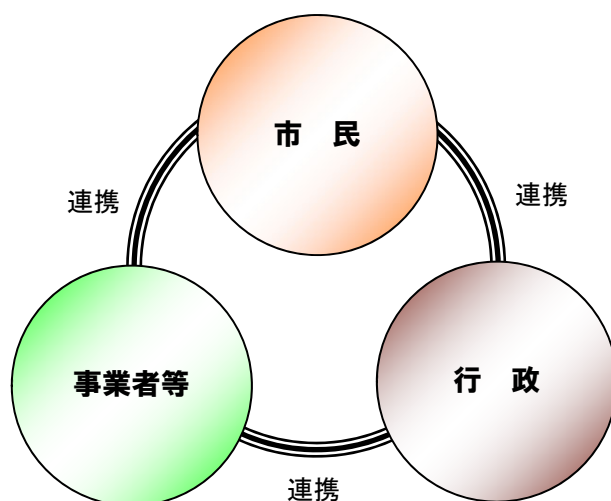
都市計画マスタープランを実現していくためには、各方針の計画的かつ総合的な取組をはじめ、市民との協働によるまちづくりを展開するとともに、計画の適切な進行管理が必要となります。これらの取組により、都市づくりの目標の実現を目指します。

1. 協働によるまちづくりの推進

都市計画マスタープランにおける施策・事業の実現を図るため、市民の主体的なまちづくりへの参画を促進するとともに、市民、事業者等、行政が連携・協力しながら、協働のまちづくりを継続的に進めていきます。

(1) まちづくりの連携

まちづくり活動の実施、管理・運営など、まちづくりを進めていく段階において、市民、事業者等、行政がまちづくりの目標・方針などを共有し、連携を図ります。



(2) 協働のまちづくりの誘導方策

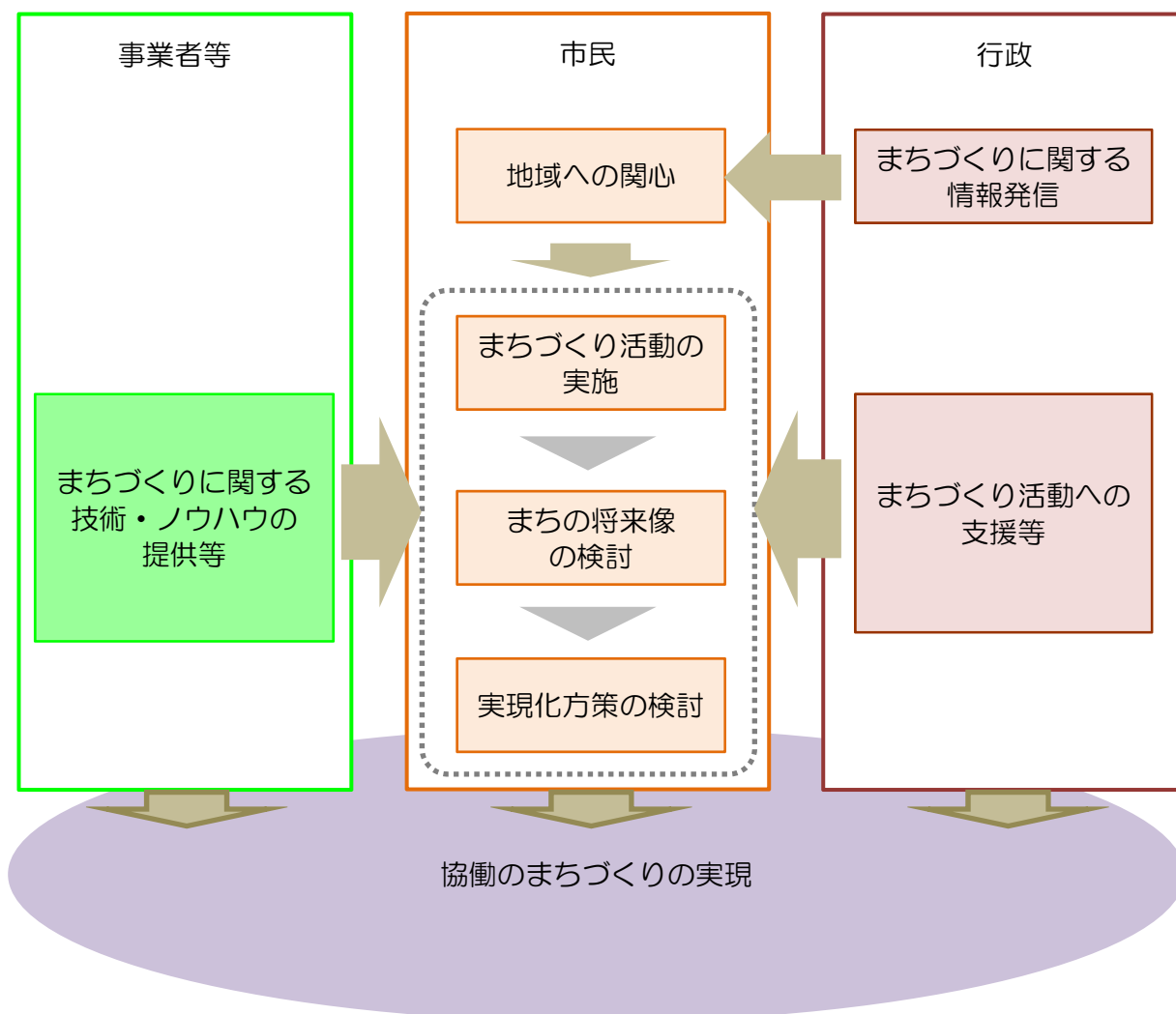
1) 情報の公開と情報発信力の更なる向上

市民参加を促し、地域のまちづくりへの関心を高めるため、まちづくり情報を広報紙や出前講座などを通じて市民に発信するなど、情報発信力の更なる向上に努めます。

2) 市民のまちづくり活動に対する支援

市民のまちづくり活動の実施段階においては、まちづくりに関する専門的な知識を持つ「まちづくりアドバイザー」を派遣するなどまちづくり活動を支援し、協働のまちづくりの実現に向けた取組を推進します。また、事業者等は、市民のまちづくり活動に対して、必要な技術・ノウハウの提供を行うなど、協力するよう努めるものとします。

協働のまちづくりの誘導方策（例）



(3) 関係法令の運用

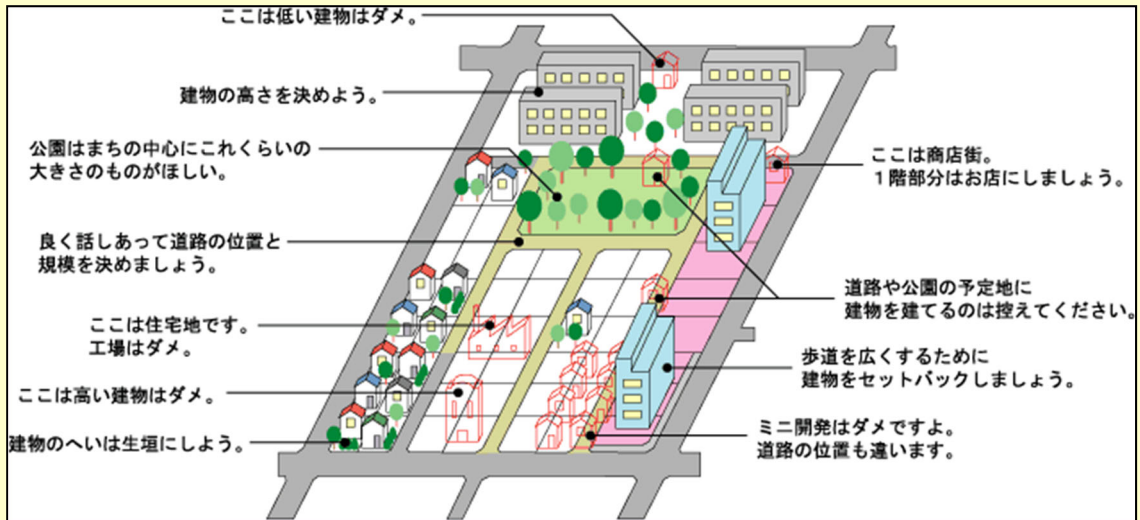
都市計画法をはじめとする関係法令に基づく制度を、地域の実情に合わせて、適切に運用します。また、地域住民主体のまちづくりを進めるにあたって、地区計画や都市計画提案制度などを活用できるよう、助言や支援を行います。

■地区計画

<地区計画で定めることができるまちづくりのルール>

- 地区施設（生活道路、公園、広場、遊歩道など）の配置
- 建物の建て方や街並みのルール

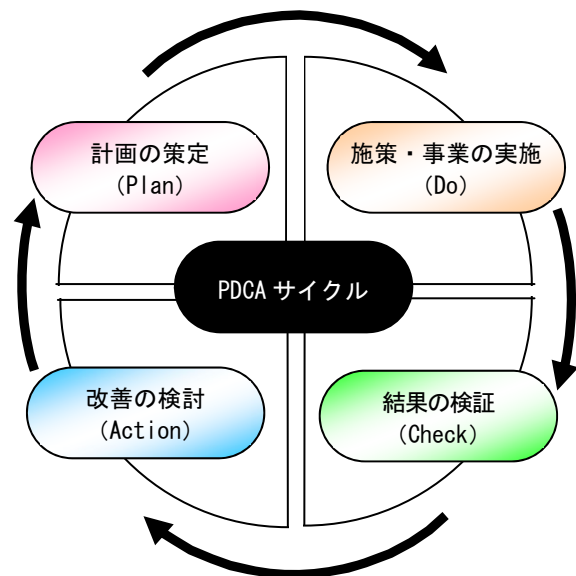
(用途、容積率、建ぺい率、高さ、敷地規模、壁面後退（セットバック）、デザイン、生垣化、など)



2. 都市計画マスタープランの適切な進行管理と見直し

都市計画マスタープランを実現にあたっては、長期にわたる施策・事業もあることから、継続的な取組が必要となる一方、社会情勢の変化や新たな制度等にも対応していく必要があります。

このため、計画（Plan）を実施（Do）し、その結果を検証（Check）し、改善（Action）する「PDCA サイクル」による進行管理を行うとともに、本市を取り巻く状況の変化等にも対応するため、必要がある場合は計画の見直しを行います。



PDCA サイクルによる進行管理

參考資料

参 考 資 料

松原市都市計画マスタープランの策定経緯

年月日	事項	内容	
令和元年	4月17日～ 5月9日	庁内意見照会	現行計画の検証に関すること
	6月28日～ 7月2日	庁内ヒヤリング	現行計画の検証及び今後の取組に関すること
	7月17日～ 8月2日	市民アンケート調査の実施	
	9月5日	第1回都市計画マスタープラン策定庁内検討会議	基本的事項、市民アンケート調査結果等について
	9月6日	第1回都市計画審議会都市計画マスタープラン策定専門部会	基本的事項、市民アンケート調査結果等について
	9月9日～ 20日	庁内意見照会	庁内ヒヤリング結果に関すること
	10月11日	第2回都市計画マスタープラン策定庁内検討会議	都市計画マスタープラン全体構想案について
	10月11日～ 18日	庁内意見照会	都市計画マスタープラン全体構想（事務局案）について
	10月28日	第2回都市計画審議会都市計画マスタープラン策定専門部会	都市計画マスタープラン全体構想案の概要等について
	11月22日	第1回都市計画審議会	都市計画マスタープランの中間報告について
	12月6日	第3回都市計画審議会都市計画マスタープラン策定専門部会	都市計画マスタープラン（素案）について
	12月11日	第3回都市計画マスタープラン策定庁内検討会議	都市計画マスタープラン（素案）について
	12月11日～ 18日	庁内意見照会	都市計画マスタープラン（素案）に関すること
	12月11日～ 20日	大阪府計画推進課意見照会	都市計画マスタープラン（素案）について
令和2年	1月16日	第2回都市計画審議会	都市計画マスタープラン（素案）報告について
	2月3日～ 3月3日	パブリックコメント（意見募集）の実施	都市計画マスタープラン（素案）について
	3月25日	第3回都市計画審議会	都市計画マスタープラン（案）の諮問・答申について
	3月31日	都市計画マスタープランの改定	

松原市都市計画審議会都市計画マスタープラン策定専門部会委員名簿

	氏 名	職 名
委 員	岡 山 敏 哉	大阪工業大学工学部 教授
	田 中 み さ 子	大阪産業大学デザイン工学部 教授
	鶴 田 浩 章	関西大学環境都市工学部 教授
	西 本 真 弓	阪南大学 副学長

(敬称略)

松原市都市計画マスタープラン策定庁内検討会議設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の策定に当たり、大阪府が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び松原市総合計画との整合を図りつつ、多様な観点から調査及び検討を行うため、松原市都市計画マスタープラン策定庁内検討会議（以下「庁内検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内検討会議は、次の各号に掲げる事項について調査及び検討の上、都市計画マスタープランの素案を作成することをその所掌事務とする。

- (1) 市民意向調査による課題の把握に関すること。
- (2) まちづくりの理念や都市計画の目標に関すること。
- (3) 全体構想及び地域別構想に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本市のまちづくりの推進を図るために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内検討会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(座長等)

第4条 庁内検討会議の座長（以下「座長」という。）は、都市整備部長をもって充てる。

- 2 座長は、必要に応じ、庁内検討会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内検討会議の会議（以下「会議」という。）は、座長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 庁内検討会議の庶務は、都市整備部まちづくり推進課において行う。

(実施の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月20日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年6月6日から実施する。

別表（第3条関係）

区分	所 属		役職名
座 長	都市整備部		部 長
委 員	市長公室	企画政策課	課 長
		危機管理課	課 長
	福祉部	障害福祉課	課 長
		子ども未来担当	参 事
	健康部	高齢介護課	課 長
	市民協働部	市民協働課	課 長
	市民生活部	環境政策課	課 長
		環境予防課	課 長
		産業振興課	課 長
		観 光 課	課 長
	都市整備部	まちづくり推進課	課 長
		みち・みどり整備担当	参 事
		建築住宅課	課 長
	上下水道部	上下水道管理課	課 長
		上下水道建設室	参 事
	教育委員会事務局教育総務部	教育総務課	課 長
消防本部	総務課	課 長	

松原市都市計画マスタープラン 市民アンケート調査の概要

【調査目的】

今回のアンケート調査は、「都市計画マスタープラン」の改定にあたり、幅広い市民の意見をできる限り反映するため実施したものです。

【調査項目】

- 基本属性（性別、年齢、職業、居住地区、居住年数、買い物場所）
- まちの魅力や定住意向（市の魅力、定住意向、定住促進に必要な施策）
- 地域の将来像
- 今後のまちづくりの取組み（地域の将来像、まちづくりの取組み）
- 市民参加のまちづくりの進め方
- まちづくりに関する自由意見

【調査対象】

- 調査地域：松原市全域
- 調査対象：18歳以上で松原市にお住まいの方 3,000人

【実施方法】

- 配布回収：郵送配布・郵送回収調査法
- 調査期間：令和元年7月17日発送～8月2日締切
（締切後、8月20日到着分迄を集計結果に反映）

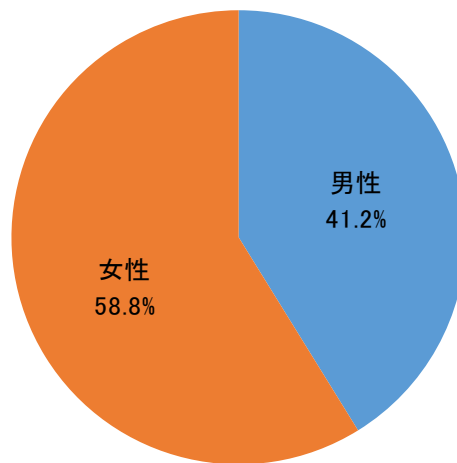
【回収結果】

- 回収数 1,396人、回収率は46.5%

あなたご自身のことについてお尋ねします

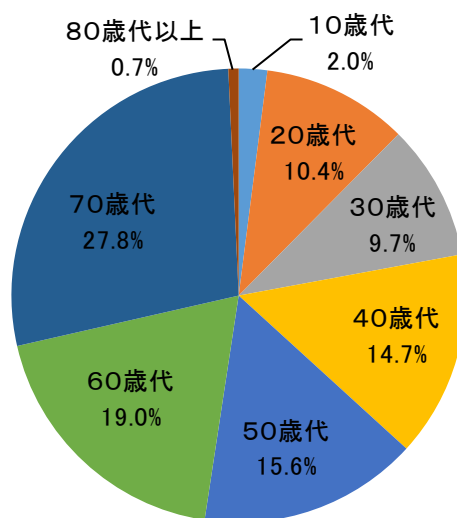
問1. あなたの性別は

■回答者は女性 58.8%、男性 41.2%。



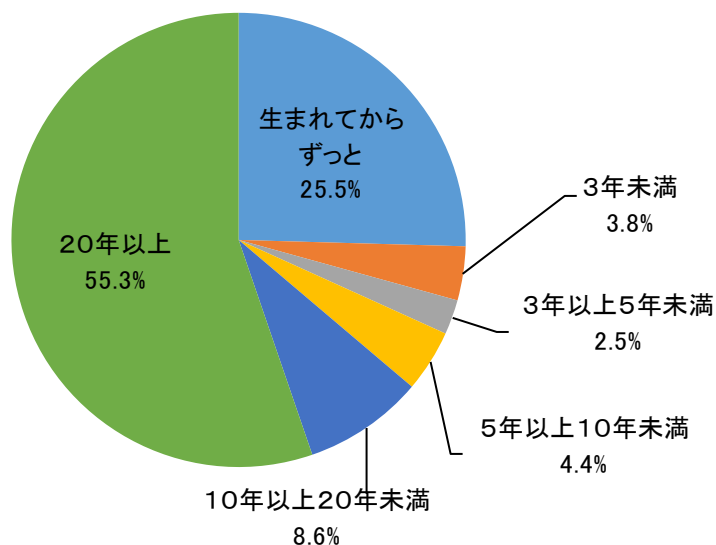
問2. あなたの年齢は

■60歳代以上の回答者が全体の47.5%で5割程度を占める。



問3. あなたは、松原市にどれくらいお住まいですか。

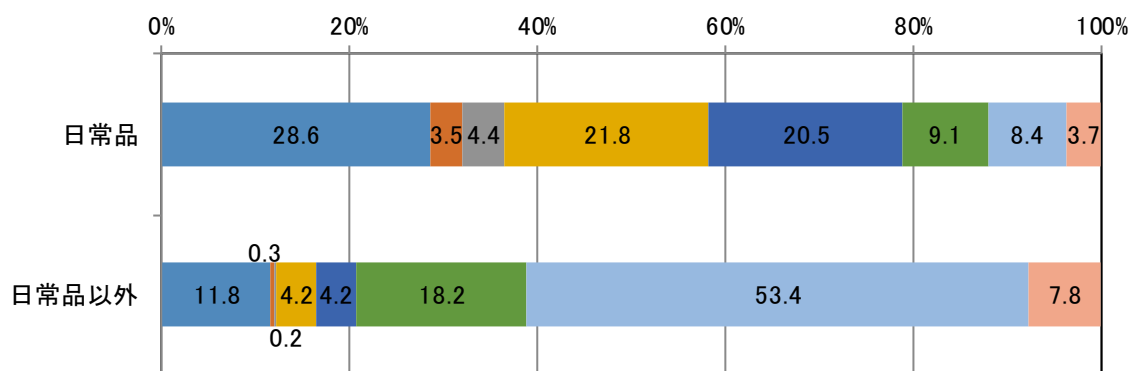
■20年以上の居住者が80.8%。



問4-1. 生鮮食料品や日用雑貨品など（日用品）について主にどこで買い物されていますか。

問4-2. あなたは、衣料、装飾、家具、家電、レジャー用品など（日用品以外）について、主にどこで買い物されていますか。

■日用品は鉄道駅周辺の商店街や店舗が58.3%、鉄道駅周辺では、河内松原駅周辺が28.7%、河内天美駅周辺が21.8%を占める。日用品以外は市外の商業施設が53.4%、市内の幹線道路が18.2%、河内松原駅周辺が11.8%。

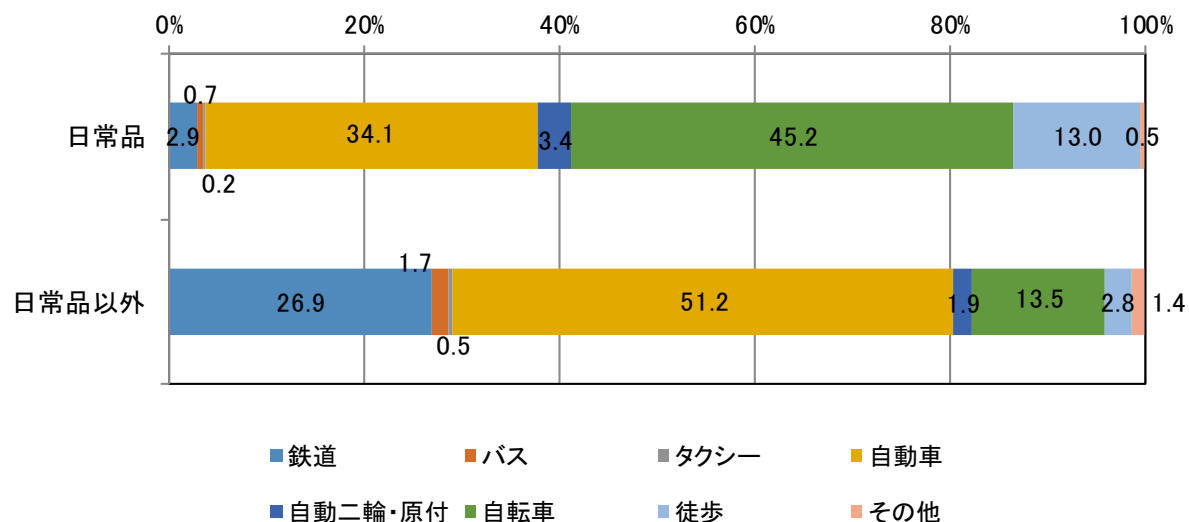


- 河内松原駅周辺の商店街や店舗
- 高見ノ里駅周辺の商店街や店舗
- 布忍駅周辺の商店街や店舗
- 河内天美駅周辺の商店街や店舗
- 近所の店舗やコンビニ
- 市内の幹線道路※沿道の商業施設
- 市外の商業施設
- その他

問5-1. 日用品の買い物などにおいて、主に利用する交通手段に1つだけ○をつけてください。

問5-2. 日用品以外の買い物などにおいて、主に利用する交通手段に1つだけ○をつけてください。

■日用品は自転車・徒歩が58.2%（自動車34.1%）、日用品以外は自動車が51.2%。

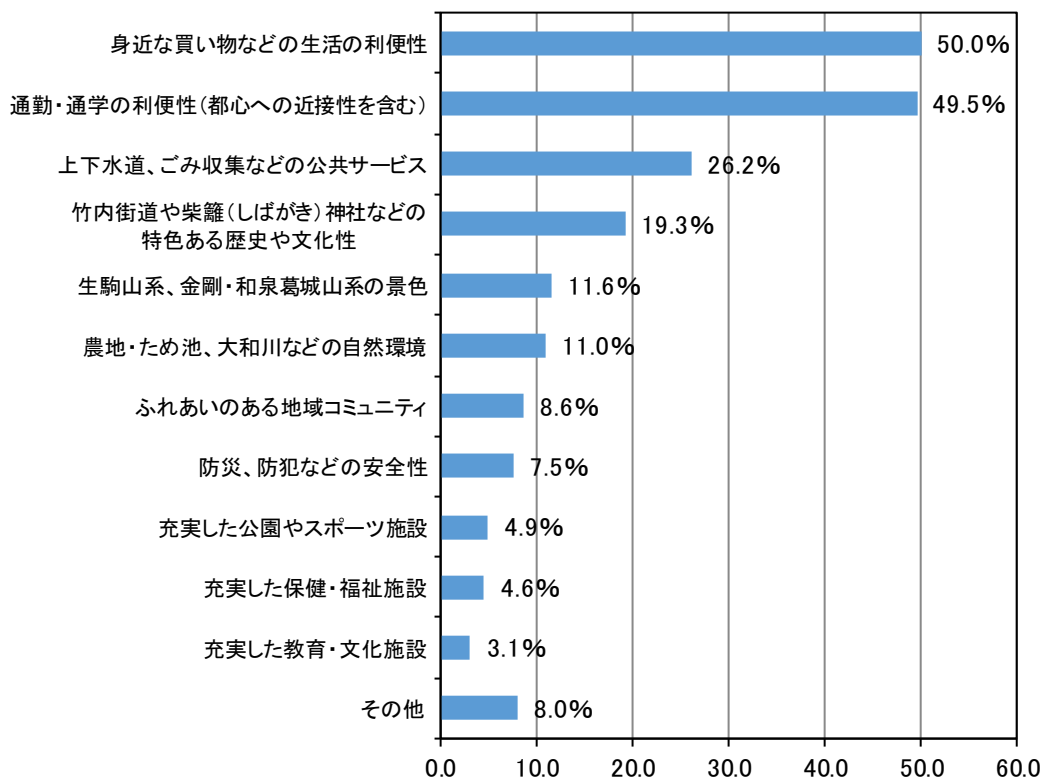


松原市の魅力や定住意向についておたずねします

問6. あなたが感じられる松原市の魅力や誇れるものは何ですか。

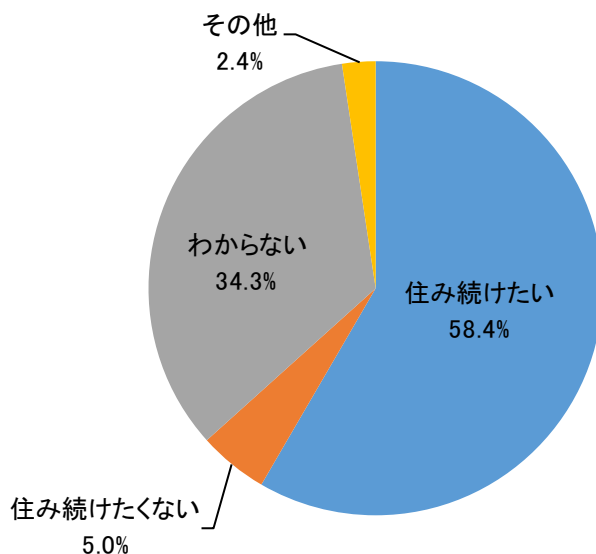
あてはまる番号に3つ以内で○をつけてください。

■生活の利便性、通勤・通学の利便性の魅力度が高い。



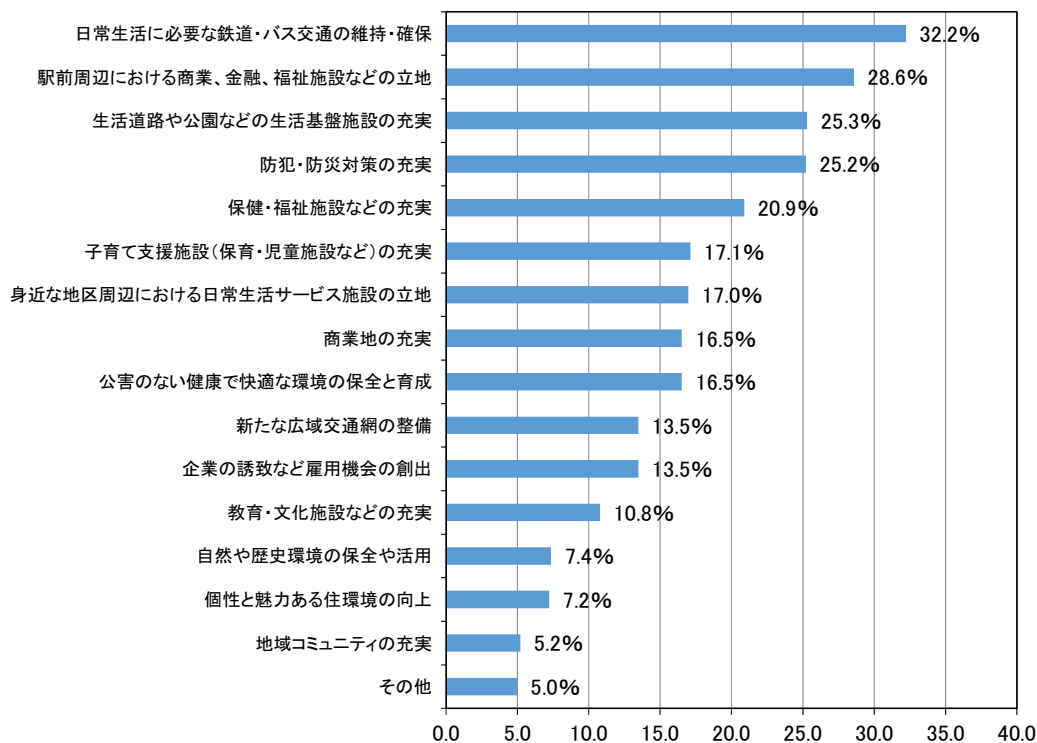
問7. これからも松原市に住み続けたいですか。あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

■定住意向は58.4%、わからない34.3%。



問8. 松原市への居住や定住化を促進するためには、どのような取組みを重点的に進めていくことが望ましいと思われますか。あてはまる番号に3つ以内で○をつけてください。

■日常生活に必要な鉄道・バス交通の維持・確保、駅前周辺における商業、金融、福祉施設などの立地、生活基盤施設の充実、防犯・防災対策の充実の順に高い。

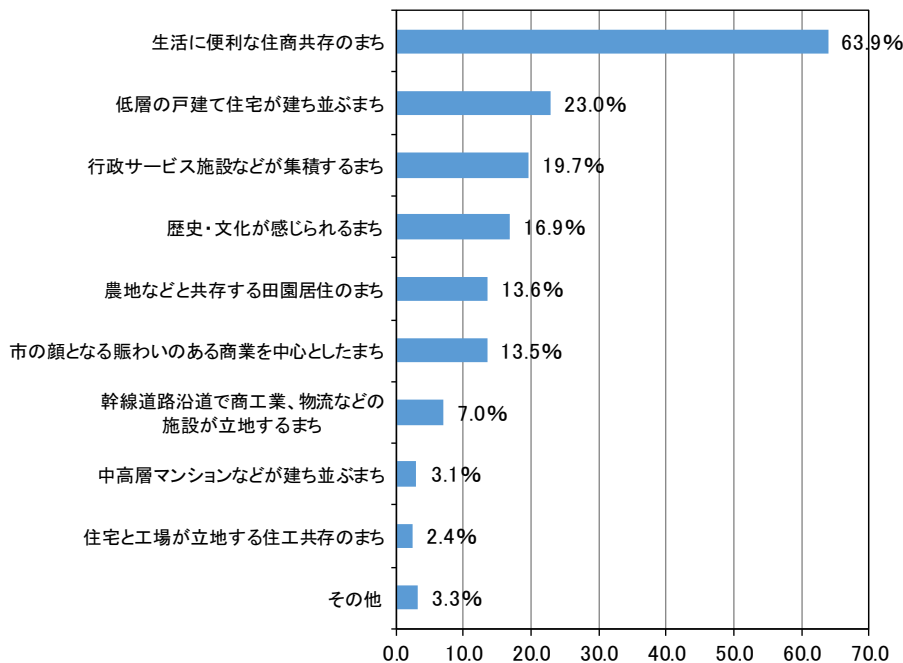


地域の将来像や今後のまちづくりの取組みについておたずねします

問9. お住まいの周辺は、将来どのような地域をめざしていくことが望ましいと思われますか。

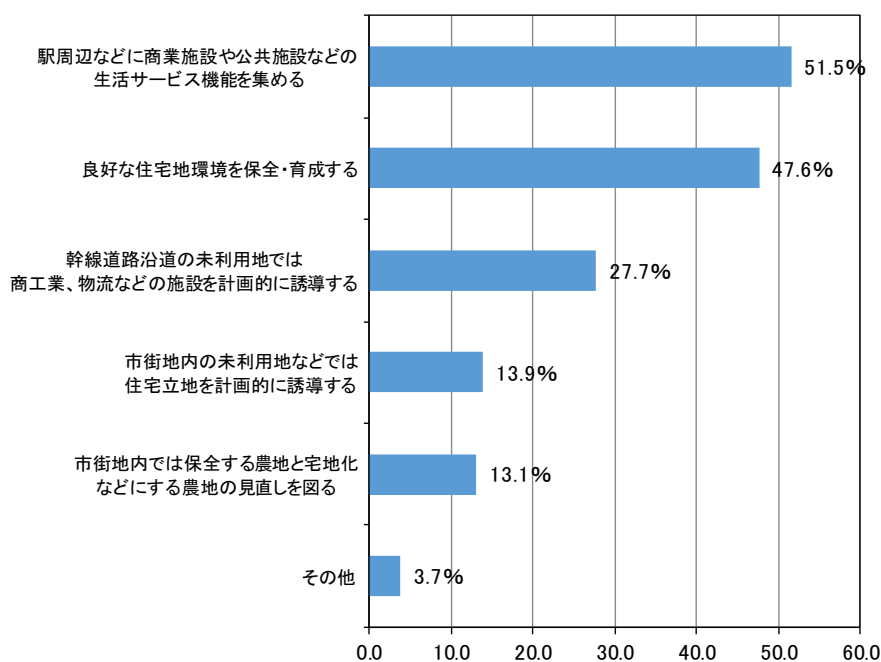
あてはまる番号に2つ以内で○をつけてください。

■「生活に便利な住商共存のまち」が63.9%と際立って多い。



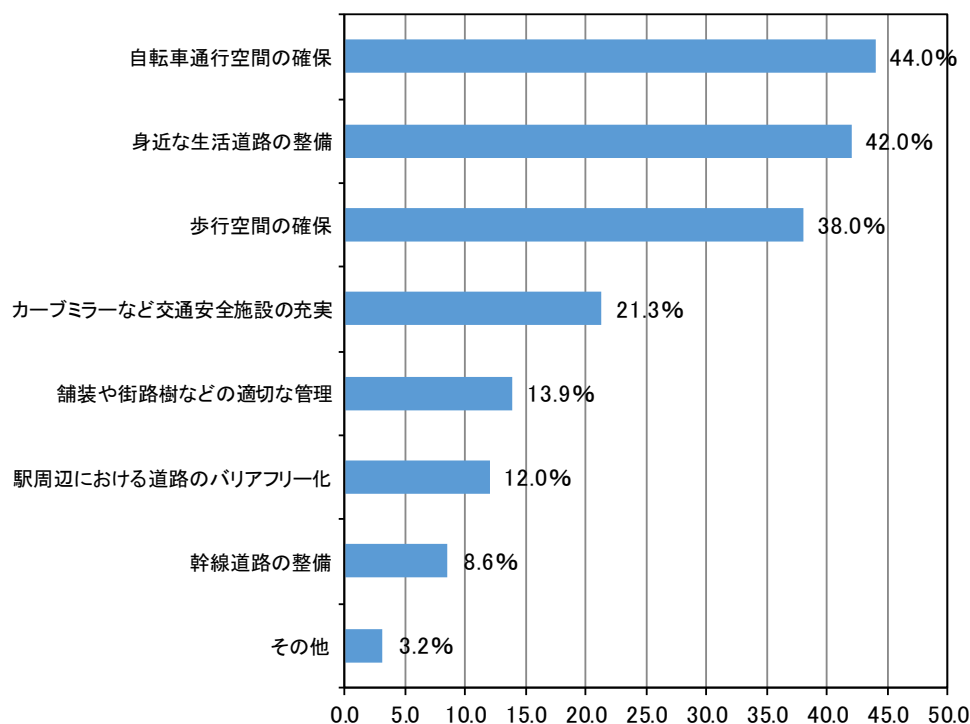
問10. 市街地とその周辺における土地利用については、どのような取組みが特に必要だと思われますか。あてはまる番号に2つ以内で○をつけてください。

■鉄道駅周辺の生活サービスの機能集積、住環境の保全・育成が特に多い。



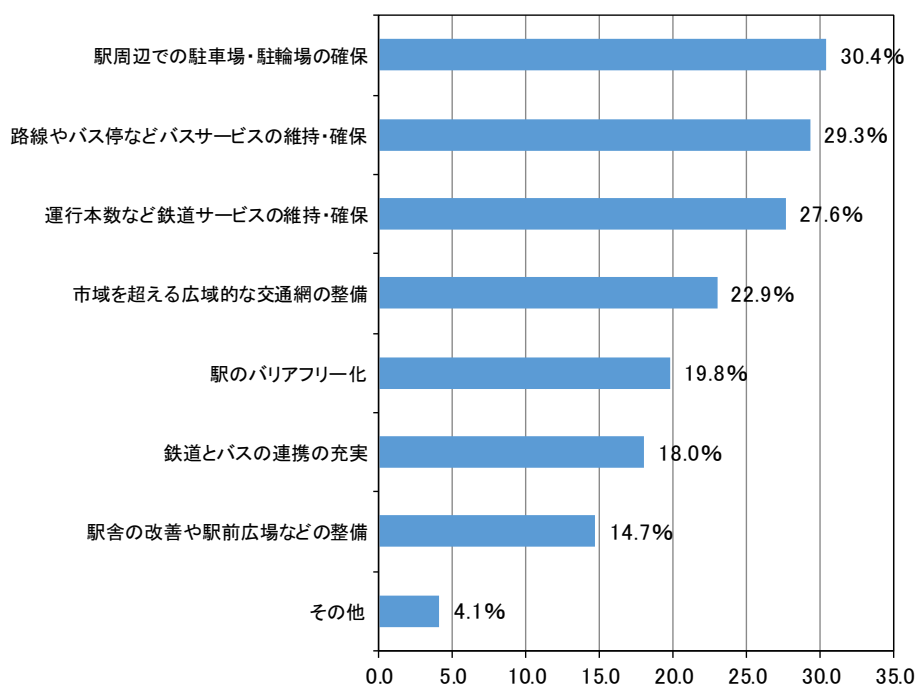
問 11. 道路については、どのような取組みが特に必要だと思われますか。あてはまる番号に2つ以内で○をつけてください。

■自転車通行空間の確保、身近な生活道路の整備、歩行空間の確保が際立って多い。



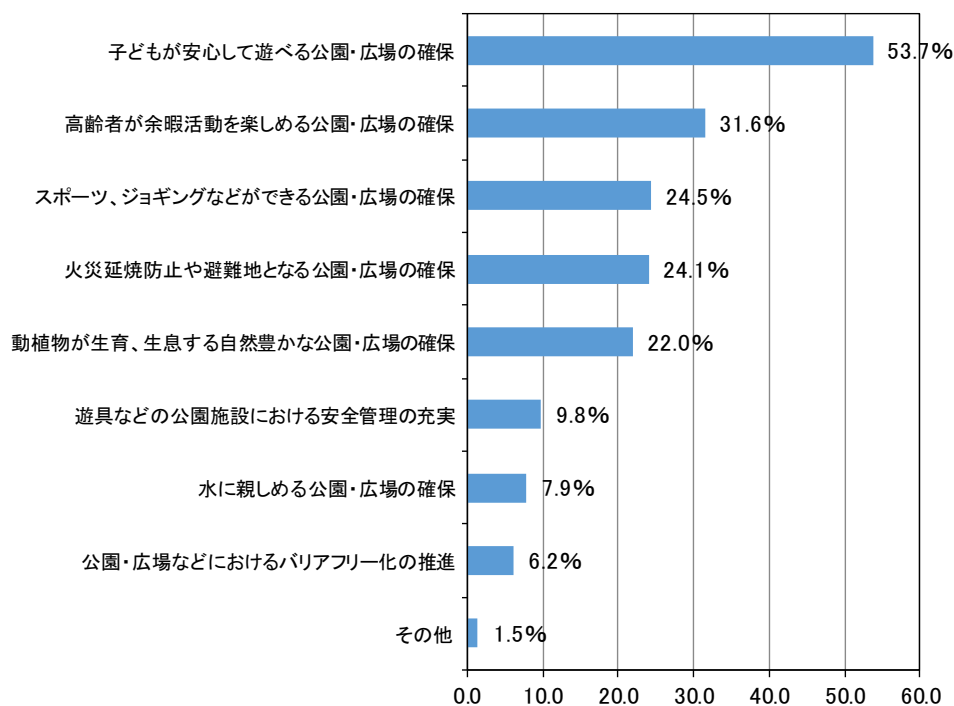
問 12. 公共交通については、どのような取組みが特に必要だと思われますか。あてはまる番号に2つ以内で○をつけてください。

■駅周辺での駐車場・駐輪場の確保、路線やバス停などバスサービスの維持・確保、運行本数など鉄道サービスの維持・確保が特に多い。



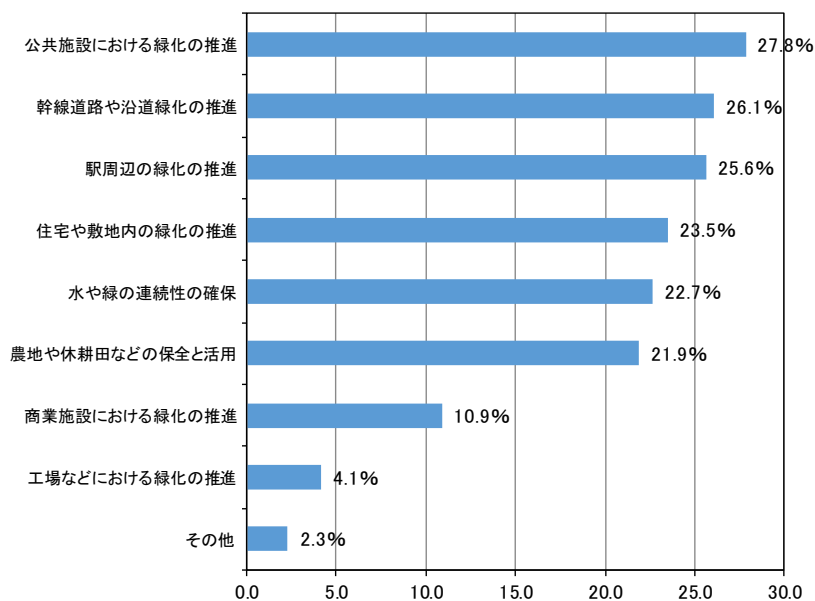
問 13. 公園・広場などについては、どのような取組みが特に必要だと思われますか。あてはまる番号に2つ以内で○をつけてください。

■子どもや高齢者のための公園・広場の確保が特に多い。



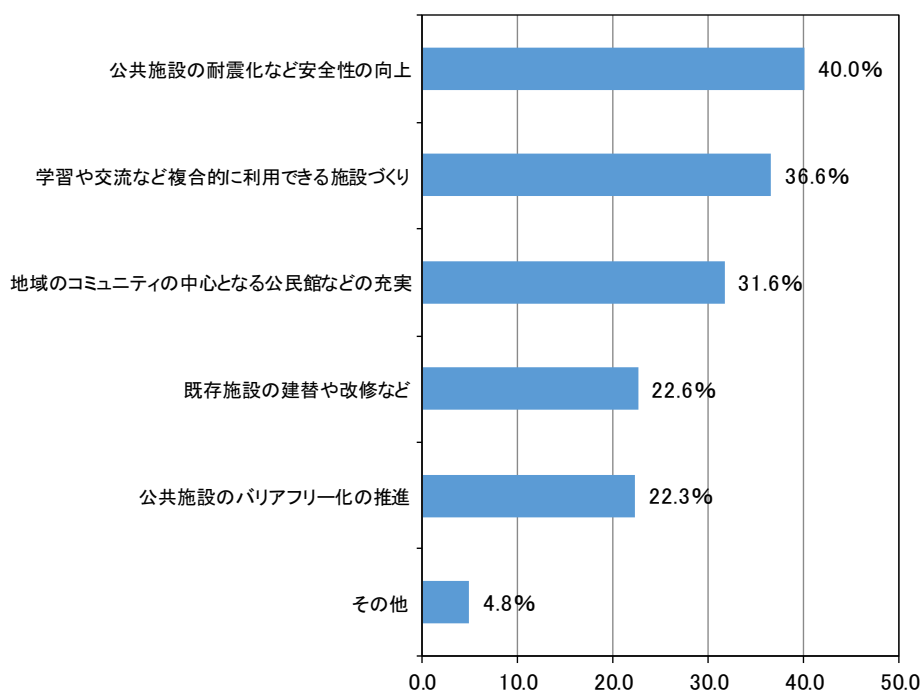
問 14. 緑化などについては、どのような取組みが特に必要だと思われますか。あてはまる番号に2つ以内で○をつけてください。

■幅広い緑化の取組み意向が多い。



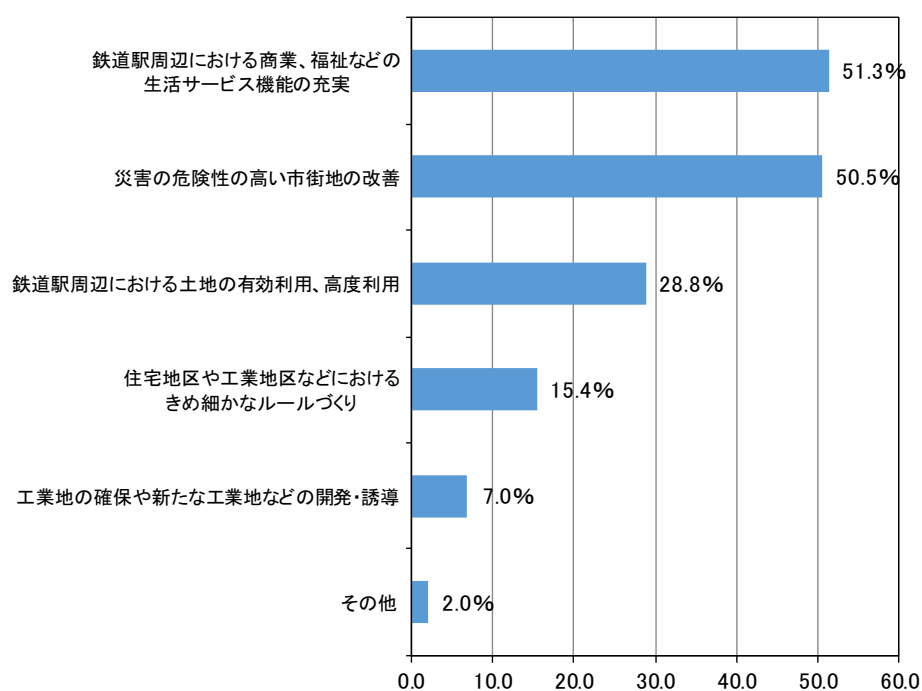
問 15. 公共施設などについては、どのような取組みが特に必要だと思われますか。あてはまる番号に2つ以内で○をつけてください。

■施設の安全性の向上、複合的な公共施設、公民館などの充実の順に多い。



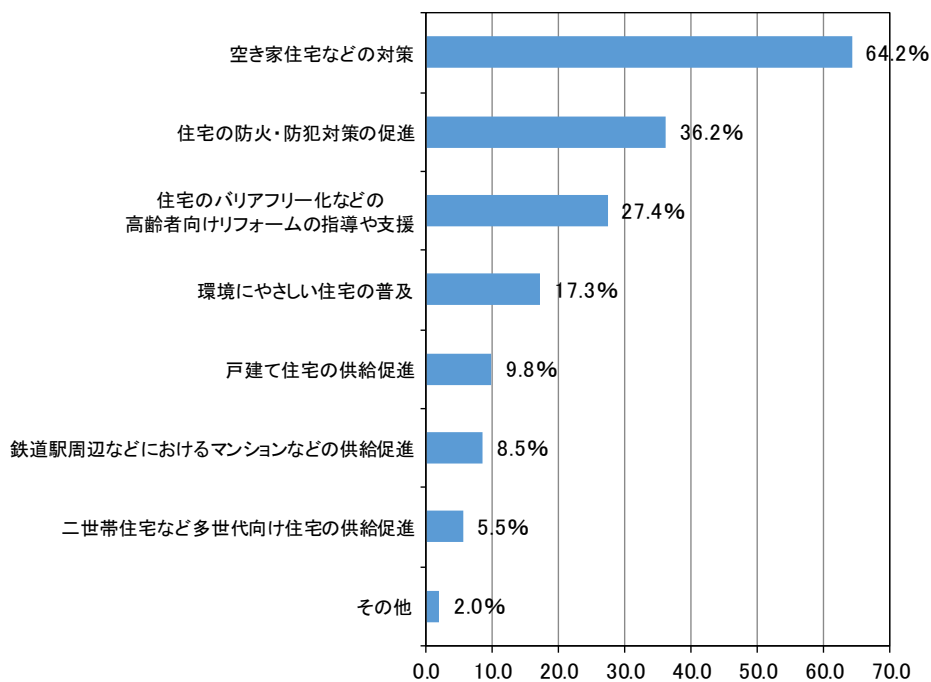
問 16. 市街地などについては、どのような取組みが特に必要だと思われますか。あてはまる番号に2つ以内で○をつけてください。

■鉄道駅周辺のサービス機能の充実、災害の危険性の高い市街地の改善が特に多い。



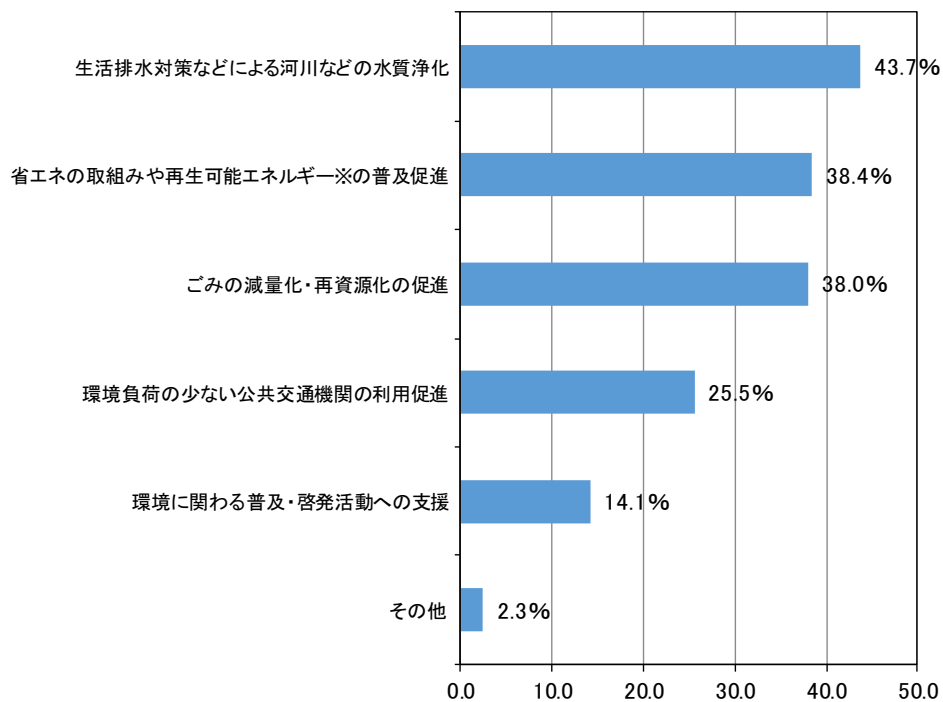
問 17. 住宅については、どのような取組みが特に必要だと思われますか。あてはまる番号に2つ以内で○をつけてください。

■空き家対策が多く、住宅の防火・防犯、バリアフリーの順に多い。



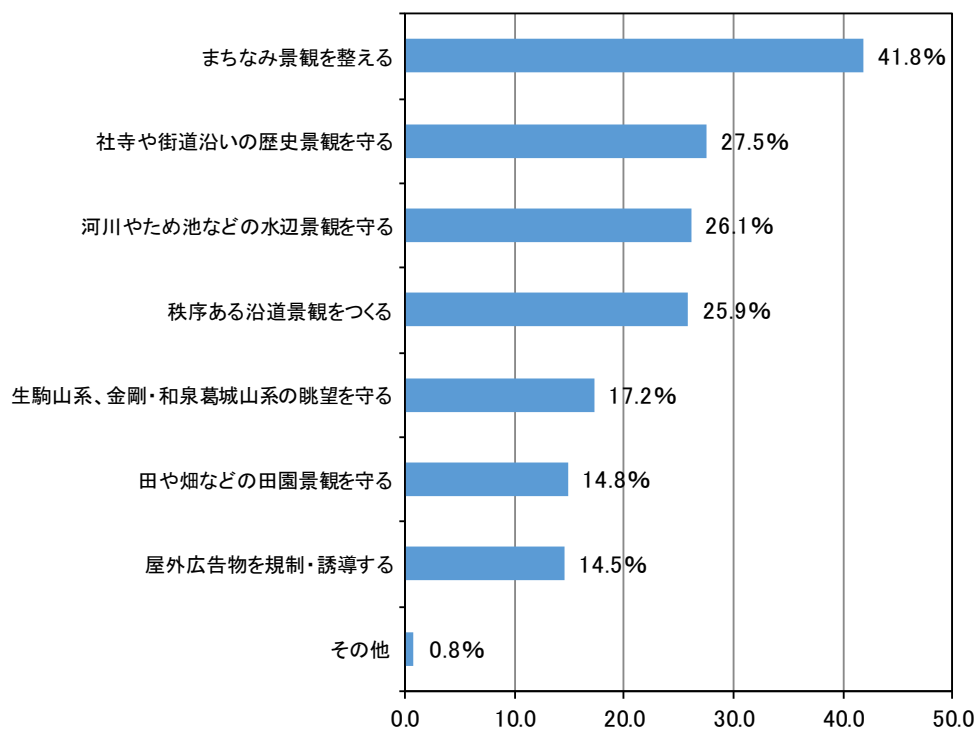
問 18. 環境保全については、どのような取組みが特に必要だと思われますか。あてはまる番号に2つ以内で○をつけてください。

■河川などの水質浄化、省エネの取組みやエネルギー対策、ごみの減量化・再資源化の促進が特に多い。



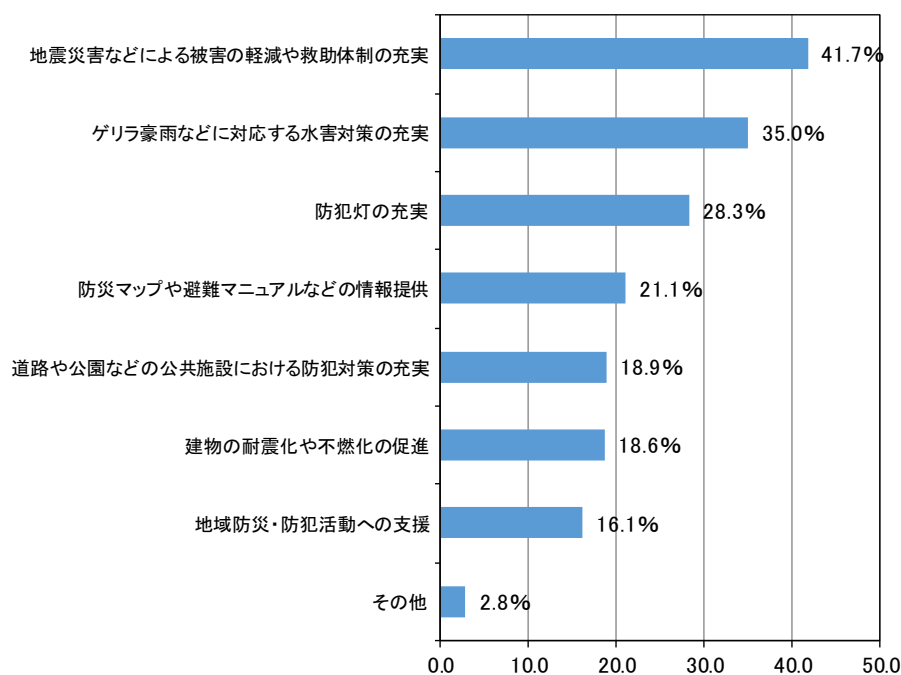
問 19. 自然や景観については、どのような取組みが特に必要だと思われますか。あてはまる番号に2つ以内で○をつけてください。

■まちなみ景観が多く、歴史景観、水辺景観、沿道景観の順に多い。



問 20. 防災・防犯については、どのような取組みが特に必要だと思われますか。あてはまる番号に2つ以内で○をつけてください。

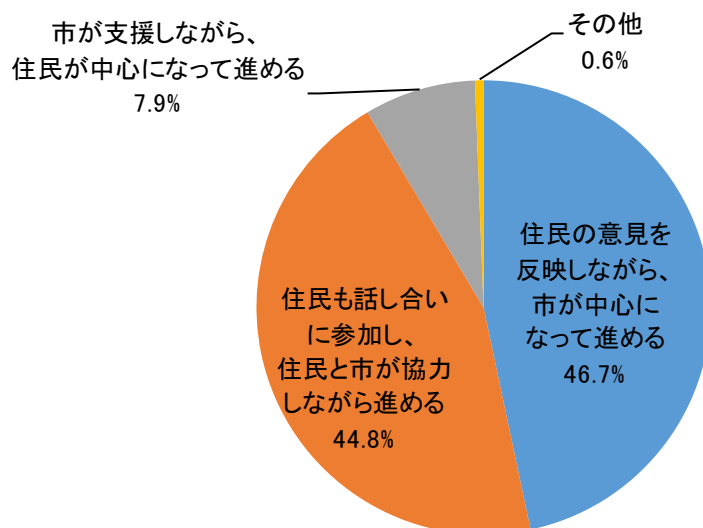
■被害の軽減や救助体制の充実、水害対策の充実、防犯灯の充実の順に多い。



市民参加のまちづくりの進め方についておたずねします

問 21. あなたがお住まいの地域のまちづくりについて、住民と市がどのような役割分担で進めていくことが望ましいと思われますか。あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

■住民の意見を反映しながら市が中心になって進めるが46.7%、市と住民が協力しながら進めるが44.8%。



用語解説

【- あ -】

アドプト制度

道路、河川や公園等の施設において、「地元自治会や企業等の団体が、自主的に行う清掃や緑化等のボランティア活動」を行政が支援し、環境美化等に取り組むことを目的とする制度。

大阪ミュージアム

大阪のまち全体を「ミュージアム」に見立て、魅力的な地域資源を発掘・再発見し、磨き・際立たせ、結びつけることにより、その魅力を内外に発信する大阪府の取組。

温室効果ガス

二酸化炭素、メタンなど人為的な活動によって大気中に放出され、地球温暖化の原因となっているもの。

【- か -】

企業立地促進制度

本市内への企業の立地を促進することにより、産業の活性化と新たな雇用の創出を図り、市の健全な経済発展に資することを目的とする「松原市企業立地促進条例」に基づき、一定の要件を満たす場合に奨励金を交付する制度。

協働

行政と市民など多様な主体が対等な立場で、特性を活かしながら違った役割を担いつつも、共通の目的に向かって行動すること。

クールスポット

主に屋外空間において人が涼しく感じる場所のこと。

景観計画

景観行政団体が、『景観法』の手続きに従って定める「良好な景観の形成に関する計画」のこと。

下水道普及率

総人口に対する下水道処理区域内人口の割合。

ゲリラ豪雨

大気の状態が不安定になることより、突発的に起こる局地的な大雨のこと。

合計特殊出生率

1人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均。

耕作放棄地

以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地。

【- さ -】

再生可能エネルギー

太陽光・太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、資源の枯渇が無く、繰り返し利用可能なエネルギー。

市街化区域

すでに市街地を形成している区域及び今後10年以内に市街化（宅地化などの開発）を図るべき区域。

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域。

市街地開発事業

公共施設の整備状況や土地利用状況を踏まえ、計画的かつ良好な市街地を一体的に整備する事業のことで、土地区画整理事業（土地区画整理法）や市街地再開発事業（都市再開発法）などのこと。

指定避難所

災害の危険性があり、自宅から避難した住民や災害により自宅に戻れなくなった住民が、一定期間滞在するための施設。

自主防災組織

地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成・活動する防災組織。

自動通話録音装置

着信時に犯罪行為を抑止する音声の流れ、

通話を自動録音する装置。

市民緑地認定制度

都市緑地法に基づき、民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。

循環型社会

有限の資源を効率的に利用・再利用することで、自然と社会が持続可能な形で循環していく社会。

生産緑地地区

都市計画で定める地域地区のひとつで、『生産緑地法』に基づき市街化区域内の農地を保全することにより、良好な都市環境の形成を図る区域。

セーフコミュニティ

WHO（世界保健機構）が推奨する安心・安全なまちづくりの国際認証制度。科学的な分析と、地域住民、関連団体、行政など分野を超えた連携・協働により、けがや事故などを予防し、みんなが安心・安全に暮らせるまちづくりを行っている地域。

【- た -】

耐火・準耐火建築物

火災時の火熱に対し、主要構造部が崩壊せず近隣への延焼を防ぐ性能をもち、火災の規模によっては一部を修繕すれば再利用できるような建築物。

大規模集客施設

店舗、飲食店、展示場等の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 m²を超えるもの。

地域地区

『都市計画法』、『建築基準法』の規定に基づいて、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図るため、建築物の用途・構造・形態等の規制及び誘導を行う制度。

地域防災計画

『災害対策基本法』に基づき、各自治体の災害対策の根幹となる計画。

地域防災ネットワークプロジェクト訓練

災害発生時に地域の町会連合会、小学校、消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等が互いに連携をとり、協力し合って地域ぐるみの安全確保を図るため、小学生のうちから防災に対する意識の高揚を図る取組。

地区計画

地区の特性に応じたまちづくりを推進するため、住民参加によって、区画道路、小公園などの配置や建築物の用途、高さ、壁面の位置、敷地の規模などを地区のルールとして定める都市計画のこと。

中心市街地

都市の中心的な役割を担う地域。一般に鉄道駅周辺で、商店街等の人々が集まる施設が集積している。

低炭素社会

地球温暖化の原因である二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する社会のこと。

出前講座

市民の学習意欲に応え、市の職員が市の取組等について、地域に出向いて説明する事業。

特定空家等

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると市町村ごとに認められた空家等をいう。

都市計画提案制度

土地所有者、まちづくりNPO、まちづくりのための開発事業の経験・知識のある団体

等が、一定の条件を満たした場合、必要とする都市計画の決定や変更について、都道府県又は市町村に提案を行うことができる制度。

都市公園

『都市計画法』や『都市公園法』等で位置付けられている地方自治体が設置する公園や緑地。街区公園・近隣公園等の種類がある。

都市施設

『都市計画法』で定められた道路・公園・下水道等の施設。

【- は -】

ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものをいう。予測される災害の範囲及び被害程度、避難場所などの情報が地図上に示されている。

バリアフリー

日常生活上の物理的、精神的な障害を取り除くこと。段差の解消や多言語表示など。

ヒートアイランド現象

都心域の地上気温が周辺部より高くなる現象。

PDCA サイクル

行動プロセスの枠組みのひとつ。Plan(計画)、Do(実践)、Check(評価)、Action(見直し・改善)の4つで構成されていることから、PDCA という名称になっている。

福祉避難所

お年寄りや体の不自由な方、乳児等の要配慮者が滞在できる設備を備えた施設。

物流施設

物を生産者から消費者へとつなぐ働きをもつ流通・配送センターなどのこと。

壁面後退

建築物を敷地の境界から後退させて建てること。

防火地域・準防火地域

都市計画で定める地域地区のひとつで、市街地における火災の危険を防ぎ取除くために

指定する地域。

防災行政無線

災害時などの緊急事態において、国及び地方公共団体が地域住民に重要な情報を正確かつ迅速に伝達し、人命や財産を保護する目的で整備された無線通信システムのこと。

【- ま -】

みどりの風促進区域

海と山をつなぐみどりの太い軸線の形成を通じ、大阪府民が実感できるみどりを創出するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や官民一体によるみどりづくりを促進し、「みどりの風を感じる大都市・大阪」を実現するため、道路や河川を中心に一定幅の沿線民有地を含む区域。

【- や -】

遊休農地

耕作の目的に供されておらず、引き続き供されないと見込まれる農地のこと。

ユニバーサルデザイン

障害の有無や年齢、性別、国籍等にかかわらず誰もが使いやすいようにデザインされた製品、情報、生活環境のこと。

【- ら -】

ライフサイクル・コスト

構造物の計画、設計から建設、維持・管理、解体撤去、廃棄にいたる費用のこと。

流出抑制

雨水が一度に大和川などの河川に流れ込まないようにする取組などのこと。

松原市都市計画マスタープラン

令和2（2020）年3月

発行 松原市 都市整備部 まちづくり推進課

〒580-8501 松原市阿保1丁目1番1号

TEL 072-334-1550（代表）



Matsubara city